

平成30年9月定例会会議録（第1号）

平成30年9月7日 金曜日 午前10時00分開会
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第1号）

平成30年9月7日 金曜日 午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 市長の行政報告
- 日程第 4 報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について
- 日程第 5 報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について
- 日程第 6 報告第12号平成29年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 報告第13号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について
- 日程第 8 議案第44号新庄市教育委員会委員の任命について
- 日程第 9 議案第45号財産の処分について

（一括上程、提案説明、総括質疑）

- 日程第10 議案第46号新庄市総合計画策定条例について
- 日程第11 議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第49号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 議案第52号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第53号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第54号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 議案第55号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第20 議案第56号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第57号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
- 日程第24 決算特別委員会の設置
- 日程第25 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

(一括上程、提案説明)

- 日程第26 議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算(第3号)
- 日程第27 議案第61号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第28 議案第62号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第29 議案第63号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第30 議案第64号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第31 議案第65号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第32 議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

- 日程第33 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程(第1号)に同じ

開 会

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

欠席通告者はありません。

それでは、これより平成30年9月新庄市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程第1号によって進めます。

日程第1 会議録署名議員指名

小野周一議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において佐藤悦子君、佐藤義一君の両名を指名いたします。

日程第2 会 期 決 定

小野周一議長 日程第2 会期決定を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 おはようございます。

それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

去る8月31日午前10時から、議員協議会室において議会運営委員6名出席のもと、執行部から副市長、関係課長並びに議会事務局職員の出

席を求め議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成30年9月定例会の運営について協議をいたしたところであります。

初めに、執行部から招集日を含めて提出議案等についての説明を受け、協議を行った結果、会期につきましてはお手元に配付しております平成30年9月定例会日程表のとおり、本日から9月21日までの15日間に決定いたしました。また、会期中の日程につきましても日程表のとおり決定いたしましたので、よろしく願い申し上げます。

なお、このたび提出されます案件は、報告4件、議案7件、平成29年度決算の認定等9件、補正予算7件、請願1件の計28件であります。

案件の取り扱いにつきましては、本日報告4件の後、議案第44号から議案第45号の議案2件につきましては、提案説明をいただき、委員会への付託を省略して、本日の本会議において審議をお願いいたします。

議案第46号から議案第59号の議案14件につきましては、本日、本会議に上程し、提案説明の後、平成29年度決算の認定等9件を除いた議案5件につきましては、総括質疑を受け、所管の常任委員会に付託し、審議をしていただきます。平成29年度決算の認定等9件につきましては、本日、全議員で構成する決算特別委員会を設置していただき、同委員会に付託をして審査をしていただきます。

議案第60号から議案第66号までの補正予算7件につきましては、本日は提案説明のみにとどめ、委員会への付託を省略して、9月21日、最終日の本会議において審議をお願いいたします。

次に、一般質問についてであります。今期定例会の一般質問通告者は7名であります。よって、1日目4名、2日目3名に行っていただきます。なお、質問時間は、質問、答弁を含め1人50分以内といたします。質問者並びに答弁者の御協力を特にお願いいたします。

以上、議会運営委員会における協議の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日から9月21日までの15日間にしたいと思っております。これに

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、会期は9月7日から9月21日までの15日間と決しました。

平成30年9月定例会日程表

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第1日	9月7日	金	本 会 議	議 場	午前10時	開会。行政報告。報告(4件)の説明。人事案件(1件)の上程、提案説明、採決。議案(1件)の上程、提案説明、質疑、討論、採決。議案(5件)及び決算(9件)の一括上程、提案説明、総括質疑。決算特別委員会の設置。議案及び請願の決算特別委員会、各常任委員会付託。補正予算(7件)の一括上程、提案説明。
			決 算 特別委員会	議 場	本 会 議 終 了 後	正副委員長の互選
第2日	9月8日	土	休 会			
第3日	9月9日	日				
第4日	9月10日	月	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 山科正仁、佐藤卓也、 小関 淳、小嶋富弥の各議員
第5日	9月11日	火	本 会 議	議 場	午前10時	一般質問 佐藤悦子、叶内恵子、 清水清秋の各議員
第6日	9月12日	水	常任委員会	総務文教 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案、請願の審査
第7日	9月13日	木	常任委員会	産業厚生 (議員協議 会室)	午前10時	付託議案の審査

会 期	月 日	曜	会 議 別	場 所	開 議 時 刻	摘 要
第 8 日	9 月 14 日	金	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成29年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益の処分及び決算の審査
第 9 日	9 月 15 日	土	休 会			
第10日	9 月 16 日	日				
第11日	9 月 17 日	月				
第12日	9 月 18 日	火	決 算 特別委員会	議 場	午 前 10 時	平成29年度一般会計及び特別会計決算の審査、水道事業会計利益の処分及び決算の審査
第13日	9 月 19 日	水	休 会			(本会議準備のため)
第14日	9 月 20 日	木	休 会			(本会議準備のため)
第15日	9 月 21 日	金	本 会 議	議 場	午 前 10 時	決算特別委員長報告、採決。各常任委員長報告、質疑、討論、採決。補正予算（7件）の質疑、討論、採決。

日程第 3 市長の行政報告

小野周一議長 日程第 3 市長の行政報告をお願いいたします。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

新庄まつりも終わったかなと思っていましたら、大雨が来、また台風がということで、また、昨日は、平成30年北海道胆振東部地震と名づけた昨日早朝の大地震で多くの犠牲者、また被災者が出ております。心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいというふうに思っております。

当市といたしましても、本日付で備蓄ペットボトルを宮古市に届け、あすのフェリーで室蘭に届ける予定となっております。

要望も刻々と変化すると思われますので、東

北市長会とも連携しながら支援してまいりたいと思っております。

それでは、8月31日の豪雨災害による被害状況について御報告いたします。

8月31日に発生しました大雨は、前回8月5日から6日にかけての豪雨災害時より降雨量は少ないものの、総雨量が201.5ミリ、1時間当たりの最大雨量が33.5ミリを観測し、昭和49年の8・1水害に匹敵する規模でありました。

特に、北部菟野地区の1時間当たりの最大雨量は64ミリを観測しており、記録的な豪雨となりました。

住宅等の被害についてですが、現在床上浸水は確認されておりませんが、床下浸水が菟野地区、畑地区などで23件確認されております。

そのほか中川原地区での牛舎が水没し、消防団による排水作業を依頼した事件が1件ございました。

農地農業用施設の被害についてですが、8月

5日から6日の豪雨で617カ所の被害が発生いたしました。8月31日豪雨で新たに44カ所の被害を確認し、被災カ所は合わせて661カ所となっております。

また、8月5日から6日の被害がさらに拡大しているところもあり、そうした変化に対応しながら、災害対応事業を活用した復旧に取り組んでまいります。

道路、河川、公園の被害についてですが、8月5日から6日の豪雨で道路の被害が26カ所、河川の被害が7カ所、公園、緑地の被害が3カ所で発生いたしました。8月31日の豪雨で新たに道路の被害が3路線4カ所、小規模修繕が必要な被害が十数カ所発生いたしました。

また、8月5日から6日の被害がさらに拡大しているところもあり、被害額については、現在調査中であります。

今後も引き続き国や県などの支援を活用しながら、災害復旧に当たる予定であります。

市民の安心安全な暮らしを守り、災害に強いまちづくりに向け取り組んでまいります。

以上、8月31日の豪雨による被害状況の報告とさせていただきます。

次に、新庄まつりについての御報告であります。

ユネスコ無形文化遺産登録後、初めての週末開催となった今年の新庄まつりは、昨年より6万人少ない49万人の人出となりました。

台風20号の影響により、まつり期間中は総じて曇り空という天候の中、時折小雨がぱらつき、日程が進むにつれ、雨足が強くなるという、まつりの観覧にとっては厳しい状況で、曜日配列の効果も薄れてしまい、人出を大きく押し下げたものと考えています。

8月24日、宵まつりは、駅前ロータリー付近の観覧場所の拡大、さらに駅前通りの車道の一部を観覧場所として開放するなど、週末開催による観客増を想定した対応を行った結果、ぐず

ついた天気であったものの、昨年より1万人増の21万人の人出となりました。

25日の本まつりは、24日同様、不安定な天候の影響が懸念されたものの、沿道の観覧に人垣ができるなど、昨年より1万人増の21万人の人出となりました。

26日の後まつりは、まつり期間中最も悪い天候に見舞われました。午前中から雨が降り続き、午後には強い雨に変わるとの天気予報から、飾り山車を市内中心部から各山車小屋へ街中鹿子踊と手締式とゆめりあに会場を移しての実施となりました。昨年より8万人少ない7万人の人出となりました。

今後も世界に誇れる祭りとして、新庄まつり実行委員会への支援を通じ取り組んでまいりますので、今後のさらなる御理解と御協力をお願いし、本年の新庄まつりの報告とさせていただきます。

日程第4報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について

小野周一議長 次に、日程第4報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第10号一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告について御説明申し上げます。

この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、市体育協会の経営状況を報告する書類として、平成29年度事業決算報告書を議会に提出するものでございます。

市体育協会の報告書2ページに記載しておりますが、平成26年度に新庄市施設振興公社と統合したことに伴い、市の体育施設を指定管理者として管理運営するとともに、市の都市公園や公有財産の管理業務を受託しております。

また、平成27年度からは県の最上中央公園も指定管理者として管理運営しており、指定管理料、自動販売機収入の増などにより、経常収益が1億6,273万9,755円、経常費用が1億6,170万7,742円となっております。

なお、市体育協会の平成29年度事業及び決算については、平成30年6月21日に開催されました同協会の定時評議員会において承認されたものであり、詳細につきましては後ほどごらんいただきたいと思っております。

以上、一般財団法人新庄市体育協会の経営状況の報告とさせていただきます。

小野周一議長 本件は地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第5報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況の報告について

小野周一議長 日程第5報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第11号新庄市土地開発公社の経営状況について御報告いたします。この報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定により、平成29年度新庄市土地開発公社の決算について報告するものでございます。

なお、この決算につきましては、去る5月21日に公社監事による監査を行い、5月29日の理事会において御承認をいただいております。

平成29年度の事業としましては、小桧室2期地区における5区画の宅地分譲のうち、残り1区画について新聞折り込みや広告看板の設置等により販売促進に努めた結果、売却に至ることができました。

平成29年度の損益につきましては121万5,477円の当期純利益となっております。

なお、お手元の決算書の1ページから9ページまでが事業報告及び決算の内容であり、10ページ以降につきましては決算附属明細表を記載しておりますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で平成29年度新庄市土地開発公社の経営状況の報告とさせていただきます。

小野周一議長 本件につきましても、地方自治法第243条の3第2項の規定による報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第6報告第12号平成29年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

小野周一議長 日程第6報告第12号平成29年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、報告第12号平成29年度新庄市健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

本比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、監査委員の意

見を付して議会に報告し、市民に対して公表することとなっているものであります。

初めに、健全化判断比率についてであります。が、実質赤字比率、連結実質赤字比率は、前年度同様、全ての会計が黒字決算でありましたので、数値はございません。

実質公債費比率につきましては、前年度と同じ9.1%でございました。

将来負担比率につきましては37.5%となり、前年度の38.4%より0.9ポイント改善しております。

次に、資金不足比率についてであります。繰り出し基準に基づき一般会計から適正に繰り出しを行っておりますので、全ての特別会計で不足額はございませんでした。

算定結果は以上でございまして、健全な財政運営により順調に改善しております。

以上で、健全化判断比率及び資金不足比率の報告とさせていただきます。

小野周一議長 本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第7報告第13号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について

小野周一議長 日程第7報告第13号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、報告第13号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分

の承認について御説明申し上げます。

去る8月5日から6日にかけて発生いたしました記録的大雨によりまして、市内各所で農地や道路等の被害がありましたことから、これに早急に対応するため、8月6日付で予算の専決処分を行ったものであります。

被災直後におきましては、被害状況とこれに係る経費を把握するのがすぐには困難でありましたので、予備費に1億円を追加補正し、さまざまな被害に臨機応変に対応できるようにしたものであります。

また、小中学校の被害報告がありましたことから、新たに3校に教育施設災害復旧費を追加しております。

被災直後において速やかに災害対応を図れるように予算化したものでありますので、御承認いただけますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明がありました報告第13号については、地方自治法第179条第3項の規定による専決処分の報告でありますので、御了承をお願いしたいと思います。

日程第8議案第44号新庄市教育委員会委員の任命について

小野周一議長 日程第8議案第44号新庄市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 議案第44号新庄市教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

本案は、新庄市教育委員会委員のうち2名が平成30年9月30日をもって任期満了となることから、教育委員を選任するに当たり、地方教育

行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により御提案申し上げるものであります。

任命する委員は、引き続き阿部浩悦氏と斉藤浩昭氏のお二方でございます。

なお、任期につきましては、委員の任期満了の期日が特定の年に偏らないよう定めることとする特例に基づき、阿部浩悦氏が平成33年9月30日までの3年間、斉藤浩昭氏が平成34年9月30日までの4年間としております。

御審議いただき、御同意いただきますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第44号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

お諮りいたします。

本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号は直ちに採決することに決しました。これより採決いたします。

議案第44号新庄市教育委員会委員の任命については、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号はこれに同意することに決しました。暫時休憩いたします。

午前10時22分 休憩

午前10時24分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程第9議案第45号財産の処分について

小野周一議長 日程第9議案第45号財産の処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、議案第45号財産の処分について御説明申し上げます。

本案は、新庄中核工業団地の土地を売却するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

去る6月14日に神奈川県川崎市に本社がある株式会社サンテックより新庄中核工業団地J-2-14区画についての土地譲受け申込書を受理いたしました。

同社は、精密な金属切削加工技術を有し、主に航空宇宙、防衛分野向けの部品製造が主力業務である企業であります。

現在の製造拠点は、川崎市の本社工場のみで、これ以上拡張する余地がなく、今後の企業戦略上、新たな拠点づくりが急務であるとのことで、新庄中核工業団地の用地を取得したいとの意向であります。

当地域には、航空宇宙分野に参入している企業は少なく、既立地企業との新たな取引の発生など、操業開始後の波及効果が期待されるところであります。

売却する土地は、新庄中核工業団地J-2-14区画の一部7,181.67平方キロメートル、売却価格は3,600万円です。

売却の相手先は、株式会社サンテック、代表取締役、清水睦視氏であります。

以上、御審議をいただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第45号は会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、本件は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第45号財産の処分については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

議案 1 4 件一括上程

小野周一議長 日程第10議案第46号新庄市総合計画策定条例についてから日程第23議案第59号平

成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの14件を、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第46号新庄市総合計画策定条例についてから議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの14件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 議案第46号新庄市総合計画策定条例について御説明申し上げます。

新庄市では、少子高齢化や人口減少社会の中でさまざまな社会情勢の変化に的確に対応し、住みよい地域社会を構築していくため、平成23年度から平成32年度までを計画期間とする第4次新庄市振興計画を策定し、市政運営を行う上での指針としてきたところでありますが、平成30年度以降の計画につきましては、広く市民の皆様のお意見をお聞きするためにも、平成30年度から検討を開始する必要があると考えております。

現在の第4次新庄市振興計画を策定した際には、地方自治法において基本構想の策定が市町村に義務づけられておりましたが、地方分権改革における義務づけの廃止という観点から、平成23年5月に行われた地方自治法の改正により、市町村において基本構想を策定することの法律上の義務が廃止されたところであります。

一方、本市における総合計画は、これまで市が総合的かつ計画的な市政運営を行う上で大きな役割を担っており、今後も市民の生活、文化、福祉等の向上に取り組んでいくためには、市の基本的な指針となる総合計画を策定し、総合計画に基づいて市政運営を行う必要があるこ

とから、市として総合計画を策定することや総合計画の策定に必要となる手続を定めた新庄市総合計画策定条例を新たに制定するものであります。

また、計画の名称について発展のみを意識させる「振興計画」から、総合的な発展を意識した「総合計画」に変更するとともに、諮問機関である「新庄市振興計画審議会」の名称を「新庄市総合計画審議会」に変更するなどの規定の整備を行うものであります。

次に、議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本案は、公職選挙法の改正が平成31年3月1日に施行されることに伴い、本市の市議会議員の選挙におけるビラ作成の公費負担について定めるものであります。

平成31年3月1日以降に告示される市議会議員の選挙について適用し、4,000枚を上限として、ビラ作成の公費負担を行うものであります。

施行日につきましては、平成31年3月1日であります。

次に、議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、該当する条項に関し、国の基準と同様の改正を行うものです。

主な改正の内容については、小規模保育施設等の家庭的保育事業者等において、保育が確実に行われるよう、保育所、幼稚園または認定こども園と連携協力を行うこととされていますが、その一部の要件について、連携施設の対象を小規模保育事業所等に拡大するものです。

また、家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用を猶予する経過措置期間につい

て、現行の5年を10年に延長するものです。

施行日は、公布の日であります。

次に、議案第49号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本年4月からの国民健康保険制度の広域化により、国民健康保険の財政運営の主体が県へと移行し、保険給付に係る制度も変更されたことに伴い、必要な改正を行うものであります。

主な改正の内容につきましては、基金名称を「新庄市国民健康保険保険給付基金」から「新庄市国民健康保険財政調整基金」へ変更するとともに、基金の目的を「国民健康保険の円滑な保険給付を行うための基金」から、「国民健康保険事業の健全な運営に資するための基金」に改正します。

あわせて、積立額処分の事由について、規定の整備を行うものです。

施行日については、公布の日であります。

次に、議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

新庄市エコロジーガーデンのやすらぎ交流施設の耐震改修を行ったことに伴い、使用料の見直しを図るため、必要な改正を行うものです。

旧第五蚕室であるやすらぎ交流施設は、平成14年のエコロジーガーデン開設時から産地直売所として利用していただいております。このたび、施設機能の拡充に伴い、使用料の見直しを行うものであります。

改正の内容といたしましては、やすらぎ交流施設の使用料について、従来の使用料に加え、売り上げの1%を加算使用料とし、追加するものです。その他文言の整備等、必要な改正を行うものであります。

施行日は、本年12月1日であります。

次に、議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平

成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきましては会計課長より、議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については上下水道課長よりそれぞれ御説明申し上げます。

なお、これら決算につきましては、監査委員より決算審査意見書の提出を受けておりますが、監査委員から賜りました意見については今後十分に留意いたしまして、効率的な行政運営になお一層努力してまいる所存であります。

私からの説明は終わりますが、御審議をいただきまして、御決定くださるようお願い申し上げます。

小野周一議長 それでは、続いて議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件を会計管理者兼会計課長・田浩志君より説明をお願いします。

会計管理者兼会計課長・田浩志君。

(・田浩志会計管理者兼会計課長登壇)

・**田浩志会計管理者兼会計課長** 議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてより議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8議案につきまして、お配りしております平成29年度歳入歳出決算書をもとに御説明申し上げます。

初めに、5ページの会計別歳入歳出決算総覧をお開きください。

全会計の状況は、下段の合計欄に記載しておりますが、予算現額が282億9,746万3,040円、収入済額が282億6,461万184円、支出済額が268億7,205万8,229円。予算現額に対し、収入率は99.88%、執行率は94.96%であります。差引残額は13億9,255万1,955円となっておりますが、一般会計と公共下水道事業特別会計で翌年度繰

り越しが生じておりますので、後ほど説明いたします。

続きまして、会計ごとの歳入歳出決算書を御説明申し上げます。

8ページをお開きください。

初めに、一般会計について御説明申し上げます。

歳入につきまして、1款市税から10ページの21款市債まで、予算現額が179億5,906万3,040円、調定額が183億5,997万9,760円、収入済額が179億2,729万8,413円、不納欠損額が2,702万7,238円、収入未済額が4億565万4,109円であります。

不納欠損額の内訳は、9ページ、1款市税が2,516万6,608円、12款分担金及び負担金が181万5,630円。11ページの20款諸収入が4万5,000円となっております。

収入済額の内訳は、9ページ、1款市税が2億233万3,402円、12款分担金及び負担金が900万3,304円。11ページの13款使用料及び手数料が520万9,538円、14款国庫支出金が9,263万6,000円、15款県支出金が8,523万6,353円、20款諸収入が1,123万5,512円となっております。

なお、9ページ、1款市税の収入済額は45億5,977万3,142円であり、調定額47億8,727万3,152円に対する収納率は95.24%であります。

歳出は12ページになります。

1款議会費から14ページの14款予備費までの支出済額が172億3,642万6,795円であります。翌年度繰り越しが生じており、13ページ、6款農林水産業費、8款土木費の合計額は2億4,099万9,000円であります。不用額は4億8,163万7,245円、歳入歳出差引残額は6億9,087万1,618円となっております。

16ページから国民健康保険事業特別会計であります。

歳入1款国民健康保険税から11款諸収入までの合計は、予算現額が45億7,336万6,000円、調

定額が50億1,251万5,271円、収入済額が47億4,006万2,969円、不納欠損額は1款と11款合わせて2,676万693円、収入未済額は1款、11款を合わせて2億4,569万1,609円であります。

1款国民健康保険税の収入済額は9億8,314万3,338円であり、調定額12億5,457万4,640円に対する収納率は78.36%であります。

歳出は、18ページ、1款総務費から20ページの12款予備費まで、支出済額が41億5,166万7,799円であります。翌年度繰り越しはなく、不用額は4億2,169万8,201円。歳入歳出差引残額は5億8,839万5,170円となっております。

22ページから、交通災害共済事業特別会計であります。

歳入1款交通災害共済事業収入から5款諸収入までの合計は、予算現額が736万3,000円、調定額と収入済額が同額の697万7,641円であり、不納欠損額、収入未済額はございません。

歳出は24ページ。1款事業費の支出済額が697万7,641円、翌年度繰り越しはなく、不用額は38万5,359円であります。収入済額と支出済額が同額のため、歳入歳出差引残額はございません。

26ページから、公共下水道事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から7款市債までの合計は、予算現額14億8,623万1,000円、調定額が14億7,565万3,220円、収入済額が14億824万4,601円、不納欠損額は1款と2款合わせて120万839円、収入未済額は1款から3款まで合わせて6,620万7,780円であります。

歳出は28ページ。1款総務費から3款公債費まで、支出済額が14億277万6,179円、翌年度繰り越しは2款建設費の7,371万6,000円、不用額は973万8,821円、歳入歳出差引残額は546万8,422円となっております。

30ページから、農業集落排水事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から6款市債までの合計は、予算現額が8,648万円、調定額が8,762万294円、収入済額が8,544万3,824円、不納欠損額は1款と2款合わせて109万9,620円、収入未済額は2款使用料及び手数料の107万6,850円であります。

歳出は32ページ。1款農業集落排水事業費と2款公債費を合わせて、支出済額が8,544万3,824円、翌年度繰り越しはなく、不用額は103万6,176円あります。収入済額と支出済額が同額のため、歳入歳出差引残額はございません。

34ページから、営農飲雑用水事業特別会計であります。

歳入1款分担金及び負担金から5款諸収入までの合計は、予算現額が3,450万6,000円、調定額が3,586万9,347円、収入済額が3,389万8,259円。不納欠損はなく、収入未済額は2款使用料及び手数料の197万1,088円あります。

歳出は36ページ。1款営農飲雑用水事業費と2款公債費を合わせて、支出済額が3,389万8,259円、翌年度繰り越しはなく、不用額は60万7,741円あります。収入済額と支出済額が同額のため、歳入歳出差引残額はございません。

38ページから、介護保険事業特別会計であります。

歳入1款保険料から10款諸収入までの合計は、予算現額が37億2,671万5,000円、調定額が36億6,489万7,514円。収入済額が36億4,674万169円、不納欠損額は1款保険料の548万7,550円。収入済額は1款と2款並びに10款を合わせて1,266万9,795円あります。

歳出は40ページ。1款総務費から8款予備費まで、支出済額が35億4,731万9,276円あります。翌年度繰り越しはなく、不用額は1億7,939万5,724円。歳入歳出差引残額は9,942万893円となっております。

42ページから後期高齢者医療事業特別会計であります。

歳入1款保険料から5款諸収入までの合計は、予算現額が4億2,373万9,000円、調定額が4億1,698万6,968円。収入済額が4億1,594万4,308円。不納欠損額は1款の29万8,110円、収入未済額は1款の74万4,550円であります。

歳出は44ページ。1款総務費から4款諸支出金まで、支出済額が4億754万8,456円でありませぬ。翌年度繰り越しはなく、不用額は1,619万544円。歳入歳出差引残額は839万5,852円となっております。

以上、歳入歳出決算書でございます。

続いて、52ページをお開きください。

52ページからは、各会計の事項別明細書を掲載しております。会計ごとに歳入歳出の順に掲載しておりますので、御参照ください。

続きまして、296ページをお開きください。

ここからは、実質収支に関する調書でございます。

296ページ、一般会計につきましては、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額が306万3,000円でございます。そのため、歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた6億8,780万8,618円が実質収支額となります。

299ページ、公共下水道事業特別会計につきましても、4、翌年度へ繰り越すべき財源として、(2)繰越明許費繰越額が371万6,000円でございます。そのため、歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた175万2,422円が実質収支額となります。

平成29年度は、一般会計と公共下水道事業特別会計以外に翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、ほか特別会計では歳入歳出差引額と実質収支額が同額となっております。

また、298ページの交通災害共済事業、300ページの農業集落排水事業及び301ページの営農飲雑用水事業では、歳入総額と歳出総額が同額のため、歳入歳出差引額はございません。

306ページからは財産に関する調書を掲載しております。

なお、決算書は例年どおりの構成で作成しているところでございますが、312ページの4の各基金につきまして、出納整理期間中に増減等がある場合、説明書きを書き加えております。

以上、平成29年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算書についての御説明といたします。議案第51号から議案第58号につきまして、十分な審議の上、御認定賜りますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時58分 休憩

午前11時07分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

先ほど説明のありました議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの各決算について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司君。

(大場隆司代表監査委員登壇)

大場隆司代表監査委員 それでは、お配りしております決算審査意見書により御報告いたします。

一般会計、特別会計決算審査意見書1ページをお開き願います。

地方自治法の規定に基づき審査に付されました一般会計、各特別会計の決算、実質収支に関する調書、財産に関する調書及びその中の各基金の運用状況について、高橋富美子委員ともども審査をいたしましたので、その概要と結果について御報告いたします。

審査の方法は、平成29年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況につい

て、歳入歳出簿、その他関係帳簿、収入支出証書類を照合調査するとともに、関係職員から説明を受け、また、定例監査の結果を参考にして、法令その他の規定に沿って処理されているか、決算計数は正確であるか等について審査を行いました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましても、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施しておりますので、省略いたしました。

審査の結果でございます。

審査に付されました各会計の決算及び附属書類は法令等の規定に準拠して作成されており、計数は正確であり、予算の執行についても全般的に適正と認められました。また、各基金はそれぞれの設置の目的に沿って運用されており、決算における計数は正確であり、その執行は適正と認められました。

決算審査の概要は2ページから33ページにわたり記載してございます。その主要な点は、34ページ、35ページの第6むすびで言及しておりますので、こちらで説明をいたしたいと思っております。

34ページをお開き願います。

なお、金額につきましては1,000円単位とし、単位未満を四捨五入して説明させていただきますので、御了承ください。

第6むすびでございます。

平成29年度の一般会計及び特別会計を合わせた決算額は、歳入が282億6,461万円で、前年度に比べ2億7,175万円、1.0%増加し、歳出が268億7,205万8,000円で、4,655万3,000円、0.2%減少しております。その結果、当年度の形式収支は歳入歳出差引残高13億9,255万2,000円を計上しております。この額から、翌年度に繰り越すべき財源677万9,000円を差し引いた実質収支額は13億8,577万3,000円の黒字となり、前年度に比べ3億1,849万5,000円、29.8%増加

しております。前年度の実質収支額を差し引いた単年度収支額は、一般会計では2億2,885万4,000円の黒字、特別会計では8,964万1,000円の黒字、全会計では3億1,849万5,000円の黒字となっております。

一般会計では、歳入は179億2,729万8,000円で、前年度に比べ3億2,472万8,000円、1.8%増加しております。これは主に市債、諸収入、財産収入などは前年度に比べ減少しておりますが、国庫支出金、県支出金、繰入金などが増加したことによるものであります。

財源別内訳では、自主財源は前年度に比べ1億6,235万円、2.1%減少し、自主財源と依存財源の構成比率が41.4%対58.6%となり、自主財源の比率が1.7ポイント低くなっている。

自主財源の根幹をなす市税収入は、前年度に比べ3,870万8,000円、0.9%増加しております。これは主に、市たばこ税が1,930万2,000円、5.3%、都市計画税が108万5,000円、0.5%減少したものの、個人市民税が2,421万4,000円、1.7%、法人市民税が2,147万8,000円、6.0%、固定資産税が970万4,000円、0.5%増加したことによるものであります。

一方、依存財源は前年度に比べ4億8,707万8,000円、4.9%増加しております。これは主に、市債が1億8,165万7,000円、14.7%減少したものの、国庫支出金が3億956万1,000円、15.7%、県支出金が2億1,325万6,000円、16.1%増加したことによるものであります。

歳出は172億3,642万7,000円で、前年度に比べ9,978万2,000円、0.6%増加しております。これは主に総務費、商工費、消防費などが減少しましたが、土木費、教育費、農林水産業費などが増加したものであるものであります。

歳出の中には、他会計への繰出金13億6,048万4,000円が含まれており、その主なものは介護保険事業特別会計へ4億6,827万4,000円、公共下水道事業特別会計へ4億950万円、国民健

康保険事業特別会計へ2億8,542万7,000円となっております。

特別会計では、歳入は103億3,731万2,000円で、前年度に比べ5,297万8,000円、0.5%減少しております。これは、主に公共下水道事業特別会計などでは前年度に比べ増加しましたが、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計で減少したことによるものであります。

歳出は96億3,563万1,000円で、前年度に比べ1億4,633万5,000円、1.5%減少しております。これは、主に公共下水道事業特別会計などでは前年度に比べ増加しましたが、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計で減少したことによるものであります。

不納欠損額は、一般会計と特別会計を合わせ6,187万4,000円で、前年度に比べ1,202万6,000円、16.3%減少しております。これは、特別会計では農業集落排水事業、介護保険事業で3万円、0.1%増加したものの、一般会計では市税などで1,205万5,000円、30.8%減少したことによるものであります。

不納欠損処理に当たっては、滞納者の状況を十分に把握し、引き続き慎重かつ厳正な取り扱いに努められるよう望むものであります。

収入未済額は、一般会計が4億565万4,000円、特別会計が3億2,836万2,000円、合わせて7億3,401万6,000円となり、前年度に比べ5,059万8,000円、6.4%減少しております。

一般会計では、県支出金が前年度に比べ8,523万6,000円皆増、市税が516万6,000円、2.6%増加しましたが、国庫支出金が1億6,335万8,000円、63.8%減少したことなどにより収入未済額は7,303万8,000円、15.3%の減少となっております。

特別会計では、国民健康保険事業で1,621万1,000円、6.2%減少しましたが、公共下水道事業で4,045万8,000円、157.1%増加したことなどにより、2,244万円、7.3%の増加となっております。

ります。また、税外収入の収入未済額は保育所入所利用者負担金などが大きな割合を占める分担金及び負担金は173万5,000円、16.2%の減少、住宅使用料などが大きな割合を占める使用料及び手数料は、児童館等使用料の増加などにより18万3,000円、3.6%の増加、諸収入の収入未済額は146万9,000円、15.0%の増加となっております。

収入未済額の合計は、特別会計では公共下水道事業の国庫支出金の影響により増加しましたが、全体としては減少しております。歳入確保とともに、負担の公平性の観点から、引き続き収納対策に取り組み、縮減に向け一層の努力を期待するものであります。

市債残高は220億7,368万3,000円（一般会計147億52万7,000円、公共下水道事業特別会計70億844万円、農業集落排水事業特別会計3億5,014万2,000円、営農飲雑用水事業特別会計1,457万4,000円）となり、前年度に比べ4億1,829万7,000円、1.9%減少しております。これは一般会計で1億8,638万円、特別会計で2億3,191万6,000円減少したことによるものであります。

引き続き、後年度の元金償還額を考慮し、市債の適正な発行に努められるよう望むものであります。

平成20年4月1日から施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により算定した実質公債費比率は、平成29年度決算では前年度と同じ9.1%となる見込みであります。

また、財政構造の弾力性を示す指数である経常収支比率は92.4%となる見込みで、前年度に比べ0.2ポイント改善しております。しかしながら、今後小中一貫校などの新たな施設建設や老朽化施設の改修等により財政状況が悪化することも考えられるため、中期財政計画の見直しにより財政負担の平準化を図り、限られた財源を有効に活用し、引き続き健全な財政運営に努

められるよう望むものであります。

経済動向に関しては、ことし7月の政府月例経済報告では、景気は緩やかに回復しているとされ、同じく7月の山形県金融経済概況では、山形県の景気は緩やかに拡大しているとされており、雇用・所得環境の改善、生産の緩やかな増加基調など、地方経済においても明るい兆しが見えつつあるものの、個人消費や設備投資などは力強さを欠いており、人材不足からさらに顕著になることが懸念されます。

少子高齢、人口減少社会において、行政を取り巻く環境は大きく変化しており、地域の活力を維持していくため、課題への的確な対応が求められております。

そのため、市では第4次新庄市振興計画、新庄市まちづくり総合計画の後期5カ年基本計画を策定し、定住環境の充実とともに、人口減少という大きな課題の克服に向け、各種施策を展開しております。

引き続き、持続可能な健全財政を維持しながら、重点プロジェクトである雇用・交流の拡大、安全安心の充実、子育て人づくりへの取り組みを強化し、誰もが安心して住み続けられるまちの実現に向け、施策及び事業の着実な推進を望むものであります。

次に、別冊の平成29年度新庄市財政健全化・経営健全化審査意見書をごらんください。

財政健全化審査意見につきましては、実質赤字及び連結実質赤字は生じておらず、健全な状況にあると認められます。先ほども申し上げましたが、実質公債費比率は9.1%であり、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っており、良好であります。なお、前年度と同率となっております。

将来負担比率は37.5%となっており、早期健全化基準である350.0%を下回り、良好であります。なお、前年度と比較すると0.9ポイント改善しております。

次のページ、経営健全化審査意見につきましては、水道事業、公共下水道事業、農業集落排水事業、営農飲雑用水事業の各特別会計とも資金不足は生じておらず、健全な状況にあると認められます。

以上が平成29年度一般会計及び特別会計の決算審査並びに健全化審査の概要と意見でございます。よろしくお願いたします。

小野周一議長 次に、議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、上下水道課長奥山茂樹君より説明をお願いいたします。

上下水道課長奥山茂樹君。

(奥山茂樹上下水道課長登壇)

奥山茂樹上下水道課長 議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について御説明申し上げます。

初めに、平成29年度の利益の処分につきまして、地方公営企業法の規定により議会の議決をを求めるものであります。また、決算の認定につきましても、地方公営企業法の規定により議会の認定に付するものであります。

それでは、別冊の平成29年度新庄市水道事業会計決算書2ページをお開きください。

平成29年度新庄市水道事業決算報告書により御説明申し上げます。

まず、(1) 収益的収入及び支出の収入でございますが、第1款水道事業収益の予算額合計11億568万7,000円に対し、決算額は11億2,774万3円で、予算額に比べまして2,205万3,003円の増でございます。

次に、支出でございますが、第1款水道事業費用の予算額合計10億9,228万7,000円に対し、決算額は10億8,863万9,726円で、執行率は99.67%でございます。

続きまして、4ページをお開きください。

(2) 資本的収入及び支出の収入でございますが、第1款資本的収入の予算額合計1億310

万5,000円に対し、決算額は1億310万3,881円で、予算額に比べまして1,119円の減でございます。

次に、支出でございますが、第1款資本的支出の予算額合計5億2,978万4,000円に対し、決算額は5億1,883万6,250円で、執行率は97.93%でございます。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額4億1,573万2,369円は、過年度損益勘定留保資金等で補填しております。

続きまして、6ページをお開きください。

平成29年度新庄市水道事業損益計算書について御説明申し上げます。

給水収益の増加及び他会計補助金である高料金対策等、一般会計繰入金等の増加に伴い、経常利益は1,547万5,147円、7ページの当年度純利益は1,478万3,598円となり、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は7億9,449万6,138円となります。

続きまして、8ページをお開きください。

平成29年度新庄市水道事業剰余金計算書について御説明申し上げます。

初めに、資本金につきましては、一般会計出資金の受け入れにより、平成29年度末残高は59億3,128万9,127円となっております。

次に、剰余金のうち、資本剰余金でございますが、年度内の変動がありませんでしたので、平成29年度末残高は420万3,780円となっております。

利益剰余金の平成29年度末残高の内訳でございますが、減債積立金が1億2,477万6,719円、建設改良積立金が1億2,417万1,826円、未処分利益剰余金が7億9,449万6,138円となり、合計は10億4,344万4,683円となっております。

続きまして、10ページをお開きください。

平成29年度新庄市水道事業剰余金処分計算書(案)について御説明申し上げます。

平成29年度未処分利益剰余金が7億9,449万

6,138円となっておりますので、1,000万円を減債積立金に積み立てることとし、残額の7億8,449万6,138円を平成30年度へ繰り越すものがございます。地方公営企業法の規定に基づき、この利益の処分について議決をお願いするものであります。

11ページをごらんください。

平成29年度新庄市水道事業貸借対照表でございますが、資産の部として固定資産、流動資産、繰延勘定の資産の合計は、120億7,747万4,569円となります。

負債の部でございますが、12ページ中ほどに記載しておりますように、負債の合計額は50億9,853万6,979円となります。

資本の部として、資本の合計は69億7,893万7,590円となり、9ページの資本合計と符合しております。

結果、負債資本合計は120億7,747万4,569円となり、資産合計と一致しております。

13ページには、この決算書を作成するに当たり採用した会計処理の基準等についての注記を示しております。

以上が平成29年度新庄市水道事業決算諸表についての説明でございます。

次に、決算附属書類でございますが、14ページに水道事業報告書、23ページにキャッシュフロー計算書、24ページに収益費用明細書、29ページに資本的収支明細書、31ページに固定資産明細書、33ページに企業債明細書を記載しておりますので、ごらんいただきまして、説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についての説明を終わらせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 それでは、ただいま説明のありました議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計

利益の処分及び決算の認定について、監査委員の報告をお願いいたします。

代表監査委員大場隆司君。

(大場隆司代表監査委員登壇)

大場隆司代表監査委員 それでは、同じように、お配りしております水道事業会計の決算審査意見書により報告いたします。

1ページをお開き願います。

地方公営企業法の規定により審査に付されました水道事業会計の決算審査について御報告申し上げます。

審査の方法は、決算書類及び決算附属書類が地方公営企業法及びその他関係法令等に準拠して作成され、財務状況及び経営成績を適正に表示しているかを検証し、あわせて公共性と経済性が確保されているかを審査の主眼として、関係職員から説明を受け、例月出納検査の結果を参考にするなどの方法により審査を行いました。

なお、現金預金の残高確認、証書類の検査につきましては、別に地方自治法の規定に基づく例月出納検査において実施をいたしました。

審査の結果でございます。審査に付されました決算書類及び決算附属書類は、地方公営企業関係法令に基づいて作成され、水道事業の財務状況及び経営成績を適正に表示しており、決算の計数は正確であり、適正な決算と認めました。

決算審査の概要及び詳細は、2ページから11ページに記載してございますが、その主要な点は12ページ、第5むすびで言及しておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

12ページをお開き願います。

給水状況については、給水世帯は1万2,865世帯で、前年度より96世帯増加していますが、給水人口は3万3,919人で、前年度に比べ251人減少しております。行政区域内人口3万6,028人に対する普及率は94.1%であり、前年度に比べ0.4ポイント向上しております。また、水道料金徴収の対象となる有収水量は323万2,105立

方メートルで、前年度に比べ4万8,740立方メートルの増加となりましたが、総配水量のうち有収水量の占める有収率は84.2%と、ここ数年同じ割合で推移しております。無効・無収水量の削減に向けた漏水防止対策等に積極的に取り組まれ、さらなる向上に努められるよう望むものであります。

経営状況を見ると、収益的収支は、前年度と比べ給水収益、他会計補助金の増加等により収益が3,785万9,000円、3.7%増加し、費用は資産減耗費、支払利息及び企業債取扱諸費等が減少したものの、減価償却費、業務及び総係費等の増加により2,134万7,000円、2.1%増加しております。その結果、当年度純利益は1,478万4,000円となり、前年度の赤字から黒字へ回復しております。給水人口の減少や節水志向の高まり等、給水収益の大幅な増収が見込めない中で、県広域水道受水費は3億5,373万5,000円で、前年度より44万5,000円増加し、営業費用の36.4%を占めております。平成30年度から新たな給水協定を締結したことにより、当面受水費は減額となることが予想されますが、今後の動向を注視しながら、中長期的な見通しのもと、継続的な負担軽減に取り組まれるよう望むものであります。

給水原価と供給単価を比較すると、1立方メートル当たりの給水原価は281円1銭、供給単価は259円94銭で、給水原価が供給単価を21円7銭上回っており、前年度の差額20円92銭に比べると15銭の増加となっております。

また、営業未収金は過年度分が3,176万7,000円で、前年度に比べ110万7,000円多くなっており、現年度分は3,505万円で、3月納付期限の関係などから、前年度より609万6,000円多くなっております。未収金については、依然として高い水準にあることから、負担の公平性が確保されるよう、関係機関と連携を図り、改善に向けてより一層の努力を期待するものであります。

資本的収支においては、前年度と比較すると資本的収入は国庫補助金、出資金の減により2,076万4,000円減少し、資本的支出は企業債償還金の増により28万2,000円増加しております。

その結果、資本的収支の不足額は4億1,573万2,000円となり、前年度に比べ2,104万5,000円増加しております。この不足額は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度損益勘定留保資金により補填されております。

施設、設備の老朽化が進む中で、今後も住民サービスの確保と経営の健全性を両立し、人口減少社会に対応した投資に取り組まれますよう望むものであります。

財政状況においては、資産合計は固定資産、流動資産、繰延勘定の減により、前年度に比べ2億6,015万6,000円、2.1%減少しております。負債合計は、企業債の減により前年度に比べ3億34万5,000円減少し、資本合計は、自己資本金の増により前年度に比べ4,018万9,000円、0.6%増加しております。

平成29年度には平成30年度からの簡易水道の水道事業への統合について変更認可を受け、水道施設の維持管理の合理化と普及率向上に向け前進しております。

引き続き、老朽管等の更新事業を進めるとともに、一層の経費削減と財源確保による経営基盤強化に取り組まれ、市民生活に欠かせない安全安心な水道水の安定的な供給に努められることを希望するものであります。

以上が平成29年度水道事業会計の決算審査の概要並びに意見でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 それでは、これより、ただいま説明のありました平成29年度の各決算を除く議案第46号新庄市総合計画策定条例についてから、議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての5件について総括質疑を行います。質疑あ

りませんか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 議案第46号について質問させていただきます。

国とすれば、法律であって、市町村、自治体にすれば条例というのは、とても重要なものだと思っております。

そして、この中で示されていく文言ということが一つ一つがどういう方向性で新庄市が行こうとしていくのかということを示していくのが条例であると思っております。

今回この条例を新たに制定するということで、どのような、こちらの附則として新庄市の総合計画審議会条例、こちらのほうも一部改正するというふうな案なんですけど、どのような行政内の手続で条文のほうを作成していったのかということのを伺いたいということと、あと、条例の中で定義として総合計画の中、基本構想、基本計画策定をしていきますというふうに記載されております。こちらの計画というのをどのような位置づけを持っていこうとされているのか。ちょっとこの中からはわかりづらいなということもありましたものですから、まずそちらのほうを質問いたします。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 まず初めに、この条例をどのような形で策定したかということでございますけれども、この条例は、必ずしも必要ではないものですが、やはり今後まちづくりを行っていくためには指針となるものが大切だということで条例の制定というものを考えているものでございます。

この条例を具体的につくっていくに当たりましては、やはり先進自治体というか、そちらのほうの条例等も参考にさせていただいた上で、このような条例が適当ではないかということで

内部検討をしまして、策定したものでございます。

もう一つ、基本構想、基本計画の位置づけでございますが、基本構想、基本計画につきましては、やはり今後の市政運営を行うための指針ということで、その中心となるものと考えているところです。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） そうしましたら、まずは、総合計画自体が公共、基本構想、基本計画について今後の新庄市の市政運営の指針となっていく方向で策定を考えているということだったんですが、もうちょっと大きく考えると、例えばこの総合計画自体が行政計画としての方向性であるのか、公共計画としての意味合いを持っていくのか、そういったところの位置づけなどは考慮に入ってはいなかったでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 行政計画であると思えます。その中に公共的な考え方も取り入れた形の計画ということになるかと思えます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） そうしまして、新庄市の総合計画審議会条例の改正の部分なんですけど、この総合計画策定条例を新設していくという中で、これまでの振興計画審議会条例の文言を変えていくというところにとどまっているかなとは思ったんですが、全体の条例をこちらのほうの条例を見たときに、私自身が変えたほうがいいのではないかと思った条例があったものから、そちらのほうの振興計画審議会条例の中では、2条から3条にかかわってくるかと思うんですが、2条の中で、審議会というのが新庄市長の諮問に応じ策定していくという役割を持つわけですね。その中に第3条の中で、その審

議会の中に市議会議員というのが委員として入っている。これについて、どのような話し合いがあったのかというのを聞きたいということと、なぜかといいますと、議員の役割というのが市長の諮問を受ける立ち位置ではないなと思っております。

その中のその立ち位置を考えた場合、その地方議員の役割ということを考えてときに、諮問の委員会の中にあるということが果たして今の時世にマッチしているのかどうかということも考えられたのかどうかということを伺いたと思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 基本的には、この体制を引き継ぐような形で考えていきたい。この地方自治法の規定がなくなったことにより、条例に移るわけですけれども、今まで来た流れを基本的には受け継いでいくような考え方になります。

この中で審議会条例の中の市議会の議員が委員となることについてというふうなお話があったわけですけれども、昨日8月31日に総務文教委員協議会でも基本的な考え方を示したところですが、その中でもやはり議員の方が入るのはいかなるものかというふうな御意見をいただいております。

ですので、入っていただくべきかどうかということについて議論は行っておりませんが、やはりこの点につきましては、考えていかなければならないものの一つかなとは思っています。

小野周一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 よって、総括質疑を終結いたします。

ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほど私の手違いで、日程第7報告第13号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認について、本来ならば質疑をお受けするところ、質疑をお受けしませんでしたので、ただいまから質疑をお受けしたいと思います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。

よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

報告第13号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、報告第13号については、これを承認することに決しました。

日程第24 決算特別委員会の設置

小野周一議長 日程第24決算特別委員会の設置を議題といたします。

お諮りいたします。

議案第51号から議案第59号までの平成29年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算並びに水道事業会計利益の処分及び決算の審査をするため、委員会条例第6条第1項の規定により決算特別委員会を設置したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、決算特別委員会を設置することに決しました。

決算特別委員会委員の選任

小野周一議長 これより、ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任を行います。

決算特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において全議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、全議員を決算特別委員会の委員に選任することに決しました。

なお、委員会条例第10条第1項の規定に基づき、本日の本会議終了後、この議場において決算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行っていただきますので、御参集のほどよろしくお願いたします。

日程第25 議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託

小野周一議長 日程第25議案、請願の決算特別委員会、各常任委員会付託を行います。

議案、請願の委員会付託につきましては、お

手元に配付しております平成30年9月定例会付託案件表により、それぞれ所管の委員会に付託いたしますので、よろしくお願いいたします。

平成30年9月定例会付託案件表

付託委員会名	件名
決算特別委員会 議案（9件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について ○議案第52号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第53号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第54号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第55号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第56号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第57号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について ○議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
総務文教常任委員会 議案（2件） 請願（1件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第46号新庄市総合計画策定条例について ○議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について ○請願第2号日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願
産業厚生常任委員会 議案（3件）	<ul style="list-style-type: none"> ○議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について ○議案第49号新庄市国民健康保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について ○議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

議案 7 件一括上程

小野周一議長 日程第26議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から日程第32議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算7件につきまして、会議規則第35条の規定により一括議題にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）から議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）までの補正予算7件を一括議題とすることに決しました。

提出者の説明を求めます。

市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、議案第60号から議案第66号までの平成30年度新庄市一般会計、特別会計及び水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

補正予算書1ページ、議案第60号一般会計補正予算であります。歳入歳出それぞれ6億8,748万4,000円を追加し、補正後の予算総額を162億713万7,000円とするものであります。

4ページの第2表におきましては、看護師養成所建設事業に係る債務負担行為を補正しております。

また、5ページ、第3表におきましては、同じく看護師養成所建設事業に係る地方債や市営バス購入費に充てる地方債等を追加補正しております。

8ページからの歳入には、13款使用料に産直まゆの郷の料金改定に伴う使用料や15款県支出金に小規模多機能型居宅介護施設整備に係る交付金を新規計上しております。

次に、歳出予算の主な補正内容について御説

明申し上げます。

まず、1款から10款を通して人件費に係る予算の補正を計上していますが、4月の人事異動等に伴う各款の調整によるものであります。また、各款を通して市民から寄せられました相談などに対応したものを初め、学校、各種施設や道路、側溝などの維持補修や機能強化に係る経費をそれぞれ計上しております。

2款総務費には財政調整基金積立金を計上しておりますが、中核工業団地の用地売り払い収入を財源として積み立てを行うものであります。

3款民生費には、歳入でも御説明いたしました県交付金を活用した小規模多機能型居宅介護施設整備に係る補助金を計上しております。

4款では看護師養成所開設に係る用地購入費等の費用を計上しております。

6款には各種補助事業の追加分や高壇地区の県営土地改良事業負担金を新規で計上しております。

7款では産業立地促進資金融資制度預託金を500円ほど計上しておりますが、その元金収入として同額を歳入に計上しております。

10款では各種施設の修繕のほか、小中学校のエアコン設置に係る設計業務委託料を新たに補正しております。

続きまして、特別会計ですが、議案第61号国民健康保険事業特別会計補正予算から議案第65号後期高齢者医療事業特別会計補正予算までの5特別会計及び議案第66号水道事業会計補正予算につきましては、今年度のそれぞれの事業の執行に必要な補正を行うものであります。

私からの説明は以上ですが、詳細につきましては財政課長及び上下水道課長から説明させていただきますので、御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

小野周一議長 財政課長板垣秀男君。

（板垣秀男財政課長登壇）

板垣秀男財政課長 それでは、私のほうから議案

第60号から議案第65号までの補正予算の御説明をさせていただきたいと思ひます。

補正予算書をお開きいただきたいと思ひます。1 ページでございます。

議案第60号一般会計補正予算（第3号）でございます。

一般会計補正予算は、歳入歳出それぞれ6億8,748万4,000円を追加しまして、補正後の総額を162億713万7,000円とするものでございます。

各款各項の補正予算額並びに補正後の額につきましては、2ページから4ページになりますが、第1表歳入歳出予算補正を御確認いただきたいと思ひます。

4ページをござらんください。

4ページの下の部分でございますが、第2表債務負担行為補正でございます。こちら、看護師養成所建設に係る債務負担を新たに設定するものでございまして、期間は平成31年度から32年度まで、限度額を8億7,650万円としてございます。

次の下の第3表地方債補正でございますが、今年度運行開始予定のまちなか循環バスの車両購入に充てる地方債、市営バス整備事業でございます。それから、看護師養成所の用地購入に充てる地方債、こちらを新たに追加してございます。

次に、歳入につきまして御説明したいと思ひます。8ページをお開きください。

8ページ、歳入、まずは、中段より下の15款県支出金でございます。こちらの2項県補助金1目総務費県補助金でございますが、こちらには今年度の市町村総合交付金の額の確定によります補正を行ってございます。

また、2目の民生費県補助金でございますが、こちらには、民間の介護施設整備に補助するための地域密着型介護施設等整備交付金、こちらを計上してございます。

9ページの下段になりますが、16款財産収入

のほうには中核工業団地の売り払い収入3,600万円を計上してございます。

10ページをござらんください。

19款繰越金でございます。こちらには、このたびの予算の補正に充てる一般財源といたしまして、前年度の繰越金を補正してございます。

その下の20款諸収入でございますが、こちらには産業立地促進資金融資制度預託金の元金収入を計上してございます。4億4,900万円というものでございます。

続きまして、12ページからの歳出について御説明したいと思ひます。

こちら、市長のお話にもありましたが、全体を通しましてさまざまな補正がございまして、特に4月の人事異動に伴います職員給与の補正を計上してございます。

また、これも全体を通してでございますが、事業執行に必要な補正、それから、学校を含む各種施設、道路、側溝など、維持補修、それから機能強化の経費を計上させていただいております。

個別の事項でございますが、初めに、2款総務費でございます。こちらの1項4目財政管理費でございますけれども、こちらに計上してございます財政調整基金積立金3,600万円でございますが、こちらにつきましては、先ほど触れました中核工業団地の土地売り払い収入、こちらを財源とするものでございます。

15ページをござらんください。

15ページ、下段でございますが、3款1項5目老人福祉費でございます。こちらには、歳入でも御説明申し上げましたが、民間の介護施設の整備に対する地域密着型介護施設等整備費補助金3,300万円ほどでございますが、計上してございます。

次に、17ページをござらんください。

17ページ、4款衛生費でございます。こちらの1項9目看護師養成所費でございますけれども

も、こちらには看護師養成所建設用地の購入費用として4,380万円を計上してございます。

次に、18ページをごらんください。

6款農林水産業費でございますが、こちら、その款を通しまして、さまざまな補助金の補正をしてございますけれども、特に、1項5目の農地費でございますが、こちらのほうに高壇地区の県営土地改良事業負担金として400万円を新たに計上してございます。

続いて、20ページをごらんください。

7款商工費でございます。こちらの1項2目商工振興費、こちらのほうに、歳入でも触れましたが、産業立地促進資金融資制度預託金4億9,900万円ほどを計上させていただいております。

次に、その下の21ページの8款土木費でございます。

こちらの2項2目道路維持費でございますが、こちらのほうには市道の維持補修に係る経費1,500万円ほどでございますが、計上してございます。

続いて、23ページをごらんください。

23ページ、9款消防費でございます。こちらの1項2目非常備消防費でございますが、こちらには、来年度東庁舎解体を予定しているわけなんです、その東庁舎の脇に震度計がございまして、その震度計を移設しなければならないということで、第2庁舎の敷地内へ移設する工事負担金400万円ほどを計上させていただいております。

次に、24ページをごらんください。

10款の教育費でございます。こちらには、小学校、中学校、それから義務教育学校それぞれにエアコンの設置に係る設計業務委託料、合わせまして680万円ほどになるんですが、そちらを補正させていただいております。

以上で一般会計を終わります、特別会計に入らせていただきます。

27ページをごらんください。

議案第61号国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらは、歳入歳出それぞれ1,948万6,000円を追加しまして、補正後の予算総額を33億6,504万2,000円とするものでございます。

30ページをお開きください。

歳出でございます。

こちらの8款諸支出金でございますが、こちらに前年度の国の支出金などの精算による償還金を計上してございます。歳入には、その上の段になりますが、その財源といたしまして、前年度繰越金を計上したところであります。

続いて、31ページをごらんください。

議案第62号公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらは歳入歳出それぞれ953万円を追加いたしまして、補正後の予算総額を16億5,987万6,000円とするものでございます。

36ページをごらんください。

歳出でございます。

こちらの1款総務費には、処理場施設の維持に係る経費としまして986万円ほど増額補正してございます。

また、2款の建設費のほうでございますが、こちらには管渠建設事業の執行に必要な予算の組み替えを計上したところであります。その財源といたしまして、1ページに戻っていただいて、35ページの歳入でございますが、こちらには一般会計の繰入金、それから前年度繰越金、あとは公共下水道事業債、こちらのほうを増額補正してございます。

39ページをごらんください。

議案第63号農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらは歳入歳出それぞれ93万円を追加しまして、補正後の総額を8,624万円とするものでございます。

内容につきましては、職員給与費とそれから

施設の修繕料、こういったものを補正するもので、一般会計からの繰入金を財源としてございます。

43ページをごらんいただきたいと思います。

議案第64号介護保険事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらは歳入歳出それぞれ9,874万5,000円を追加しまして、補正後の総額を38億3,186万3,000円とするものでございます。

50ページをごらんください。

50ページ、歳出でございます。こちらにつきましては、一般会計と同様に、職員給与費の補正をしておりますが、51ページのほうに5款基金積立金がございます。こちらのほうに介護保険給付費準備基金の積立金を計上してございます。また、7款の諸支出金のほうに国や診療報酬支払基金、そちらへの償還金を補正をさせていただいております。その財源としまして、前年度繰越金を増額して計上したところでございます。

続いて、53ページをごらんください。

議案第65号後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）でございます。こちらにつきましては、歳入歳出それぞれ118万8,000円を追加しまして、補正後の総額を4億4,404万8,000円とするものでございます。

56ページをごらんください。

歳出のほうには、後期高齢者医療システムの改修費用を計上してございます。それに伴いまして、歳出にはその財源となります国庫補助金の計上をしております。

以上で一般会計及び特別会計の補正予算案の説明を終わります。

御審議いただきまして、御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

小野周一議長 上下水道課長奥山茂樹君。

（奥山茂樹上下水道課長登壇）

奥山茂樹上下水道課長 それでは、議案第66号平

成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお開き願います。

第1条、平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。

第2条、業務の予定量の補正につきましては、後ほど資本的支出の補正の中で説明いたしますが、建設改良事業費について補正するもので、記載したものであります。

第3条、収益的支出の補正ですが、第1款水道事業費用の既決予算額10億8,947万4,000円に、補正予定額99万1,000円を増額し、計10億9,046万5,000円とします。これは、主に人事異動等に伴う職員給与費の減額と施設の機器修繕などであります。

第4条、資本的支出の補正ですが、第1款資本的支出の既決予定額4億3,983万9,000円に補正予定額1,226万4,000円を増額し、計4億2,757万5,000円とします。こちらは、主に泉田道路関連設計業務委託料の増額、工事請負費の減額及び人事異動等に伴う職員給与費の増額であります。

次に、第5条、特例的収入の補正ですが、営農飲雑用水事業特別会計を廃止したことにより、水道事業会計との制度の違いから、双方の予算決算に記載されない未収金の額が確定したことにより、補正するものであります。

最後に、第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正ですが、職員給与費の既決予定額6,477万8,000円に補正予定額200万円を減額し、6,277万8,000円とします。

以上、平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。

御審議の上、御可決くださいますようよろしくお願いいたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました補正予算7件につきましては、会議規則第37条第3項の規定によ

り委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第60号から議案第66号までの補正予算7件については、委員会への付託を省略し、9月21日金曜日、定例会最終日の本会議において審議をいたします。

御苦労さまでございました。

午後1時25分 散会

日程第33議員派遣について

小野周一議長 日程第33議員派遣についてを議題といたします。

議員派遣につきましては、地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定に基づき、お手元に配付しております名簿のとおり、全議員を最上市町村議会議長会主催の議員研修会に、また、議会報編集委員6名を山形県市議会議長会主催の議会報研修会に派遣したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、最上市町村議会議長会主催の議員研修会に全議員を、また、山形県市議会議長会主催の議会報研修会に議会報編集委員6名を派遣することに決しました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を終了いたしました。

9月10日月曜日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いいたします。

本日は以上で散会いたします。

平成30年9月定例会会議録（第2号）

平成30年9月10日 月曜日 午前10時00分開議
 議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主任	叶内敏彦
主任	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第2号）

平成30年9月10日 月曜日 午前10時00分開議

日程第 1 一般質問

1番	山科正仁	議員
2番	佐藤卓也	議員
3番	小関淳	議員
4番	小嶋富弥	議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第2号）に同じ

平成30年9月定例会一般質問通告表（1日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	山 科 正 仁	1. 突発的災害に対する危機管理と対応について 2. 学校施設整備について	市 長 教 育 長
2	佐 藤 卓 也	1. 地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の活用について 2. OODA（ウーダ）ループの活用について 3. 農福連携について	市 長
3	小 関 淳	1. 家庭ゴミの回収事業について 2. スクールバスの運行内容について 3. 新庄まつりのごみ対策について	市 長 教 育 長
4	小 嶋 富 弥	1. 新庄祭りについて 2. 子育て支援について 3. 防災について	市 長

開 議

小野周一議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第2号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

これより一般質問を行います。

今期定例会の一般質問者は7名でございます。質問の順序は、配付しております一般質問通告表のとおり決定しております。

なお、質問時間は、答弁を含めて1人50分以内といたします。

本日の質問者は4名であります。

山科正仁議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に山科正仁君。

（13番山科正仁議員登壇）

13番（山科正仁議員） おはようございます。

本定例会で1番目の一般質問をさせていただきます、市民・公明クラブの山科です。

一問一答形式となりますので、よろしく願います。

さて、東日本豪雨に続きまして、当最上地方でも8月5日、6日の豪雨及び、追い打ちをかけた31日の豪雨がありました。幸いにも人的生命にかかわる被害とかインフラに対する重大な

被害というのは回避されたようです。しかし、公共用地関連や河川、農地等の被害が多数発生しました。当市内だけにとどまらず、被害に遭われた最上郡内の方々、お見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧を強く祈念いたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

災害後、私も早朝より近隣各地への被害状況の確認に走りました。そのときに、各担当課職員の昼夜を通して監視体制がとられていたと見えまして、早朝にもかかわらず現場で会うなどしまして、大変意欲的に対応してくれていると心強く感じました。本当に御苦労さまでした。

さて、日本各地でも起こっております台風、それから豪雨等による被害対応には、国はもとより各市、各自治体でも危機管理のマニュアルをもとに対応しておりますけれども、当市におきまして、さきの集中豪雨災害対策、その対応はいかがであったかを伺います。

また、幸いにも重大なインフラ面の被害は回避されたようでありますけれども、現実としまして、農地や山林の農林関係施設の被害、それから河川及び個人所有地の損壊等、これの被害がありました。多くの市民の方々が負担と不安、これを背負っている現状であります。

そこで、今後の復旧に向けた取り組み、それから今後の防災対策を、市としてどのような施策をもって実施していくのかを伺います。

まずは大枠の質問とさせていただきますので、よろしく御答弁ください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、一般質問、山科市議の御質問にお答えさせていただきます。

さきの豪雨災害の対応と被害状況については全員協議会においても御説明してきたところがありますが、8月5日から6日の豪雨は総雨量

が268.5ミリ、1時間当たりの最大雨量が47.5ミリを観測し、8月31日の豪雨は総雨量が201.5ミリ、1時間当たりの最大雨量は33.5ミリを観測しました。気象庁においても予測できなかった、まさしく50年に一度の突発的な豪雨が一月に2回発生したことになります。

大雨洪水警報、土砂災害警戒情報を受け、災害対策本部を設置し、全庁的に対応に当たりました。気象情報や洪水土砂災害の危険度分布をもとに避難勧告、避難指示を発令し、市内8カ所に避難所を開設し、防災行政無線、エリアメール、広報車等により避難を呼びかけました。人的被害はなかったものの、住宅、道路、河川、農地、農作物、水道施設など広範囲にわたり多数の被害が確認されております。

復旧に当たりましては、国の災害復旧事業、県の災害対応事業、また本市で新たに創設する災害対応事業での対応を進めておりますが、復旧が終わるまではかなりの時間を要する見込みであります。

今後の復旧に向けた取り組みとしては、市道や準用河川などの大規模な復旧につきましては、国庫負担の採択をいただくため、10月中旬より予定されております災害査定に向けて現在準備を進めております。その後、実施設計、工事実施と進めてまいります。また、小規模な被災箇所については、単独事業として早急な対応に努めてまいります。

農地、農道等の復旧につきましては、国の災害復旧事業に該当する22カ所について、国の査定に必要な設計に取りかかっているところであります。補助率は農地50%、農道、水路等の施設65%です。

また、国の復旧事業に該当しない、または希望しない箇所については、市と県でそれぞれ創設する対応事業を使い分けしながら対応してまいります。補助率については、県事業は県3分の1、市6分の1、市事業は市2分の1と考え

ております。

復旧工事が必要な農家対象に、9月5日に説明会を実施いたしました。今後、個別の相談会をさらに実施しながら、細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

今後の防災対策としましては、市民への情報伝達手段を拡充するため、防災行政無線の増設、エリアメールを初め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページなど、多様な伝達手段の効果的な活用を図ってまいります。

また、市民の防災、減災意識を高め、自助公助の取り組みを強化するため、自主防災組織の組織率を高め、活動支援を行いながら、災害に強いまちづくりに向け取り組んでまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 大変早急な対応をなさったようで、被害がなるべく食い止められたという印象を持ちました。

今回、被害を農林課所管のは農地関連、それから都市整備課や環境課所管であると思っておりますけれども、公用施設、公用地関係のその被災状況というのはどうであったかと。また、対応の現実的な見通し等、これはどのように計画されておりますか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 農地それから農道等の被害についてですけれども、8月5日の豪雨で、大きくくりですけれども33カ所、617カ所が被災したということで、8月31日の豪雨で新たに、現在のところですが44カ所が新たに被災したというふうには判明しておりまして、現在被災箇所は、箇所数の数え方はちょっといろいろあると思っておりますけれども、661カ所ということになってございます。非常に大きな災害かというふうにご覧いただいているところがございますので、先

ほど市長が申しあげましたように、いわゆる国の災害復旧のほうにも上げてございます。

小規模なというか、県と市の補助事業、創設いたしましたけれども、どちらも2分の1というふうなことで考えております。というのは、県の事業がまだちょっと定まっておられませんけれども、いろいろな農家の方々からお話を聞くと、自分で重機を借りてやりたいという方々も結構いらっしゃいます。そういうようなものについては県の事業が該当しないということがありますので、市の事業で対応したいと考えております。

農家のほうにしてみれば、県の事業とか市の事業ということは関係なくて、いわゆるどんなことができるのか、それから補助率は幾らかというふうなことです。9月5日に説明会、3回に分けて行いましたけれども、県も市も一つの事業というところで説明してございます。県の補助が使えるものについては市のほうで対応していくというところで、一つの災害復旧等の事業というところで説明申しあげました。

9月6日から、現在もでございますけれども、9月14日まで、旧社会教育課の部屋でもって、今個別の相談会を行っております。やはりいろいろな悩みがございますので、それらに細かに対応していきたいと考えているところでございます。

なお、改良区のほうでも、どういう業者に頼んだらいいとか、どういう工法がいいとかということも相談に乗るということですので、説明会でも説明申しあげましたけれども、出席できなかった方々には今後農業だより等で周知したいと考えているところでございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 私のほうからは、道路河川等の災害について御報告させていただきたいと思っております。

8月5日、6日のほうの災害におきましては、箇所数で33カ所、被害額としては2億円を超えるものと、2億1,000万円ぐらいと推定しております。それから8月30日、31日だったかと思いますが、そちらのほうの被災につきましては、同じように32カ所被災しております。こちらは約1億5,000万円ぐらい、合わせますと両方で65カ所、3億5,000万円ぐらいの被害想定と見込んでおります。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ありがとうございます。大変早期に補助金等の対応をなさると、その見通しが立っているようで、大変安心できます。

今回の災害に対しまして、市民の方から課題というか、いろいろな御指摘を受けた点多々ありまして、それをちょっと報告したいと思いますけれども、基本的に市街地、仁田山とか土内から始まりまして、萩野地区ですけれども、そちらにおいては県管理の河川、そもそも根本のほう、山の上流と山の上のほうで災害を起こす原因があって、例えば雨水を今までためていた、直接被害に遭わないようにためていた堰堤とかあるわけですけれども、その管理がなっていないということで、長年管理がなっていないということで、そこが増水して、結果的に下まで被害を及ぼしたという例がありました。その辺に関して、県との話し合いとか管理者同士のいろいろな打ち合わせということも今後必要じゃないかということをおっしゃってございました。

何よりも、農地でないところの損壊、河川の下流にあり、農地であればその農林関係の対象になるでしょうけれども、非農地に関してはやはり一般個人の私有地でありますので、その被害をどういうふうに補償していくのかと、対応していくのかというふうな問題はいろいろ聞かれました。

何よりも、その河川の下流にある住宅地に関しては、そこが決壊したらもう即住宅が流されてしまうという怖さもあったということで、その辺は急遽、大至急対応していただきたいということを伺っておりました。

あと、これは市内における問題でありましたけれども、東山アンダーに関してはかなり増水が起こった。通行どめが、その豪雨のときに連続して2回起こってしまったということがありました。これに関しては、例えば1回目、8月5日、6日に通行どめになったとすれば、31日までかなり、そんなに時間はないにしてもある程度の時間はあったと、対応のしようがあったんじゃないかというふうな市民の意見がございました。

一例ですけれども、私の集落においても、国道増水によって玄関前まで水が来たという事例がありまして、そこではどうしようもないということで、御老人が住んでいる家なものですから私に電話がありましたけれども、即国道維持管理の出張所のほうに電話しましたら、30分ぐらいで土のうを積んだ業者、すぐ来ました。担当者の方と一緒に来まして、すぐ対応してくれたと。

ところが、その東山アンダーの方に対しては、土のうが必要であるにもかかわらず、確かに来てくださって現場を見ていったという報告はありましたけれども、写真を撮って帰って行ってしまったと。何の対応にもなっていないじゃないかというような御指摘を受けました。

その辺、国、県の対応と当市の対応の違いというのはなぜ起こるんでしょうか。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 東山アンダーの件で申し上げますと、時間雨量がかなり大きかったということもありまして、現在のシステムのままではなかなかそれに対応できるような設備が整っ

ておりません。今後、これらその短時間の雨量に対する対応についても検討してまいりたいと思います。

先ほど土のうの件、確かに私のほうにも電話がありまして、内容としては、最初に電話をいただいた方ではなくて、別の方に最初手当てをしてしまったために、その行き違いがあったというふうに現場のほうから報告を受けております。その後そちらの方にも土のうを届けたということではありますが、災害時、なるべく情報を的確にとらえ、対応についても、スムーズな対応ということについて今後行ってまいりたいと思います。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ぜひ、地方公共団体というもののあるべき姿というか、結局なぜ市町村なんてあるかといえば、細やかな行政のサービスを細部にわたって行えるという利点を求めているわけですから、その辺県に負けてしまったとか国より負けるということはありません。わけですので、その辺はしっかりやっていただきたいと思います。

次、農地関連について再質問いたしますけれども、一時的な対応としまして、集落へ依存する工事金額を40万円の上限に区切ってルールづけした多面的機能支払いの交付金、これを活用して仮復旧をやってくださいというふうな、各集落担当者に説明があったと思われま

それで、現時点で把握している進捗状況、それをお伺いします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 8月5日段階で617カ所というふうなところで、35保全会ございますけれども、ほとんどの保全会、まちなかの保全会は全然ないというところもありますけれども、ほとんどの保全会が該当していたというところで、

これにつきまして、8月の豪雨があった4日、5日後ぐらいに全員集めまして、保全会でもできるというふうなところで、保全会の財布の中でできるというふうなところでお願いしてきたところでございます。

これにつきましては応急措置的なところが大きいので、小さなり面崩壊等については応急措置的なもので完了するということもありますけれども、応急措置的なところで水路の土砂を排除したり、農道を、崩れてきたのを排除したりというふうなところがやはり中心になってきているかと思っておりますので、今後小規模な、市と県の補助事業の中で対応するというところも出てくるかと思っておりますので、箇所数については把握してございませんけれども、かなりの部分該当して、保全会のほうでやっていただいたのかと考えてございます。

なお、保全会地域でないというところもございますけれども、これについては保全会で対応できないというところもございましたので、市の補助事業、対応する上で、その時点ではまだはっきりしていなかったんですけども、応急措置的なものが必要だとすれば、写真とか領収書とかをとっておいていただきたいということによっておっしゃるので、今回その事業を創設することになりましたので、それに応急措置的なものもさかのぼって配慮したいと考えているところでございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） わかりました。

これ、何で今質問したかといいますと、ある集落によってかなりばらつきが出てきていると。この保全会を使うというのやはり集落に依存する形でやっているわけですから、その集落自体の団結力、それから技術力、土木技術がなければ集落の方々がみずからやるというのなかなかできないという地域もありますし、なおの

こと業者に頼むといった場合でも、業者が不足していたというような状況がかなりあって、今現在も恐らくかなりの、なされたところとなされていないところというのがはっきりしてきていると思います。

その辺を今度その災害復旧でもってやっていると、復旧事業でもってやっていくというような話であろうかと思っておりますけれども、ここでちょっと大きな問題がありまして、その補助金交付の際に、自己負担というふうな話があります。

自己負担においても、確かに体力のある農家であればそれは可能であろうかと思っております。さっきおっしゃったように、みずから重機を借りて、もしくは購入してやるというふうな力がある農家がほとんどであればいいんですけども、80%以上は零細です。もうその収入で自己負担が賄えるのかというぐらいの農家がほとんどだと思います。結局、結果的にはじゃあやらなくていいやと、申請しないというふうになれば、また豪雨があったときにまた同じく、それもちやんと直した家に影響があるというふうなことも考えられると思います。

収入がないのである程度はできないという点もありますけれども、貯金があるでしょうと言われても、農家に関しては退職金もありませんし、体を壊したらそれで終わってしまうというふうな、生計が成り立たないという方が非常に多いです。そういうような農業の現状を考えれば、将来の不安以外の何物でもないわけです。したがって、現実的に災害復旧のシステムというか、絵に描いた餅というか、体力的に大きな方々だけが残っていつてしまうと考えられるんですが、いかがでしょうか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 議員おっしゃるとおり、そういった悩みを抱えていらっしゃる方はたくさんいらっしゃると思います。

補助率につきましては、2分の1についてもっと上げてくださいますかという声は一つもございませんでした。それよりも、やはり補助残分のお金をどう工面していくかというふうなところの悩みの方が多かったのかと思います。

それらに対しては、改良区もそうですけれども、うちのほうでも相談に乗って、なるべく効果的で安い工法をお勧めしたいというふうに考えてございます。それにつきましては個々の場所によって違いますので、例えば崩れたのり面の土砂を除去する、それで普通の国の復旧事業ですと同じのり面の角度で戻すという形になりますけれども、崩れたところに関しては、ある程度現時点で安定勾配になっているというふうなところがございますので、農地がある程度減っても、その部分の斜度を緩くしたり、そういうふうなところもお勧めしなければならないというところで相談に乗っているところでございます。

なお、個々の事情でやはり直さなくてもいいという方もいらっしゃるようですので、やはり今後の二次災害もございますので、多少なりともやはり今後の災害をふやさないというところでは、いろいろアドバイスしていきたいと考えてございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） ぜひ自己負担、なるべく抑えられると、もしくは低金利、もしくは無利子等によって貸し付けをしてくださって、長期返済なんていうような方向も考えていただきたいと思っておりますし、今回総務省から11月分の定例交付すべき普通交付税ですけれども、その一部、30%程度と言っていますが、2億7,500万円、これを豪雨の災害対策としまして本日10日、きょうもう入ったかもしれませんけれども、現金交付されているかと思っております。こちらも有効活用した、極力市民の負担が少なくなるよう

な救済措置、その再検討が望まれますので、よろしく願いいたします。

まとめますけれども、今回の実被害、その箇所も含めまして、新庄市の、最上郡内の非常に脆弱というか弱い箇所、これが発見されたというふうに思っております。今後起こり得る可能性がある豪雨とか地震、この災害などにどういふふうに対策していったらいいかと、どういふふうな必要があるかというのが今後の大きな市政の課題となったと感じます。

新庄市は安全神話があるんだと言われておりましたけれども、簡単に崩壊していくんだと感じております。今後も、現在も各担当課、一生懸命不眠不休で、業務で早期の復旧というのをやっつけてくださっていると感じております。体を壊さないように頑張りたいと思っております。

今回の答弁を踏まえまして、今後も引き続き市民とともにこの課題に対する動きを見ていきたいと思っております。

それでは、2点目の質問に入らせていただきます。

やっとな猛暑も過ぎ去りました。ことしは数十年単位、異常気象が多く発生しました。異常な猛暑、それから異常な豪雨、連続する台風、この前の北海道の大地震、これ日本列島全体がもう危険な方向に向かっているのではないかと感じている次第です。また8月24日、25日、26日に行われた新庄まつり、これにおいても、若干の気温の落ちつきは見られましたけれども、突発的な雨もあった中で、職員の方々の裏方業務の努力には感謝いたします。御苦労さまでした。

それでは、本題に入らせていただきます。

先ほども申し上げましたが、今年は全国的な猛暑によりまして、多くの方が熱中症等で亡くなりました。まことに残念であります。このことは、屋外、外だけの話ではなくて、屋内、室内でも起こり得ると言われております。

去る8月31日行われました総務文教委員協議会にて学校の空調設備の整備に向けた説明を受けましたが、この事案は、子供の教育環境という事案において、命にかかわる重要性和緊急性を考えまして、重ねてこの本会議で、公式な場において再度質問をさせていただきます。御了承ください。

まずは、今年度のこの猛暑による、学校長から児童生徒の健康被害の状況というような報告、この報告内容はもちろん、報告はありましたか。

また、その教室内が高温になることに対して、児童生徒の保護対策としまして、どのような指示を各学校長に行ったかを伺います。

そして、この日本国内の環境変化による異常気象、この対策としまして、いよいよ国が学習環境の向上と児童生徒の健康維持のために、教室へのエアコン導入、これを進めようとしています。大変な進歩でありまして、強く共感するところであります。

また、当市でも、定例会初日、財政課の説明ありましたけれども、補正予算で、10款の教育費の中で、空調設備設置に向けた測量設計業務委託料約680万円の計上がありまして、いよいよエンジンがかかってきたかと感じております。

しかし、重要なのはこれからでありまして、このアイドリングがかかった状態から、最上地域独特の気候とか環境を考慮した教育環境の改善策としまして、この事業着手が絶対的に必要でありまして、国、県への強い働きかけ、これを並行して早急に予算化をして、工期的におくれをとらない、加速する事業の立ち上げ、これが必要と考えますが、本市の考えを伺いたいと思います。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 まず初めに、今年度の猛暑による市内児童生徒の健康被害状況についてお答えします。

当市においては、毎年県の指導により、4月から9月の期間で、熱中症により医療機関を受診した児童生徒数の調査を行っているところで。

調査報告では、熱中症により医療機関を受診した児童生徒は、7月は小学生1名、中学生3名、8月は中学生が3名でした。そのうち、入院しなければならない重篤な症状の児童生徒はおらず、医療機関で治療を受け、早期に回復しております。

また、この調査における熱中症発症を行動別に分けますと、部活動中の発症が2名、運動中の発症が1名、授業中の発症が1名、原因不明によるものが3名でした。気温が30度を超えた日が7月は21日、8月が16日、そのうち4日間が猛暑日と、とても暑い日が続きましたが、その中で、熱中症による医療機関受診者数が7件であったことは、各学校において早期の対応や予防対策が図られた結果であると考えております。

また、保護対策として各学校へどのような指示を行ったかについては、今年度学校長に宛て、熱中症予防関連の注意喚起を4月以降計7回行っております。その内容は、熱中症に係る対応フローなど各関係機関からの情報提供や、登下校時における小まめな水分補給の推奨、また気温、室温が高温になり熱中症の危険性が高い場合には活動を中止するなどの対策を講じるほか、プール授業や夏季休業中のプール開放時における熱中症事故の防止に努めるなど、数回にわたり指導助言をし、各学校において適切な熱中症予防対策が行われるよう、発症の予防徹底を図ってきたところです。

さらに、今期の夏季における猛暑対策としては、児童生徒の安全を守り、生命にかかわる危険を回避することの視点に基づき、市内全校の普通教室にエアコン導入を進められるよう年次計画を立て実施したいと考えております。でき

るだけ早い時期から本事業を立ち上げたいと考えており、今年度中にエアコン設置工事設計業務を行い、事業内容と費用を明確にし、平成31年度に小学校、平成32年度に中学校と義務教育学校に設置工事を行っていきたいと考えているところです。

また、国の動向におくれることなく、その支援内容にも注視し、有利な財源確保を図りながら、早期に事業完了ができるような準備をしていきたいと考えていますので、御理解のほどよろしくお願いたします。

以上です。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) ありがとうございます。

大変、被害状況とすれば数が少なかったと、大変うれしいことであります。効果的に指示が行われ、そして効果的な結果が得られたという報告でございました。

ここで忘れてはならないのは、指示によって学校関係、職員の方々の負担がかなりふえたということは、忘れていただけないと思います。

学校関係の方々というのは、余り財源的な要求をするのになれていないのかと私は感じております。実際、私の近隣というか萩野学園においても、なかなか欲しいものを要求できないという風潮があるようでございまして、かなりPTAとか教育後援会に備品等の購入、それから必要な物の購入というのを頼まれて、出資してみんなで買っているというふうな状況があります。その辺はわかっていらっしゃるのかと思いますけれども。

今回、そういうふうな財源的な内容もありましてなかなか不可能であったかもしれませんが、ことしの猛暑に対して、私とすれば、早目にわかったことであったわけですから、例えば金山みたいに製氷機を置くとかというような努力も

必要だと思えますけれども、根本的に、今エアコンといっても仮設型のエアコンがあったわけです。冷風機といいますけれども、その辺の台数を素早く確保して、その各学校に、すぐ教室に配備するといった、そういう危機感を持った対応の必要性を非常に強く感じた年でありました。

この辺は、教育委員会並びに学校教育総務としてどう考えますか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 ただいま御指摘の件でございますが、先ほども教育長が答弁いたしましたとおり、熱中症予防対策等の教職員への周知徹底でありますとか、児童生徒への徹底した指導を行いながら、各学校で熱中症指数計というものを配備しておりまして、その計測によりまして、熱中症の危険性が高い場合には活動を中止したりでありますとか、教室内の暑さが厳しくなると判断された場合には、冷房設備のあるパソコンルームや図書室等での授業に切りかえるなどの対応を、各学校の事情に応じて柔軟に対応していただくよう、当初はそういうふうな形で動こうという考えでございました。

ただいま御指摘ありましたスポットクーラーでありますとか、エアコンのリースでありますとかといったお話もございましたが、例えばスポットクーラーを設置させていただく場合に、現在市内全校の普通教室は109教室あります。そして特別支援教室が25教室ございますが、この教室、普通教室に例えばスポットクーラーを3台、そして特別支援教室に各1台を置いたとしても、1カ月のレンタル料で1,300万円ほどかかる試算となりました。

予算もさることながら、その急な対応で大量の機械を準備するということができなかったと

いう状況にございました。

したがって、当初の予定どおりの対応を学校のほうにお願いしたという経緯でございます。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） 対応を検討はしたというふうに捉えましたけれども、私が議員になって初めての一般質問のときに質問させていただきましたが、この猛暑の中で、教室の中で、扇風機だけ置いて子供たちに授業をさせると、勉強をさせるということ自体が一種の虐待ではないかというふうな質問をさせていただきました。それをまた思い出した次第ですけれども。

これは、こちらの行政の中でそういうような検討をしたとかというレベルではなくて、子供たちが現実に、大人の人が動いてくれて、やっと今涼しくなったな、勉強しやすくなったなと思える環境をつくってやらないと何にもならないことなんです。幾ら我々が、議員が騒いだ、執行部が学校に言って、何とかエアコンつきそうだななんて言ったって、現実につかなければ、それは子供たち何も恩恵を受けません。そんなことは当たり前なんですけれども、その恩恵を受けさせる時期が、さっき教育長おっしゃいましたけれども、小学校で平成31年、中学校で平成32年、義務教育学校で平成32年、また来年猛暑だったらどうするんですか。来年がまた連続して猛暑だった場合はどんな対応をしますか。スポットクーラーを設置しますか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 現在のところ、平成31年度に小学校、そして平成32年度に中学校と義務教育学校の、2カ年で設置するという予定ではございますが、ただいま国におきまし

て、今年度の補正予算でこのエアコンの設置に対応する動きがございます。

この国の補正予算であります、かなりの確率で予算措置となる可能性が高いものと感じております。今情報を得ている状況では、秋の臨時国会で予算化をするというふうな情報を得ているところですが、この場合に、当初2カ年で予定しておりますが、国の補正が実際になった時点では、この全てを来年の夏までにできるよう、合わせた形で国のほうに申請をしまいたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

13番（山科正仁議員） 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番（山科正仁議員） わかりました。

国の出方次第かというふうに捉えられましたけれども、例えば秋の臨時国会で通ったとしても、平成31年度着工ということですので、結局それを使用できるというのはまた1年おくれなのかと。あるいは季節ものですから、エアコンというのは、ということは1年ずつおくれにいったら、その間に子供たちというのはもう、今まさに受験勉強をしている子供たちが、今本当に環境をよくしてもらって、一生懸命学力向上を図りたいと思っているときに、また1年ずつ延びていってしまうと、結局は卒業、在学中は何もしてもらえなかったというふうな感じを受けるわけです。

子供たちになってみれば、子供に戻ってみるという気持ちで考えれば、新庄市の学校に入って暑い思いをしたと思って卒業することが、将来にすごく響くのではないかという気がします。人口減少なんて今問題だといっていますけれども、基本的に全ての課題の根源が人口減少じゃないかと私は思っておりまして、特にこの人口減少、子供が幼児期に体験したことが大人になってはね返ってきているのかと。新庄市にいて、新庄市のために何とかそこで生きていきたいと

思うのは、幼児のときによかったという思い入れがないと多分来ないんじゃないかと思っております。

長期的な事業となりますと、やはり正解か不正解かなかなかわからない、つかめないところがありますので、でもさっきも言った災害の復旧とか、今回のエアコン、空調設備の整備というのはもう目先に見えていて、確かに正解じゃないかと。やることによって市民の方々、子供たちが全部恩恵を受けるじゃないかというような、もう成果が見えている事業なわけなんです。その事業に関して、なぜに足踏みをして、国の対応を待たなきゃならないのかと思うわけです。私の持論となってしまうかもしれませんが、それだったら市としての対応というのが、市の単独事業としてやってもいいんじゃないかと。

とにかく来年の夏季授業に間に合うような態勢をとれないのかというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 このエアコンの設置についてでございますが、明倫学区の義務教育学校の開校が平成33年4月ということで、これに合わせた形で、そこまでに全ての他の学校にもエアコンを設置するというふうな予定では動いてございました。

今回のエアコンの設置でございますが、2カ年の予定はしておりますが、来年の夏までに何とか間に合うよう、今年度中の予算化も予定しながら準備を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

13番(山科正仁議員) 議長、山科正仁。

小野周一議長 山科正仁君。

13番(山科正仁議員) その答えを待っていましたというか、大変ありがたいと思ひます。

ぜひとも本当に来年の夏季授業に間に合うように動いていただきたいと思ひておりますし、もし本当に間に合わないのであれば、さっきおっしゃったようにスポットクーラーをつけるのもやむを得ないんじゃないかと思ひます。平成33年4月開校に向けて一斉に全部が足並みをそろえると、その間に猛暑があった場合、やはり臨機応変に使って、スポットクーラーなりエアコン室を本当に重宝して使って授業をするような指示を出さなきゃいけないと思ひます。それが正論だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の一般質問を終わりますけれども、いただいた答弁、今後も継続して検討していきます。そして、予算提案権を持っている市長、その予算提案権の行使、これ私も市民も、子供たちもちゃんと見ていきたいと思ひます。それから、教育長の大きな裁量権、いっぱい使ってもらって、現場たたき上げの教育長ですからその辺は重々わかっていると思ひますので、現場の声をすごく酌み上げた行政と、それを中立な立場でやっていただければと思ひます。

これで終わります。ありがとうございました。
小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時54分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤卓也議員の質問

小野周一議長 次に、佐藤卓也君。

(12番佐藤卓也議員登壇)

12番(佐藤卓也議員) 平成30年9月定例会、

2番目に質問をさせていただきます、市民・公明クラブ佐藤卓也です。

市民の皆様の視線に立ち、質問をさせていただきます。執行部の皆様には、市民の皆様が納得できるような答弁をよろしくお願いいたしたいと思います。

まず初めに、最上地域内におきまして、8月5日、6日及び30日、31日に起きた豪雨災害の影響で被災に遭われた方にお見舞い申し上げます。また、近畿地方では、台風21号の影響に見舞われました皆様に改めてお見舞い申し上げ、そして北海道の胆振地方で震度7などの大地震に見舞われました皆様にもお見舞い申し上げます。そして、一日も早い復旧を願っております。

今回、最上地方を襲った豪雨では、50年に一度と言われ、最上地方にとっては経験のない出来事ではなかったのでしょうか。これから、いつ何どき起こるかわからない災害に対し、地域全体で自助、公助の役割をいま一度確認し、備えていかなければならないと感じております。

それでは、質問に移らせていただきます。

1番目の質問の、地域経済分析システム（RESAS（リーサス））の活用について、お伺いいたします。

平成27年4月21日より、内閣府がまち・ひと・しごと創生本部事務局を運用して地方公共団体のさまざまな取り組みを、情報面やデータ面から支援をするために、産業構造や人口動態、人の流れなどの民間ビッグデータを集積して可視化できる地域経済分析システム、RESASの提供を開始いたしました。

このRESASは、「Regional Economy and Society Analyzing System」の頭文字をとり、略してRESASといます。

このシステムは、インターネットで誰でも利用が可能であり、画面を見ながら少ない操作で展開できるので、わかりやすく簡単に扱えます。

RESASのデータを見える化したグラフやモデル図で図面に展開することで、今までの数値を羅列した表とは違い、地域の実情の中からまちのさまざまな利点や強み、弱み、そして元気にするポイントなどを瞬時に、直感的に把握することができ、新たな地域の価値や弱点を掘り返すことで、さまざまなアイデアが湧き出てくるのではないのでしょうか。

RESASを見ますと、ホームページからRESASトップページを開き、ホーム画面から人口マップをクリックしますと、人口構成や人口の社会増減などの選択ができ、その中から、人口の自然増減を見ますと、地域の少子化や働き方指数を散布図で分析することができます。まちづくりマップでは、通勤通学人口から地域間での人口流動をグラフで見ることができます。また、産業構造マップをクリックしますと農業の構造が見てとれ、企業活動マップでは企業情報から中小・小規模企業財務比較でレーダーチャートを見ることができます。さらには、研究開発から特許分布図を見ることで、特許分布等の割合を見ることができます。

RESASは地方創生に活躍できる多種多様で膨大な情報を網羅したビッグデータです。その中には、人口や産業、観光に関する信頼の高い統計資料がそろっているだけでなく、皆さんが持って歩いているスマートフォンのGPS機能をベースとする集積データなども見ることができ、今後の政策立案に活用することができると考えられます。

そこで、新庄市において、現在の情報分析方法と利用方法、そして地方創生のツールとして役立てるRESASを今後どのように活用していくのか、お伺いいたします。

また、情報を集めたとしても、活用する人材がいなければ何も意味がありません。今後ビッグデータなどの情報分析手法を行う人材育成をどのように行うのかをお伺いいたします。

次に、2番目の質問の、OODA（ウーダ）ループの活用についてお伺いいたします。

業務を流れて捉え、評価を次の計画に生かして業務遂行をより高いレベルに持っていく手法としてPDCAサイクルを活用しており、民間企業では品質の向上や経費削減に用いられております。

皆さん御存じのとおり、Pは計画の「Plan」、Dは実行の「Do」、Cは評価の「Check」、Aは改善「Action」をあらわしており、継続して何かを行っていく場合に、品質を高め、効率よく行っていくための手法としてすぐれております。しかし、計画はつくったもののうまく進まない、好循環にならない、どこか変な評価をしているのではないかと感じる方も多くいるはずであり、特に目まぐるしく環境が変わる現代において合わなくなっているのではないのでしょうか。

PDCAサイクルは計画を修正しながら進んでいくサイクルのため、プランである計画に時間がかかり、効率が悪くなりがちになると言われております。近年は住民の方のニーズが多様化し、さまざまなことに応えていかなければならず、その解決の一助となるように、柔軟に対応できる考え方ができる機動的な活用として、OODAループを活用してはいかがでしょうか。

このOODAループは、アメリカ空軍のジョン・ボイド氏によって提唱され、観察、「Observe」のO、情報判断や方向づけの「Orient」のO、決心の「Decide」のD、実行「Act」のA、この4つのプロセスから成ります。

その一例として、初デートを想定しますと、初めてのデートの食事のとき、いろいろな場所を事前に調べ、どこに行くか目星をつけ、予約をしておきます。しかし、そのプランにこだわり過ぎず、相手をよく観察して、お昼にどんなものを食べたのか、今のお腹のすきぐあい、ま

たきょうは何時ごろまでに帰りたいかなどのさまざまな状況を考慮した上で、予約の予定の店はこのままでいいのか、変更したほうがいいのかを判断いたします。

このように、これからは事前の計画には、計画どおりにはいかないことや、臨機応変な判断が求められるシーンは非常に多く、事前の計画どおりに物事が進みにくく、周りの状況を瞬時に判断して実行することが求められます。そのためにも、PDCAサイクルとともに活用して現場の視点で行動する、そして臨機応変な機動力を発揮できる、そして何より人材育成にメリットがあると言われるOODAループを取り入れてはいかがでしょうか、お伺いいたします。

最後の質問になりますが、農福連携についてお伺いいたします。

農業者の高齢化に伴い、後継者不足や耕作放棄地の拡大が課題となっています。また、一方では障害を持つ方々の就労する機会はまだまだ不足と感じています。農業の発展と障害者の仕事創出という、農業と障害者の双方のメリットを生み出すことのできる農福について、市はどのように考えているかお伺いいたします。また、障害者雇用の促進についても、どのように考えているかお伺いします。

以上3点について、よろしくお伺いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、佐藤市議の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、地域経済分析システム、RESASの活用に関する御質問であります。議員おっしゃるとおり、RESASは地方創生のさまざまな取り組みを情報面から支援するために、経済産業省と内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が提供しているシステムであり、地方

自治体が地方版総合戦略の立案、実行、検証などを行う際の支援という観点から、産業構造や人口動態などに関するいわゆるビッグデータをわかりやすく見ることができるようにすることで、戦略の立案、実行、検証などを円滑に行うことができるようなシステムであります。

市におきましては、計画の策定や事業の企画、立案を行う際には、国が実施するさまざまな社会統計を初め、各種公的機関や民間の研究所が行う調査、市が独自で実施する調査など、事業の性質や規模感などに合わせて必要となるデータを活用しております。平成27年度に新庄市総合戦略を策定した際には、総合戦略を策定する段階において、検討に必要となる根拠データとしてRESASを利用するとともに、総合戦略の推進に向けた事業の企画を行う際に現状を把握するための根拠としても活用するなど、地域データの分析が必要になった場合にRESASを活用しており、今後も地域の状況を把握するツールとして活用していくことができると考えます。

また、ビッグデータについては、一般的なデータ管理、処理ソフトウェアで扱うことが困難なほど巨大で複雑なデータを集合させ、事業に役立つ知見を導き出すためのデータとして、ビジネスへの活用がなされているものと認識しております。

ビッグデータなど各種統計情報を分析し有効に活用する職員のスキルアップについては、行政運営において大変重要なことと考えており、本市においては平成27年度から毎年、各種統計調査を利活用できる人材を育成する目的で、総務省の統計研究所が行う研修に職員を派遣しております。この研修には、統計データの利用に関する基礎的な技術の習得から、より実践的なビッグデータの利活用に関する科目も設定されており、今後も計画的に職員を派遣することで、統計データを利活用できる人材の育成に取り組

んでまいります。

次に、OODAループの活用による業務の遂行に関する御質問であります。

本市では、まちづくり総合計画に基づく市政運営を行う中において、行財政の効率化推進、職員の政策形成能力の向上及びまちづくり総合計画の進捗管理への活用を図ることを目的として、PDCAサイクルを構成する手法により行政評価を行い、施策や事業の見直しに取り組んでいるところであります。

PDCAサイクルは、事業の計画、実行、評価、改善を一連の流れとする施策の効果の向上を図るためのマネジメント手法の一つであり、本市においては、事業実施の翌年度において評価と改善を行う事務事業評価と、翌年度の予算編成に向けて改善点を踏まえ事業を計画する政策評価を行うことでPDCAサイクルを活用しております。

OODAループにつきましては、観察、方向づけ、決心、実行の4つのプロセスに基づき臨機応変に物事を判断し実行する手法の一つであり、一般的に変化が激しく予測が難しい環境下において高い効果を発揮する意思決定の手法であると承知しております。

本市においては、意思決定の手法としてOODAループを取り入れるものではありませんが、今後、少子高齢化社会が進展し、社会情勢が複雑になることが予想される中で、環境の変化に素早く対応し、これまで以上に弾力的な市政運営を行うことが求められることになると考えております。

今後におきましては、PDCAサイクル以外にも、施策の効果を向上させるための手法について研究を行うとともに、環境の変化に対応するため必要となる能力を身につけるための研修を行うなど、引き続き職員の育成にも取り組んでまいります。

次に、農福連携についてであります。御指

摘のとおり、農業振興と障害者の就労推進という2つの課題解決のため、国や県による農福連携推進の取り組みが活発化しつつあります。

県では今年度、各総合支庁の関係部署も加えたプロジェクトチームを発足させ、施策の普及啓蒙や情報共有に取り組み、請負可能な作業に関する調査や関係者間の調整を始めたところがあります。

市内では、農作業を取り入れている就労系の障害福祉サービス事業所が数カ所ありますが、比較的大きく取り組んでいるのは1事業所です。また、障害者雇用に積極的な農業者もいるようですが、地域における継続的な取り組みには至っておりません。

市では、7月末現在で約230人の就労系障害福祉サービスの支給決定を行っているほか、一般就労したくともできていなかったり、就労できるのにしていない障害者も一定数いるものと想定されます。時期により大きな労力を必要とする農業分野において、こうした方々の労働力は貴重であると考えられます。

しかし、障害の特性は多様であり、本人の状態に大きな影響がある場合があり、これを踏まえた作業内容設定、送迎などの支援を考慮する必要があります。県の取り組みは、これを踏まえながら農福をうまくつなげようとするものですが、市としても、関係者などへの適切な情報提供などを通し、取り組みを進めたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） まず初めに、農福連携について再質問したいと思います。

市長の施政方針の中で、来年度は障害者に優しいまちづくりを進めていくとうたっております。そのための制度設計が多分今年度に行われるのだと思います。その中にこの農福連携も多

分入っていると思いますけれども、ですから今年度中にもこういう取り組みを積極的に進めたいと市長は思っていると思います。なのでこの質問をさせていただきましたので、ぜひともこういう状況をわかっているのであれば、いち早くその方向性を私たちに示していただきたいんですけれども、それに対してこの農福連携は入っているのでしょうか。お伺いいたします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 農福連携のプロジェクトチーム、ことしの5月の末に立ち上がったということを受けまして、市のほうでも連携に参加する福祉サイドの事業所、それから農業方面への周知に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひともつくっていただきたいと思います。

その中で、農福連携にとっては医療的な取り組みと社会的な取り組みの2つあると思うんですけれども、まず医療的な取り組みといたしまして、まず障害者のやっぱり現状のもとに復帰する取り組みと、また社会的に障害者に本当にやっていい取り組み、2つあると思うんですけれども、その両方を取り組んだ上でやっていけるのかと思うんですけれども、そこら辺の市としての来年に向けてのプロジェクト、それをどういうふうにご考えておりますでしょうか、お伺いいたします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 農福連携というもの定義がいま一つはっきりしないということもありまして、広い意味では農業に接する、屋外の作業に接するという事は、広く福祉の事業所にとりまして効果があることと認識されていると思います。

多くの事業所では、小さい規模で、事業所内で、そういった農作業に親しみつつ、少し生産物をつくっているということでは、医療的な効果ということがあるのかと思います。

もう少し狭く捉えますと、賃金への工賃アップということで、福祉事業所のほうでは、最低賃金によらない工賃という形で受託している作業者が大変ございますけれども、平均で1万1,000円ほど、多くは一月数千円という工賃でやっております。この工賃アップとともに、農家との連携において、社会参加ということで効果があるかと思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 今回なんですけれども、農福連携に対して、私たち市民・公明クラブのほうも、昨年なんですけれども、千葉県市原市に、民間の方が障害者施設の農園運営をすることで視察に行ってきました。また、起新の会もことしですか、北海道留萌市に視察して、農福連携に取り組みについては行かれたようです。

私たち議会のほうでもやはり農福連携は非常に関心を持ってまして、非常にやはり先ほど言いましたとおり後継者不足や耕作放棄地の問題を解決する一助になるのではないかと考えております。

その中で、行政が主体でやるのか、また私たちが視察をしたところでは民間の方が連携をサポートしてました。新庄市においても、もし行政が大変だとなれば、民間のほうで委託するというような形も一つの方策ではあると思う

んですけれども、そこら辺を今回の事業のほうに一部として加えることはできないのかお伺いしたいと思います。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 農福連携の提案、まことにありがとうございます。

民間への委託も可能ではないかということでございますが、おかげさまで新庄市においてはピースという会社がございます、全国的に障害者に対する勤労の場が非常にすぐれているというような状況でございます、他の市町村から依頼がありまして、その会社は他の地域でも障害者との連携した働きを提供しているというところであります。以前また農福連携について御相談をいただいたところもございますが、新庄市の降雪という状況の中において、作物をとれる期間というのはある程度決まっていると。冬期間の雇用をどうするかというような問題があると。

先ほどの答弁で、230名の方がほぼピース関係の関連、あるいは友愛園等で働いているわけですが、それになかなか追いつけない心理的なあるいは病的なこと、あと諸条件が合わない、そういう方々を、今後情報提供をしながら、一時的でも農家の皆さんとつなげることができるかということが、今後努めてまいりたいというところでありますので、御了解いただきたいと思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

市長がおっしゃるとおり、どうしてもやはり冬期間が大変なのかと思いますけれども、一応そういうアイデアもあるということを提供としてさせていただいて、特に要は障害者の方のリハビリにとって農家をというんですか、土をさわるのが非常にいいという報告も出てお

りますので、そういった観点というのも、これから市長の障害者に優しいまちづくりの一助になるのではないかと思われましたので、そういう方法もあるということもぜひとも覚えていただいて、これを積極的に進めるのではなくて、頭の一部、引き出しの一つとしていただきたいと思います。

次に、一番最初のRESASについて質問させていただきます。

新庄市でも使っているというこのRESASなんですけれども、このRESASの使い方というのは非常に多種多様であり、特に経済面、特に実際データは、今までは、先ほど説明したとおり数字の羅列だったと思うんですけれども、このRESASを使うことにより、肉眼ではできないようなことを実際データで見ることができます。それをするためのまちづくりをするため、そしてこれからまちづくり総合計画、これからつくと、中期の、これから5カ年に入ってくると思うんですけれども、そこにもっとも活用してもいいと思うんですけれども、そこら辺の取り組みについてもう一度お伺いしたいと思います。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 RESASを含めたデータの活用という御質問だと思います。

議員御指摘のように、また市長も先ほど答弁させていただきましたように、総合戦略や地方創生推進交付金を活用するための申請において、現状を把握する上で、RESASに基づくさまざまなデータ、必要となる部分ですけれども活用しております。

今後の計画等におきましても、RESASから使うかどうかということも含めてだと思いますが、その時々課題を正確に把握して、進捗を管理するために適切なデータを活用していくということになると思います。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） ぜひとも、RESASを使わなくちゃではなく、新庄市独自でも多分いろいろな情報を得ていると思います。その中においても、分析する方、やっぱり情報分析をする方がどういうふうに使おうかと思っておりまして、その方でも、新庄市のほうでも平成27年度から研修に行っておりますけれども、特にこのRESASを始めてからは、多分いろいろなところでワークショップなり、そして研究、要はセミナーなどもやっておりますけれども、そういうところには積極的に参加しているんでしょうか。お願いします。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 システムが配備されました当初の利用につきましては、当初からも説明会等に参加させていただいております。

その後、国のほうでも、会議に参加するのではなく、eラーニングといった形で、会場に足を運ばなくとも、職員やRESASを使いたい方が知識を習得できるような取り組みもされておりますので、そういったものも活用しながら、知識については習得できる環境は整えているというふうに考えております。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） わかりました。ぜひともこういう、今はビッグデータ、非常に重要ですので、いろいろなところでも新庄市も情報収集しないと、要は戦略が組めませんので、ぜひともこういう戦略を組めるような、人材育成のためにも研修をたくさんしていただき、予算をつけて、こういうところに予算をつけるのは非常にいいと思いますので、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

また、次に教育長にお伺いしますけれども、

先ほど言ったとおり、このRESASというのはホームページで簡単に見ることができます。そういった意味でも、学校教育においても一つの手法として多分、学校の授業ですか、多分総合的な授業のほうで扱えるとお聞きしたんですけども、その中においてこのRESASというのは、地域の課題を見つけるには非常に役立つと思うんですけども、そういった授業のほうについてはこういうことを、今でもやっていると思うんですけども、活用できると私は思うんですけども、いかがでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

小野周一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 RESASについて、学校での状況ということでございますが、システムやネット利用について、全て小中学校搭載しているわけではございませんが、RESASそのものについては、積極的な活用というのはまだなのかと認識しております。

ただ、今おっしゃったように、小学校高学年とかそれから中学生、社会科や総合的な学習の時間で、こういうビッグデータになれ親しむという力は必要かと思っておりますので、さまざまなシステムの中の一つとして紹介できると考えているところでございます。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。御紹介というわけではないんですけども、こういうことに、一応漫画でもできるような、これはインターネットから私も拾ったんですけども、漫画で紹介できて、まずRESASだけではないんですけども、まず「RESASって何」から入っていきまして、そしてその「RESASって何」から興味を持っていただいて使い方がわかる、そういうのも、使い方はさっき言ったように、ホームページから簡単にどんどん開いていけますので、子供の探求心が非常にあお

られるといいですか、そうすると自分の求めるようなデータが、本物のデータであり、要はゲーム感覚でいろいろなことを勉強できると思いますので、せっかくですから、こういうものがあるということをやはり知らない方が多いと思います。ですので、学校長あたりに紹介していただいて、こういうものがあるよ、これからの時代はやはりビッグデータをどういうふうに集積して、分析して、そして自分に何ができるのかと考える、本当に総合的な学習につながると思うんですけども、そこら辺をやりたいと思うんですけども、どのように考えていますでしょうか。

高橋昭一学校教育課長 議長、高橋昭一。

小野周一議長 学校教育課長高橋昭一君。

高橋昭一学校教育課長 学習の中での活用ということで、今探求というお話がございましたけれども、子供たちが調べ学習ということで、非常に有効な内容なのかと捉えているところです。

あと、もう一つは、国のほうでもこのビッグデータの活用ということについて今後進めていくようなこともありましたので、その動向を踏まえながら指導に生かしていきたいということがございます。

もう一つは、なかなかまだ広く認識されて、学校現場ではまだ十分ということではあったんですが、教職員の、いわゆる社会科等の教材研究等でも活用できるのかと考えています。まずは教職員がそれを見てみて、いろいろ授業等に使えるように研究してまいりたいと思っております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。そこら辺は研究していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、PDCAの考え方についてお伺ひいたします。

P D C A、先ほど市長も答弁なさったとおりなんですけれども、どうしても計画、そのPのところをこだわり過ぎてしまいまして、なかなか次に実行できないというのがございます。

その中において、今回豪雨に遭ったときなんですけれども、たまたま、一つの例を申し上げますと、私たちのちょっと一つの地域で、もう床下浸水になりかけのときだったんですけれども、そのときにどうしてももう何もできないということだったので、市役所のほうに電話していただきました。そしたら、そのときに職員の方が素早い行動で消防団を呼んでくださり、そして2つの消防団が来てくださったおかげで床下浸水を免れることができました。そういったときにおいて、この場で改めて、消防団の方と職員の対応した方に、本当にありがたいと思っております。

そういった、その場の、現場で起きたことを即座に判断する力がまさに求められており、そのときに、計画のところでもう最初からできないんだ、もう計画がこうなったからできないんだではなく、やっぱりここで必要なんだといったときに、すぐ消防団の団長、副団長にお願いして派遣していただく、そういう瞬時的な対応が、このOODAシステム、そういう考え方があると思います。

ですので、これからはまず行政がやる行いとしては、さすがに機動的とはいいませんが、ぜひともこういうOODAループという考え方をP D C Aとともにやる必要があると思いますけれども、そこら辺の考え方についてももう一度伺いたします。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 P D C AとOODAループについての御質問ですけれども、議員御指摘のように、確かにP D C Aについては、Pの部分、計画の部分に非常に、過度に力を注いで

しまうという、臨機応変な対応ができないという御指摘はあると思います。

ですが、一般的に今行政で使われている内容としましてはP D C Aサイクルによる事業や施策の見直しというふうに行われておりますので、またOODAループにつきましても、P D C Aと相反する、どちらかをとらなければいけないというのではなく、いずれもがいずれも補完するものだというふうに我々も認識はしておりますので、他自治体での取り組みなどもちょっと注意を払いながら、臨機応変に対応ができるような意思決定の仕組みなどについても研究はしてまいりたいと思いますので、御理解いただければと思います。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） わかりました。私もそうであり、P D C Aが悪い、OODAループがいいというわけではなくて、ともに共存するものだと思っております。

ぜひともこれから市民ニーズが、先ほど言いましたとおり市民ニーズが多様化したりだとか、特に行政のほうから言わせますと、市民のほうから見ますと、どうしても動かないと、どうしてもお役所仕事みたいな言葉で使われてしまい、なかなか動いてもらえないんだということがあれば、そうではなくて、こういった瞬時にできる対応、それが人を育てることだと思っておりますので、どちらかともでなく一緒に考えていただきたいと思います。

その中において、またもう一つ英語を使わせていただきますが、OODAループというもののOの前にDをつけたDOODAループというものもまた一つあります。DOODAループというのは、そのDがデザインということです。

結局、職員の方が自由に動かれますとなかなか行政は、行政が動いてしまうと統制がとれなくなる。その中で指揮官、要は課長クラスの方

がどういうデザインをするか、デザインのDで
ございます。そういったDOODAループとい
う考え方も行政では使えると思いますが、そ
ういう考え方についてはどのように考えている
のでしょうか。よろしくお願ひしたいと思
います。

福田幸宏総合政策課参事 議長、福田幸宏。

小野周一議長 総合政策課参事福田幸宏君。

福田幸宏総合政策課参事 DOODAループとい
う御紹介をいただきまして、デザインとい
うことでございますけれども、少し計画にも近いの
かと思ひますけれども、計画のように事細か
ではなく、大まかな方針を、共通的に認識を
持つことで、一人の現場の職員から組織全
体が共有認識を持って仕事を進めていく
ための手法なのではないかと考えます。

御指摘のようにP D C AやO O D Aループ、
DOODAループも、それぞれいい点、悪い
点、さまざまあると思ひますので、いい
ところをチョイスしながら政策や事業の
展開を行っていくことができれば一番望
ましいのかと思ひますので、今後も引き
続き研究してまいりたいと思ひます。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

今回は非常に、初めての言葉、私もな
かなか使えないようなRESAS、そして
DOODA、そして農福連携、いろいろな
言葉が出ましたけれども、いずれにいた
しましても、これを知っていることと
知らないことではかなり差がありま
して、ゼロと1では私は違ふと思ひ
ます。ゼロは何も知らないで、もし1
があれば、知っていて、自分のスキル、
要は引き出しがあればいろいろなこと
に使われると思ひますので、ぜひとも
そのOODAループの活用の使い方に
しても、自分の引き出しの中の一つと
しても、こういう考え方があるんだと
いうことをぜひよろしくお願ひしたい
と思ひますし、また

RESASについてなんですけれども、や
はりこれは今までの、データを見える
化というのはなかなか今までなかつた
システムです。その中においても、地
域における実情をかなり細かく覆つて
いますし、またちょっと最新のものは
ないので若干古いものではありますけ
れども、さまざまなことに使えます。

特に、私は先ほど課長が答えたとお
り、お子さんたちには非常にわかりや
すいのかと思ひて、先ほど言いました
とおり、ゲーム感覚でいろいろな地
域、そして色別だったりとか、そし
て今までに見えない、肉眼では見え
ないようなものが全て出ていますの
で、ぜひこういうものを知っておく
ことによって、未来の子供たちの一
助となればと思ひておりますので、
ぜひともその活用方法について研究
していただきたいと思ひます。

最後になりますが、農福連携につ
いてもなんですけれども、いろいろな
やり方があります。特にこれからは
障害者に優しいまちづくりを行う
新庄市にとっても非常に有効な手
段の一つだと思ひますので、そこは
やはり研究していかなければ、新庄
市の未来がどうなるかはわかりませ
んので、ぜひともその辺を研究して
いただいて、私の一般質問を終わら
せていただきます。

どうもありがとうございました。

小野周一議長 ただいまから1時
まで休憩いたします。

午前11時31分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を
解いて再開いたします。

小関 淳議員の質問

小野周一議長 次に、小関 淳君。

(4番小関 淳議員登壇)

4番(小関 淳議員) 穆清会の小関でございます。

質問に入る前に、先月の豪雨災害に見舞われた各地域の皆様にご心よりお見舞い申し上げます。

今月1日に、知人から角沢地区の災害状況を案内してもらいました。そこには、路肩が崩落した道路、護岸ブロックが無残に破壊された河川、そこから流れ込んだ濁流や土砂で、収穫を目前にした稲などが容赦なく押し倒された農地が広がっていました。

一月に2度の豪雨災害を経験するまで、私は全国的に見てもこの地域というのは比較的災害の少ない地域ではないかと思っていました。しかし、今回のことで、この列島にはどこにもそのような地域はないのだということを改めて痛感させられました。新庄最上地域に限らず、全国の水害、台風、そして地震に遭われた地方の一刻も速やかな復興を祈らずにはられません。

災害対策や防災対策については今回通告もしておりませんので、後日質問させてもらいたいと考えていますので、その際はよろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして、家庭ごみの回収事業についてから質問をさせていただきます。

家庭ごみの回収業務は、市民の協力はもちろんのこと、担当課や衛生組合の尽力もあり、ほぼ問題なく進められてきていると感じています。しかし、回収業務に対しておおむね評価する声が多い一方、さまざまな不便さや不安を口にすする市民も少なくありません。今回は、その中の2つに絞って確認をしたいと思います。

スーパーや大型薬局などで、紙おむつ類の売り場がどんどん広がっていることからもちろ

害のある方々などのさまざまな介護場面での使用済みおむつなどの処理負担が大きくなっていると感じます。つまり、子育て世帯、お年寄りなどの使用済み紙おむつなどの量がどんどんふえ、ゴミステーションまで運ぶ労力や有料の回収袋に占める割合がどんどん大きくなっていると感じるわけです。

御存じとは思いますが、使用済み紙おむつの重さ、重量は、お年寄りがステーションまで運ぶにはかなりの重量となっています。家族に若い世代がいれば容易に運べるとは思います。しかし、お年寄りだけの世帯の場合はどうでしょうか。特に、冬期間のごみ出しは相当厳しいものがあるのではないのでしょうか。今後、日本全体が超高齢化社会に突入していくわけですから、それらの負担増大は、家庭だけではなく地域社会全体の問題として顕在化してくるのではないのでしょうか。それらの負担を少しでも軽減しようと、他の自治体では、家庭から出る紙おむつ類を無料で回収する事業や、おむつ類専用の回収袋を配付するなどのさまざまな負担軽減策を講じ始めています。

そこで、当市では、現状をどのように把握しているか、また今後市民の負担を、特にお年寄りの負担をどのように軽くしていこうと考えているのでしょうか。

次に、ごみ回収袋の記名義務についての確認をします。

現在、家庭ごみの回収袋には、町名、世帯主名を記入することになっていますが、回収袋の中にはさまざまな個人情報やプライバシーがたくさん詰め込まれています。場所によっては、その袋をカラスなどが道路に散乱させているところもあります。

ごみ出しに市民から責任を持ってもらおうという考えはよく理解できます。しかし、全国各地でストーカー殺人事件や児童にかかわるさまざまな凶悪事件が発生している現状がある中で、

ごみ袋の記名義務化は、さまざまな犯罪を誘発するおそれはないのでしょうか。

これらのことについて、市は現状をどのように把握しているのでしょうか。そして、個人情報保護やプライバシー保護の観点から、今後どのような対策を考えているのでしょうか。

まず、今回はこの2点について、市長の考えを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小関市議の御質問にお答えさせていただきます。

紙おむつ類を使用するのは、主に子育て世帯、高齢者世帯、障害者世帯だと思われま

す。当市では、紙おむつの処分方法については、汚物を取り除いてから、できるだけ少量ずつ可燃ごみ袋に入れて出すように御案内しております。問題は、紙おむつの廃棄に伴う経済的負担よりも、重量があるために御自宅から集積所までの運び出しが困難なことにあるのではないかと推察しております。

使用済み紙おむつは、汚物を除いても水分を含むためずっしりと重くなり、まずは週2回ある可燃ごみ回収日と、大きさが3種類あるごみ袋をうまく使うことで、御自宅から集積所までの運び出しの負担をできるだけ軽減していただきたいと考えております。

なお、使用済みおむつ類の無料回収やごみ出しが困難な世帯に対する戸別収集のような福祉的支援策については、市民からの御意見はもちろんのこと、高齢化の進展や他市町村の実施状況などを参考に、今後当市としての方向性を見定めていきたいと考えております。

次に、ごみ袋への記名の件についてですが、ごみ袋に町内名と名前を書いている理由は、適正分別と収集運搬時の事故防止にあります。収集時にごみ袋の外観から間違

った分別であることが判明した場合は、作業者が指摘事項を記したシールを張りつけあえて取り残すことで排出者に注意を促しています。記名がない場合は、間違っ

て排出した相手方にお知らせすることができませんので、ごみ袋への記名の必要についての御理解をお願いしたいと思います。

壇上からの答弁は以上とさせていただきます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) では、少し再質問をさせていただきます。

可燃ごみというかその袋を何とか利用してくれということだと思いますけれども、やはり高齢者世帯で、どんどん可燃ごみの袋に紙おむつ、重い紙おむつの割合がどんどんふえてきている、非常に経済的な負担も少しあるんじゃないかと思うんです。なぜよその自治体で使用済み紙おむつの回収を無料にしているのかということ、そういうところなども考えながらやっているのではないかと思うわけです。

今後、そういう経済的な負担、あと労力の負担を軽減するために、何か具体的なことは考えていないのでしょうか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 高齢者世帯などによる経済的負担、それから労力の負担ということでございます。

紙おむつに関しましては、汚物を取り除いても水分を含むためずっしりと重いと。それから、高齢者の世帯は労力もかかるために、回収所まで運搬するのが楽ではないということは理解しているつもりでございます。

まずは、少量ずつ運ぶなどの工夫、それから週2回の収集日と、3種類あるごみ袋を使い分けて労力の軽減を図っていただきたいというふうに考えております。

また、福祉的支援策につきましては、今後高齢化がますます進むことは理解しておりますので、ほかの市町村の対策がどうとられているか、そういうものを参考にして今後の課題としていきたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） ぜひ考えていただきたいと思います。

あと、やはり個人情報、さっきも言いましたように、あとプライバシーのたっぷり入っている袋がカラスのいたずらとかで散乱させられていると。あとは、やはり、私も拾ったことがありますけれども、それこそ何を晩に食べたか、それこそ服用している薬は何か、請求書、何々、もう全てが入っているわけなんです。だから、本当に怖いというのがやはり本音です。

プライバシー保護、あと個人情報保護の観点から、何か有事の際に、起きた場合に、市はこういうふうな態度をとるのでしょうか。いろいろ裁判とか、告訴とかなんとかとされるようなケースがないともないわけです。どうするんですかね。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 ごみ袋に対する記名の問題ということかと思えます。

ごみ袋に対する記名につきましては、自分が出したごみに対して責任を持つというようなことで議員も理解していらっしゃると思っております。また、ごみ袋に対する記名につきましては、市民の間にも定着してきているのかというふうにも感じているところでございます。

議員おっしゃるとおり、個人情報保護、それからプライバシー保護というようなところでございますが、確かにそういう心配もあるかと思えます。そのために町内会、それから衛生組合

連合会と、そういう方々たちの協力もいただきまして、できるだけそういうふうにならないような形で進めていきたいと考えております。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） そうですね、事が起きてからでは本当に仕方がないので、ぜひ未然に防ぐことのできるような手段をとっていただければと思います。

記名するんでなくて、例えば記号制にするとか、その町内で「〇〇さんはAの325」とか、その数字を区長あるいは衛生組合長が管理するとかそういうふうにすれば、犯罪的なことはかなり減るんじゃないかみたいな、わかりますか、言っていること。わかりますか、大体。そういうこともいろいろアイデアを出しながら、市民の安全安心につなげていただければと思うわけでございます。

では、2番目に入ります。

スクールバスの運行内容についてですけれども、市では年間を通してスクールバスを運行し、登下校時における児童生徒の安全安心を確保しています。

しかし、冬期間乗車している児童生徒が、夏季、夏場ですよね、乗車できないケースがあるということです。それで該当する児童生徒は、小中学校それぞれ何名なんでしょうか。その理由とはどういうものなんでしょうか。この現状をどのように捉えているんでしょうか。そして、今後どのように改善していくのか。教育長の考えを聞かせてください。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 スクールバスの運行内容についてお答えします。

児童生徒の通学の安全対策につきましては、新庄市安全安心通学プランに基づき、児童生徒への安全通学教育や安全な通学手段の確保など、

さまざまな取り組みを実施してまいりました。その中で、スクールバスの運行は次代を担う子供たちの安全安心な通学手段として重要な案件として捉えており、学校、保護者、地域の方々と連携を図りながら、通学環境の整備に努めているところです。

通学における基本的な考え方は、小学生は徒歩通学、中学生は徒歩通学または自転車通学と考えていますが、少子化に伴う学校の統合により遠距離通学となった児童生徒の通学支援や、昨今の社会情勢を見据え、児童生徒の通学環境の改善を目的とし、スクールバスを運行してまいりました。

現在、国が定める児童4キロメートル以上、生徒6キロメートル以上の遠距離通学の場合、最優先しスクールバスを配備しておりますが、新庄市では国の基準をさらに緩和し、通学スクールバス利用基準を、児童3キロメートル以上、生徒5キロメートル以上の遠距離通学の場合としています。

御質問のあった冬期間においては、降雪により通学条件がさらに厳しくなることから、夏季期間の基準よりも緩和し、児童2キロメートル以上、生徒3キロメートル以上として改善を図っており、今年度の冬期間の基準緩和に係る利用者数は、児童が約75名、生徒が約110名を予定しております。

通年利用、冬季利用とも新庄市の各小中学校区の整合性を図り、またスクールバスの乗車人数の状況を注視しながら、地域の中の個々の事情を考慮し、長期的なビジョンを持って検討していきたいと考えております。

今後とも、登下校の安全性を図るために、防犯対策も含めて、スクールバスを利用してまいります。また、地域から情報提供も得て、学校に対する地域の支援体制を強化して、地域の教育力を促進させ、子供たちが安心して学校生活を送ることができるよう、安全安心な教育環境

の整備を積極的に推進していく所存であります。どうぞよろしくお願いいたします。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 国のスクールバスの基準というか、それは児童が4キロ、生徒が6キロということで、市の場合は児童が3キロ、生徒が5キロ、非常に緩和されていて、非常にいいと思います。

やはり問題となるのは、運転を任されている方から、冬に乗せていた児童生徒が、夏は乗せることができない。恐らく、バスで、徒歩で歩いている生徒、児童を見ると、非常に運転士としては心苦しいのかと、そういう感じではないかと思うんです。これを、じゃあその冬期間と同じように児童生徒、2キロ、3キロという基準にした場合、どれぐらいの経費増になるんでしょうか。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 現在、冬の期間のバスのみを利用している児童を乗せるための運行に係る台数ですが、直営分が1台、そして委託分が4台になっておりますが、これを単純に1年間に延ばしたと仮定いたしまして試算いたしますと、直営分で100万円ほど、委託分で600万円ほど、合わせて700万円ほどの増額が必要となってまいります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 一律に夏季、冬季なくスクールバスを利用した場合、700万円ぐらいの予算が必要だということですね。これが大きいかどうか。あとは、当然冬期間乗っていた児童生徒が夏季の間は乗れなくなる、歩くことになるわけですがけれども、そうしたらその子た

ちの安全安心というのは、一人で長い距離を歩かなくてはいけないとかという場合もあるんじゃないですか。

ぜひ、答弁は要りませんので、ぜひそういう全体的なことも考えていただいて、それこそ子供ファーストでお願いしたいと思います。

最後の質問に入ります。

新庄まつりのごみ対策について確認をしたいと思います。

この質問ですが、今までに何度もごみについての改善策を確認しています。従来祭りの後のごみ散乱状況よりは、今回はかなりよくなっていると感じました。しかし、残念ながら、ことしの祭りでも多くのごみが店舗間のすき間、植え込み、空き地や側溝などの見えにくい場所に押し込まれ、捨てられていました。何度も質問しているので、またささいなことをと思われるかもしれませんが、一事は恐らく万事につながっているものだと思います。そういうことを頭に入れていただいて聞いていただければと思います。

祭り期間中の夜遅くには、市の職員の皆さんがごみを一生懸命拾っていたということを聞いています。さらに、27日朝には中学生の皆さんやボランティア団体の皆さんが懸命にごみを拾ってくれていました。この皆さん方のまちをきれいにしてほしいという思いをひしひしと感じました。そのことに関しましては、感謝の言葉しかありません。

私が申し上げたいのは、ごみをポイ捨てしないような仕組みづくりをみんなで考え実践できないものかということなのです。それが実現すれば、ごみ拾いを一生懸命していただいている方々のエネルギー、それをほかのさらに必要な部分に向けることができたら、新庄市はまたより高いステージに上がることができるんじゃないかと想像するわけです。

そのようなことから、市はごみが散乱するよ

うな新庄まつりでいいと考えているのでしょうか。以前市長は私の質問に対して、ごみは持ち帰ってもらうのが基本と答弁しています。現在も同じ考えなのでしょうか。世界遺産に登録された祭りであるならば、なおのことごみ対策は真剣に取り組んで、世界に類を見ない、きれいで格調の高い地元の祭りにすべきではないでしょうか。

今後の祭りのごみ対策について、市長の考えを聞かせてください。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 新庄まつりにおけるごみ対策に関しましては、新庄まつり実行委員会運営部会で担当しております。

観客や露店の多さからのポイ捨ても多く、やはり市外、県外からの観光客のごみの持ち帰りはなかなか難しいのが現状ではありますが、全般的にはごみは持ち帰るとというのが標語として、やはりお祭りではなく全てに関してごみはお持ち帰りだというようなことの意識は広く浸透していかなければならないというふうに思っています。

ことしは従来からの6カ所のごみステーションの設置間隔を短くし、回収も定時巡回だけではなく、状況に応じて回収を早めるなどの対応といたしました。清掃業者による早朝のごみ回収の際の御協力や、実行委員会事務局、商工観光課、警備等の動員職員などによる環境美化パトロールを、露店閉店後も実施してごみ拾いを行っております。また、ことしは山形大学フィールドワークの一環で、かごに見立てたごみ箱を製作し、回収、運搬するごみ拾い渡御というものが行われ注目を集めるとともに、環境美化に貢献いただきました。

なお、御指摘のとおり、店舗間のすき間や植え込み、側溝などの見えにくい場所に捨てていく心ない方もおられますので、そのような場所

を注視しながら衛生環境の維持に努めたところですが、今後の対策としては、場内アナウンスなどで啓発、啓蒙も必要と考えており、さらには最上地区お祭り商業協議会の協力を仰ぎながら、各露店にごみ袋を設置する方法なども検討し、ユネスコ無形文化遺産の名に恥じないきれいなお祭りを目指していきたいと考えております。

以上であります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） きれいな祭りを目指していないわけではないという内容だったかと思えます。

先ほど市長の答弁であった、やっぱりアナウンスは非常に有効じゃないかと思うんです。祭りを実行する側の思いというか、気持ちというか、姿勢というか、そういうものはやっぱり常にアナウンスをしてもいいと思うんです。ごみは持ち帰りが基本だということも言っていると思うんです。

ただ、ごみはどうしても捨てたくなるというのが人間のさがとか、特性とか、そういうことでもあるかと思えます。

何度も申し上げますけれども、京都の祇園祭の例を挙げますと、リサイクルの段ボールのごみ箱、これは全て企業名が入っているんです。スポンサーがその資金を出しているんだと思えますけれども、企業名が入ったもの、あと燃えるもの、燃えにくいものとかという分類、3種類の分類のものが、それこそ捨てようと思っても捨てられないぐらいの距離で点々と置かれているわけです。捨てようと思えないぐらい置かれている。それも京都市の予算ではなくて、企業から祇園祭に対しての支援をいただいて、そういうごみのボックスをつくっているわけです。何も市の予算を使って何とかしてくれと言っているわけではない。いろいろなアイデアを駆使

しながら、それこそ世界に類を見ないぐらいの祭りを実現してはいかかかと申し上げているわけでございます。

先ほどアナウンス、啓蒙のアナウンスをするということですが、ぜひしていただきたいと思えます。

それで、現在6カ所、回収ボックスを設置していますが、今後ふやす考えはあるかないか。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 ごみのポイ捨てについては、どこの観光地、イベント等も含めてやはり永遠の課題なんだろうというようなことを思っております。

ただ、お祭りの、今の御質問の中で、6カ所をふやすつもりがあるかという部分についてですが、6カ所今現在設置しているところですが、実際にごみ捨ての場所をふやすということは、当然その箇所をどこに設置するかという部分で、一般に言われる民地とかの、いわゆる地権者の方の同意とかも必要となってくるということもあるかと思えます。

また、箇所をふやせばふやすだけに、当然その労力というのは、回収が一旦入れば、箇所数がふえれば、その回収に対する労力が必要となってくるということもあろうかと思えます。ただ、その辺については、今現在6カ所の部分でやっている中で、何とか巡回パトロールの中で、定時じゃなくてその都度その都度、そのごみの量を見きわめながら回収作業に当たっているというようなこともあります。

また、どうしてもポイ捨ての部分については、昼、日中の部分については当然目につく部分があるので誰もがしないと思うんですけれども、いわゆる露店が終わった後、当然うちのほうでも夜間の最終的な確認の中でも回ってはおりますけれども、夜中まで見張っているということではできませんので、そんな中で恐らくポイ捨て

されるのかというようなことがあろうかと思えます。

その中でも、早朝に清掃業者と一緒に、朝は全部きれいな姿で祭りをしたいというようなことで早朝にやっているということもあります。

また、実際に、先ほどもお話の中で触れておりますが、要はやはり売手の責任というの必要なだろうと。自販機であればそのところには回収ボックスがあるというように、露店商のほうにもいわゆる売手の責任ということでも、露店商のほうの御協力を得ながら、露店商のほうにもごみ袋を下げるなどして回収という形でやっていければということで、いずれにいたしましてもきれいな祭りをしたいというような思いは当然ありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) きれいな祭りは目指しているということでもいいんですね。ぜひそうしていただきたいと思えます。

先ほど、ちょっと気にかかったんですけども、ごみの設備を多くしてしまうとその回収に係る労力がふえる。当然だと思えますけれども、ごみ箱の場所を6カ所にしたままで、ポイ捨てがふえて、そのポイ捨てをしたごみが散乱しているものをいろいろな人たちが拾う労力と、回収された場所のものを回収する労力とは、僕は全然違うと思えますけれども。その辺も、しないということから発想するのではなくて、やはりきれいにするために何をすればいいのかという、そういう違った発想でいろいろこれから考えていただきたいと思うわけでございます。

本当にごみが1個もない祭りなんてあるわけがないと思っらっしゃる方いらっしゃると思いますが、本当にきれいに、3日間、ごみのない祭りを実現させたら、それこそメディ

アが黙っていないんじゃないですか。そういうPRの、数百万円かけてPRすることも大切かもしれませんが、そういう毅然としたスタイルを持っている祭りというので、多分注目されないはずはないと思うんですね。注目されるためにするわけじゃないですけども、自分の矜持、ここに住む人間たちの矜持としてそういうものを目指すことは大切なことだと私は思いますので、ぜひお願ひしたいと思います。

先ほど検討するとおっしゃっていただきましたよね。ごみに関しては、おっしゃっていただきましたね。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 ごみの箇所数のふやす部分も含めて、なおかつそうしたアナウンスも含めてやっていきたいというようなことでございます。

4 番(小関 淳議員) 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番(小関 淳議員) 本当にぜひ前向きにやれると思って検討していただきたいと思えます。

最後になりますけれども、市の人口が7月末現在で3万6,000人を切りました。もう3万5,000人台に入ってしまったわけです。厳しい冬さえ乗り切れば比較的住みやすいまちというイメージがここの新庄市だと思います。それが今回の豪雨災害で薄まったか、消えてしまったか、そういう感じはあります。ですから、何とか人口減少を極力緩やかにするためにも、いろいろな事業、施策を一生懸命やっていただければと思います。

改めて、被害に遭われた皆様の早急な復旧、支援により一層の力を注いでいただきますようお願いいたしまして、質問を終わります。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午後1時40分 休憩

午後1時48分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

小嶋富弥議員の質問

小野周一議長 次に、小嶋富弥君。

(17番小嶋富弥議員登壇)

17番(小嶋富弥議員) 御苦労さまです。

本定例会4番目の質問者となりました、議席番号は17番の、起新の会の小嶋富弥であります。本日最後の質問者でございますので、気を引き締めてお尋ねしてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、今定例会における私の通告は3件でありますので、順に従いましてお尋ねいたします。

まず初めに、地域資源としても多くの市民の誇れる新庄まつりについてであります。

今年の夏は例年になく異常気象の猛暑で、体調管理に多くの皆さんは気を使ったことと思います。振り返れば、そんな夏でありました。老若男女問わずわくわく期待された祭り期間、くしくもダブル台風のあおりで雨にたたられましたが、こればかりはいかんともしがたいものがあります。

本年はユネスコ無形文化遺産登録2年目として、曜日が、24日の宵まつりが花の金曜日、本まつり、後まつりが土日となり、例年に増して多くの人出が予想され、祭りの実行委員会並びに関係各位は大変な思いで運営の準備に努めてまいったことでしょう。本当にこの御苦労に感謝申し上げます。

あいにくの雨に邪魔され予定どおりにいきませんでした、大きな事故や人身事故もなく、

子供たちに感動と喜びを伝えた新庄まつり。262年目の祭りは、ことしは終わりましたが、地域資源として今後もずっとずっと市民に愛され、そして観光交流の振興のためにも大事にしていかなければならないものと思います。

それらを考慮し、しっかりした検証、総括は不可欠なものではないでしょうか。私は、歴史のランナーの一人として、ことしの祭りの検証、総括、また今後の祭りの運営の考えをお聞きいたします。よろしくお願い申し上げます。

次に、発言事項の2番目の、子育て支援について質問をいたします。

今、東京などの首都圏を除き、顕著な人口減少が深刻な社会問題となっております。生まれてくる子供の数が少なく平均寿命が延びる少子高齢化が進んでおります。人口の減少は生産性、労働力の低下を招きます。

少子化の原因としていろいろ議論のあるところですが、挙げられる一つとして、結婚に対する考えの変化ではないかということでもあります。働き方の変化や価値観の多様化で、社会で働く女性方が仕事を優先して結婚がおくれたりして、または結婚しても仕事と育児の両立が大変で、経済的にも負担が大きくなるため、子供を多く持とうと考えられない、そういう考えがあるとも言われております。

多様化の社会で生まれてきた子供のきめ細かい保育の充実は、子育て保護者の切なる願いであると思います。これらを受け、地方自治体の長は、人口減少の歯どめをかけようと、子供の医療費の無料化や子供の屋内外の遊び場の整備に取り組み、若い世帯を呼び込む施策を打ち出しておるわけであります。まさしく子育て支援の充実が自治体の定住人口に大きく寄与している例もあります。

そこでであります。当市の子ども・子育て支援事業計画をホームページで見ますと、子ども・子育て支援事業計画中間改訂版、平成30年

3月の「子どもは未来の宝もの みんなで育てよう いのち輝く新庄っ子」の内容を拝見いたしました。

教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期では、現在対象外の認可外施設に入所している児童については、今後3年間で認可保育所や地域型保育事業などの給付対象施設移行へ向けた取り組みを行い確保するとあります。認可になれば待遇が保障され、質の向上も上がると思います。

しかし、子育てには多種多様のケースがあると思われまます。里帰り出産時の上の子の預かり、事情による途中入所、一時預かり等、融通性の図れる保育施設はあってしかるべきではないのでしょうか。

認可保育所ばかりでなく、認可外保育所についての見解と考えをお尋ねいたすものであります。子育ての充実は今後のまちづくりの土台になると思いますので、どうかよろしく申し上げます。

次に、発言事項の3番目の防災についての質問をいたします。

近年の災害は恐ろしい。新庄は雪が降るが、大きな災害がなく、比較的いいところだと、私を含め市民は感じておりました。昭和49年8月1日の大水害発生以来、急に命にかかわる災害はありませんでした。

しかし、最近の異常気象は、各地で1,000年に1回あるかないかの、経験の範囲を超えた代物で、人身、住宅、農地等インフラを含め甚大な被害が起こっております。これは、8月5日の当地方の記録的豪雨で証明されました。テレビやラジオによってこれらが報道され、各地から心配の電話を多くの方々がいただいたわけでございます。そして、新庄まつりの余韻や疲れのとれぬ8月30日深夜から31日未明の豪雨は、190.5ミリの雨量によって、市では対策本部を設け、警戒に当たったわけです。まさに災害は

忘れたところにやってくるのではなく、忘れないうちにすぐやってくる。これが今の気象でないでしょうか。

痛ましく、北海道では9月6日未明に大きな地震に見舞われ、甚大な被害を受けられました。まことに他人事とは思われません。

まちづくりの基本は、市民の安全安心が基本であることは申すまでもありません。災害時の情報伝達は正確かつ迅速に発せなければなりません。

そこで、当市における従来の方法を見直し、新たなステージに対応した防災、減災を構築し、地域の組織や個人が主体的に避難し命を守るためには、必要な防災計画の再構築をどう図るのかお聞きするものでございます。

以上3点につきまして質問いたしました。重ねてよろしくお願い申し上げます。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、小嶋市議の御質問についてお答えさせていただきます。

初めに、新庄まつりの評価と総括の御質問であります。

本9月定例会初日に、このたびの新庄まつりの行政報告をいたしました。市内外から多くの方々が来訪され、ユネスコ登録後初めての週末開催となった今年の新庄まつりが事故もなく成功裏に終えましたこと、改めて関係各位に感謝申し上げます。

御承知のとおり、ことしの新庄まつりは、台風20号の影響で天候が悪化するという予報が出ておりました。そのため、以前から新庄まつり実行委員会で整備しております雨天時の対応要領を踏まえ、雨天時の意思決定ルートの詳細について、昨年同様再度確認を行ったところであります。その結果、3日間とも各行事の実施決定を適切に行うことができ、特に26日について

は、各行事の会場を移動するなどの迅速な判断が下せたものと考えております。

ユネスコ効果と週末開催による観覧者増加への対応につきましては、祭り期間中最も多くの観覧者が見込まれる24日の宵まつりについて、駅前ロータリーバス停付近を昨年同様観覧場所として確保するとともに、歩行者通路の安全性を適切に確保した上で、新庄駅西口に設置しております滞留防止用フェンスのセットバックを行い、フェンス内側の駅前ロータリー観覧スペースの拡大を今回新たに図ったところでありませ

す。さらに、新庄警察署からの御助言、御指導のもと、駅前通りの車道の一部を新たに観覧場所として開放いたしました。その結果、観覧者の収容については総じて対応できたものと考えておりますが、山車運行に遅延が生じてしまったことは大きな反省点でございますので、実行委員会を通じ、改善してまいります。

また、25日本まつりでは、新庄まつりの核である本まつりへの集客を推進すべく、城内新庄天満宮御鎮座390周年事業として、アビエス有料観覧席購入者への記念品配付等を行い、アビエス内は約7割の入りとなりました。

なお、26日の後まつりは、御承知のとおり、午前中からの降雨により各祭り行事が会場を移しての実施となったため、市内中心部の人出は大きく減少する結果となりました。

次に、警備体制につきましては、昨年実行委員会負担金を増額して、警備会社によるガードマンの増員と、市職員の増員にて対応いたしました。この体制は、ことしの曜日配列による観客増加を見越しての対応であったため、昨年の警備体制を基本としつつ、新たな観覧場所などの昨年との相違点を勘案しながら、適切な警備体制の構築に努めたところでありませ

す。また、昨年引き続き、県立新庄病院及び最上広域消防本部の連携協力のもと、アビエス内と祭り本部に医療救護所を設置し、不慮の事故が発生した際の対応強化に努めました。

今年の新庄まつりは、日程が進むにつれ天気が悪化するという、昨年とは正反対の天候となつてしまい、祭りの運営にも非常に厳しい状況でありましたが、結果的には全ての行事を実施することができました。これは、実行委員会を中心とした各関係機関、団体との連携が効果的かつ適切に図られた結果であると考えております。

また、昨年東京都巢鴨への山車派遣をきっかけとした25日本まつり観覧ツアーの催行、昨年5月に設立された山・鉾・屋台行事観光推進ネットワーク、平成30年度総会の祭り期間中の開催、さらにはユネスコ登録と東北5市の保存団体による東北山・鉾・屋台協議会の設立など、ユネスコ登録を契機としたさまざまな連携の成果が着実にあらわれております。

今後もこれらの連携強化に取り組むとともに、全国に向け新庄まつりの魅力を発信し、祭り期間中全てにおいて、山車と祭囃子が一体となって観客を魅了し、常ににぎわいのある3日間となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

ユネスコ登録は、先人が築き上げてきた新庄まつりの伝統文化を、未来を担う子供たちに受け継いでいくことの重要性を改めて認識する機会となりました。市といたしましても、このことを新庄まつり振興の根幹に据え、新庄まつり実行委員会の支援を通じ、市民の皆様とともに新庄まつりの発展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、今後とも御支援のほどよろしくお願

いいたします。次に、子育てに関することですが、当

市におきまして、子ども・子育て支援新制度による運営を行っている特定保育施設は、公立が2所、民間立が6所となっております。昨年度と比較しますと、1所が認可外保育施設から認可保育施設へと移行し、安定した運営と充実した保育を行っているところであります。

また、認可外保育施設ですが、山形県と新庄市の補助金を交付している保育施設は、平成29年度は4施設、今年度は9月1日現在で2施設となっております。減少した2施設のうち1施設は先ほど申し上げました認可保育施設への移行であり、1施設は4月に廃止したことによります。

国は、子ども・子育て支援新制度により、認可外保育施設の新制度への移行を促進しています。これは、より安全に子供たちを保育するためであり、また公的な手厚い運営費を交付することにより、安定した運営と保育士の処遇改善を行うためでもあります。

一方、認可外保育施設は、定められた保育士の人数や設備に関する事など、認可保育施設と比較すると基準が緩められています。また、県や市が補助金を交付しておりますが、格差は大きく、保育士の賃金に影響が出ております。

認可外保育施設は、そうした中で、十分な愛情を持って子供たちを保育してくださっており、年度途中の入所の受け入れについても、当市の待機児童対策の一端を担っていただいております。

また、認可保育施設での受け入れが制度上困難ないわゆる里帰り出産や最上地域の町村の児童の受け入れについても、可能な限り受け入れを行っており、多様な保育が可能な保育施設として重要な施設であることは当市としても認識している反面、安全性や安定性のある国基準の認可保育所の運営を当然のことながら進めていく必要があります。

来年度、認可外施設は、現在の2施設のうち

1施設が保育園として開園する予定であることから、1施設となります。認可外保育施設の運営は、経営者にとって財政的に厳しいものであることから、経営者側とも話し合いを重ねていきながら、市として認可外保育施設の望ましいあり方について検討してまいりたいと考えています。

土曜日、8日に総務大臣が来新いたしまして、わらすこ広場で、子供を持つお母さん、5人のお母さん方とお話し合いを持つ機会がございました。中には9人のお子さんを持っているお母さんも参加されまして、3人目からはほぼ無料の中で8人を育てることができたと感謝しておりました。また、2カ月過ぎた3カ月目に入るときに預かってくれるところがあるとより大変ありがたいというお母さん方の話を直接総務大臣も耳にしたところであります。

私からも、認可保育所と認可外保育施設のこの差が非常に厳しいということで、ぜひ国のほうも認可外保育施設への支援等について十二分に検討をお願いしたいということを申させていたいただいたところであります。

次に、防災についてであります。ことしに入り大規模な自然災害が多発しております。まさしく阪神淡路大震災、東日本、熊本、大阪、今回の北海道と、この地域が地殻変動期に入っているというふうに言われております。6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震、7月上旬に西日本を中心に甚大な被害をもたらした平成30年7月豪雨、また本市においても先月、50年に一度の記録的な豪雨が一月に2回発生いたしました。

本市では、新庄盆地断層帯を震源とする地震、局地的集中豪雨、河川の氾濫などが想定され、災害はいつでも起こるという気構えで、平時から防災体制の強化を図る必要があります。今回の災害を教訓に、職員の行動記録や問題点を総括し、地域防災計画や各種マニュアルの見直し

に活用していきたいと考えております。

また、情報伝達手段としましては、防災行政無線、エリアメールを初め、マスメディアとの連携や広報車、ホームページなど多様な伝達手段を活用し、確実に早く伝達すること、高齢者、障害者など、避難行動要支援者への伝達についても体制整備を図る必要があります。

大規模災害時は、消防署、警察署、市町村などとの公助には限界があります。住民一人一人が適切な避難行動をとり安全を確保するとともに、自主防災組織や町内会、民生委員などと連携し、災害時の早期避難、避難所の運営など、共助の取り組みが重要であります。自主防災組織の組織率のアップと活動支援を図りながら、災害に強いまちづくりに向けて取り組んでまいります。

今回の8月5日、6日、8月30日、31日での取り組みにおきましては、新庄市消防団の大変な御協力をいただいたところであります。また、8月5日、6日につきましては、午後からの雨で、夜中になっていくということで、避難所の開設に、多くの皆さんが避難してまいりました。夜に向かっていく避難所の開設、また3時過ぎからの大雨で、朝に向かう避難所の取り扱いはまた違うということも、今後の経験とさせていただきます。

さらには、大雨による防災無線の手段が効かないということでありまして、エリアメールをその都度その都度場所によって、川に近づかないように、あるいは避難所の開設をしたというようなことを、エリアメールの効果は今回絶大であるというふうに思っております。

今後とも、関係機関と協力しながら、防災体制の構築に寄与してまいりたいと思っております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 御答弁いただきました。

ありがとうございました。

それでは、順に従いまして、再質問をさせていただきます。

まず、新庄まつりから伺いました。

いろいろ警察等の計らいもあって、警備のほうも非常に頑張ったと、各山車若連、囃子若連もそれぞれの任において力を入れて、事故が起きなかったと。また、実行委員会が速やかに計らって中止や延期をしたというようなことが、別に私も何ら意見するものではございませんけれども、ただ一つ、待望の宵まつり、非常に、はっきり申しまして評判が悪かった。なぜだかは私が申すまでもなく、順調な流れでなかった。インターネット観覧席募集でもアビエスの時間帯は約7時から8時半、その間で終了というようなことが書かれていました。

こんなことがあったんです。私、万場町の商店の方にこんな話を言われました。小嶋さん、24日宵まつり行ったかと言われて、行ったよと言った。非常に長くて嫌になって、途中から帰ってきたお客いっぱいいたよと。ぞろぞろ帰ってきたと。やはりそれは時間の運行がスムーズでなかったと。

それで、もう一点は、あそこは7時から始まるんですね。お客さんは2,500円、2,000円、1,500円の券を買って、24日は人気がいいから大変な思いで、あそこで買って待っているわけです。今か、山車が来ないか、山車が来ないかと。そうすると、7時になるとセレモニーが始まりました。30分ぐらいかかりました。最初は名誉会長、市長と商工会議所の井上会頭が入場してきました、すぐ入ったのはいい。あと次から次へと各団体の親分の名前を呼んで一々紹介するんです。最後にはある団体をぐるっとあそこ回らせて、司会者が、その団体が来たから盛大な拍手でお迎えくださいと、こう申しました。おかしいんじゃないかと思って。主催者を観客が、お金を出した人が拍手して迎えろなんてい

うのは、こんなお祭り私はないと思います。この件については前々回、前回は申し上げました。そしたら、もう市長と井上会頭はすっと入ってよかったと、これでお客さんが喜ぶかと思ったら、延々として30分ぐらいセレモニーをやりました。

そして、そんなことがあって、なかなかスムーズに回らなかったと。途中で雨が降ってきた。最後、沖の町来るときは、お客なんて誰も、ほとんどいなかった。これではせっかくの、一番メインのあその場所はいかがかと。

もちろん原因はあると思います。その原因を、何があったかということはここでは別に問いませんが、やはりそれではますます新庄市の財産でもある、資源、財産をだめにするんじゃないかと心配するんです。やはりそういったことを取り除いて今後につけていかなければいけないのではないのでしょうか。その辺の改良を一つお願いしたいと思います。

そして、もう一つつけ加えさせていただきますと、そのお客さんが何を言ったかという、セレモニーのことを、市長の挨拶が長くて、遅くて大変だと。市長の挨拶なんか一つも言っていないんですよ。でも、そういったことがちまたに広がってくるんです、見ていない人は。何だ市長こんな長い話するんだろうって。私は見ているから、あんなこと全然市長は言っていないけれども、やはりそういうような取り組みを内外のお客さんにさせるといのはいかがかと、やはり今後はこういう点は十分に配慮していただきたいと思います。

あともう一つ、これ大変警察の御尽力もあって、いろいろこれだけの人が事故のないようにするという事は、先ほど皆さんもどれかあったんですけども、これ6月22日の山形新聞の金曜トピックスというようなことで、新聞がこれ出ました。そのとき、やはりこれ伝統か安全か、ちょっと警察となかなか折り合いがつか

いというような報道になって、かなり心配しました。南本町通らないのか、俺のところどうしてやなんていろいろな、あります。こういうものもちょっと、もう少し、去年あたりから問題になっているわけですから、もうお祭りが終わったらすぐに、こういったことが、せっかくまつり委員会からまつり実行委員会になって、部門ごとに検討しましょうという制度になって大変よかったと思うんだけど、そういったものがまだ十分な話し合い、機能がなされていなかったような気がしますので、この辺の今後の取り組みはどのようになさるかをお聞きしたいと思います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 まず、初めに遅延の関係でございます。

ことし、ユネスコ登録後2年目で、週末開催というようなこともあって、それ相当の観光客が見えられるんだろうというような中で、実行委員会と警察との協議の中で、何とか観光客のスペースを確保しなければならないというような部分で、そこをどこに持っていくかというようなことで、今回駅前ロータリー広場のいわゆる滞留防止のフェンスを下げて広げた部分と、なおかつ今回新たに警察の御指導、御協力の中で、車道の一部潰して観光客のスペースをつくったというようなことになっております。

昨年とルート自体は変わらなかったんですけども、今回の遅延の原因については、山交観光前から5差路までの間に、そこに車道の一部を潰して観覧席を設けたという中で、そこで山車のすれ違いができないというようなことで、そこで空白、山車と山車間の空白ができて、その影響が波及しまして、最終的には9時ちょっと過ぎたと思いますけれども、三、四十分、昨年からいけば延びてしまったというようなことになっております。

これについては、警察のほうとのお話し合いの中で、何とかできるだろうという、警察のほうでも協力しますというような話になったんですけど、やはり実際動かしてみると山車同士のすれ違いができないというようなことで、1つの山車がまた次から次へとというようなことで、遅延が発生してしまったというようなことになっております。

ただ、これについては、終わった後すぐ警察のほうとのお話し合いの中で、あそこは観覧席を設けることはできないだろうというようなことで、近々事務局といわゆる関係団体との協議も早速持つというようなことで、ことしのうちにはそれら課題等をいろいろ出し合いながら検討していきたいというようなことで考えております。

ただ、やはり観覧席を設ける部分については、いわゆる雑踏の部分で何とか事故を防止したいというようなこと、あくまでも安全を確保しなければならないというような思いがあって今回やったというようなこともありますので、ただそうした遅延が発生したというようなことについては、本当に申しわけなく思っておるところでございます。これについては早々に、10月、来月には事務局と警察、それから関係団体と協議をして諮っていきたいというようなことでございます。

また、セレモニー関係というような話がありましたけれども、やはり観覧される方は、早い方で5時にはそこにおられるというような中で、今か今かというような形で待ちわびている中で、やはりそうしたセレモニーの部分を見たいのではなくて、あくまでも山車20台をスムーズに観覧したいというような思いがあるかと思えます。その辺については、来年度その部分も割愛しながら、何とか観覧者ファーストで考えていきたいと思っております。

以上でございます。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 終わったことを言っても仕方がないけれども、これを一つの糧としてぜひやってもらいたいという思いを込めて申し上げます。

やはり、この祭りも時代とともに変わりますね。特に皆さん御存じのように阿波踊りが、非常に何だかんだマスコミに出ました。阿波踊りだけではなくて、土佐の、高知とか、博多祇園も大変な思いなんだそうです。本来は、お祭りはやはり住民が少しずつお金を出してするのが本来の姿といますけれども、この博多山笠では、企業からの協賛金として、例年2,700万円ほどの市の補助金を賄わないとやられないという事情もあると。また、高知のよさこいも、高齢化や人口減少が進む、運営も大変な苦勞をしているそうです。ましてや青森のねぶたも、やはりこれ少子、減少で人がいないんだと、ハネトが、なかなか。だから、青森では子供からの関心を高めようと、小学生に踊りを教えるねぶた教育を実施しているそうです。

やはりその中で、やはり人口が減る地方にとり、観光客の集まる祭りは重要だと、そして経済効果も高めるというようなことで、阿波踊りの混乱を他山の石として、安定した運営方法を模索する必要がありそうだ、これはやはり新庄まつりでも同じようなことが起きるんじゃないかということですので、やはりせっかくまつり実行委員会をつくって、それぞれ意思の疎通を図るような制度を平成27年からつくっているわけですので、ぜひ、商工会議所の中に事務局あるんですけども、事務局、商工会も預かっているわけですので、早目にひとつ御足労でもお願いしたいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、次に、子育てについて質問したいと思います。

新庄市では、平成27年3月に子ども・子育て

支援事業計画を出しております。そして、この中間改訂版に載っていました。

その中からちょっとお尋ねしますが、この4ページ、事業計画の、これネットから拾って、4ページですけれども、確保の方策というようなことで、現在給付対象外の認可外保育施設に入所している児童については、今後3年間で認可保育所や地域型保育事業などの給付対象施設への移行へ向けた取り組みを確保しますと。

ここで伺いたいのは、地域型保育事業というのはどんなことを指すのかというようなことをお聞きしたいと思います。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 地域型保育事業についての御質問でございます。

新しい子育て支援ということで、今小嶋議員からございましたように、子ども・子育て支援法に基づく計画ということで、新庄市子ども・子育て支援事業計画を立てて、市のほうでは推進しているところでございます。

今出た地域型保育事業というのは、そのうちの一つの保育の形態というふうなことで理解していただければと思います。子供を預ける施設となりますと、幼稚園、それから保育所、それから認定こども園というふうな施設がありますけれども、そのほかにも小規模保育事業所ということで、比較的少ないお子さんを預かる施設というようなものもございますし、それから家庭的保育事業所というようなことで、本当に数名程度で子供さんを見る施設、それからまた居宅訪問型事業所というようなことで、特に障害を抱えているお子さんが通園できないということで、こちらのほうから保育士が出向いて保育をする事業などということで、大きく分けて4

つほどの形態があるんですけども、それらを総称しての施設ということで御理解いただければと思います。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 市長も認可外保育というのは理解していらっしゃるんだと思っております。

ただ、問題は、認可と認可外の保育の内容はそんなに変わらないと思うんです、新庄市の場合。ただ、働く人の給料とかそういった補助とか、その差が認可と認可外がかなり大きいから、その中で質が低いのではないかという心配で、保育士もなかなかそういうところには集まってこないというようなことで、やはりすき間、ニッチというわけではないですけども、そういったものもやはりやらないと、子育て支援はやはり大変ではないか、ニーズが多いわけですので。

一つの例、これ郡部では認可外保育所がないわけで、新庄にあるわけです。そうすると、郡部から新庄のほうに働きに来るお母さん方が、認可外保育所に預けて育児をしてもらえると、そういう制度が非常に助かると。そして、若い世代ですから、新庄にじゃあ家を建てて新庄に住もう、生活しようというようなことで、トウメキの例を申しますけれども、あそこは土地が安いですけども、近くのそういう認可外保育所があって、そのサービスを受けた結果、かなりそこに生活、住宅を建てて新庄市に定住すると。

やはり、子育て支援はそういった施策が、ただそれだけでなく、ずっとずっとまちづくりにつながるわけでございますので、ぜひ、今まで2つあるのが今度は1つだというようなことでしょうけれども、そういったところにもしあったら、手厚いやはりそういった政策を保護すれば、返ってくるんです。その場所ではなくて、

そのやった結果が新庄の定住人口に返ってくるんです。回るわけです。そういった意味で、やはりよその市町村がやっていないからこそ新庄市で受けてくれるというようなことが、やはり最上圏域8市町村の、新庄市のリーダーシップ的なものも大事ではないかと考えるわけでございますので、ぜひひとつ考えていただきまして、新庄市は赤ちゃんから思春期まで面倒を見る、保育の新庄市というようなことをぜひ御提案いたしまして、よろしくひとつお願いしたいと思っておるところでございます。

次は、防災に、お願いします。

本当にやはり今まで経験したことのない、初めて新庄市で起こってびっくりしました。

先ほどの、これに関しては議員もいっぱいおりましたけれども、新庄市の職員は大変頑張ったと、今回、私も思います。8月5日の避難所、私、近くの明倫中学校とプラザと北辰小学校にどんな状況かと行ってみましたけれども、5時半ちょっと過ぎごろ行ったんですけども、炊き出しもちゃんとそろえていて、大体避難の方々が帰った後でしたけれども、本当に寝ないでよくやってくれたと思っています。

そして、特に印象に残ったのは、市民プラザで、ちょうど私も行ったときに、若い夫婦が子供を連れて家に帰っているときでした。ほっとしたというか、安心して帰っていく姿を見て、やはり新庄に避難して家に帰れるというような、そういった姿を見ると、やはりそういった行政の力というのはすごいと思いましたので、ひとつ皆さんの御苦勞に感謝するわけでございますけれども、そこで、一番大事になるのは、新庄市のハザードマップの現状はどうなんでしょうか、お聞きします。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 ハザードマップの現状でございます。

ハザードマップにつきましては、大分前に作成したものがございます。最近の災害に対応していないという面もございます。

今現在、県管理河川、大以良川と泉田川の浸水想定を県のほうでただいま策定中でございます。それが来年発表される予定でございますので、それに合わせた形で策定を進めていきたいと考えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 新庄市の防災計画修正案というの、平成25年、それ以降恐らくないと思うんです。それで、ハザードマップもしかりだと思います。ハザードマップをつくり直すんだったら、今回いろいろところで想定外の水害が起きました。水害というか、側溝が上がったとかなんだとか。

そういう、地区に現状を知らせて、そして町内でどこが危険とかなんとかというのをやって、回収して、そこをハザードマップにするような方法は考えられませんか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 このたびの災害は豪雨災害であります。その中で、例えば地盤が脆弱なところ、土砂災害警戒区域、あと水があふれるというようなところ、大体把握しているところがございます。もちろん農林、それから都市整備のお力もいただきましてハザードマップの作成をしていきたいと、防災計画の策定もしていきたいと考えております。

17番（小嶋富弥議員） 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番（小嶋富弥議員） 先ほど佐藤卓也議員が質問で、私どもの会派、行ってきたと紹介いただきました。これ北海道留萌市のハザードマップ、保存版です。やはりこういうぐらいのものを作成しないと、自分たちどこへ逃げたら

いいかと、今までは災害がなかったからわからなかった。今度は、あるところに行ったら、ばあちゃん逃げろと言ったら、俺どこに逃げていいかわからないと、一人住まいのアパートの人が言っていたそうです。そこは川原町というところの町内の方だったんだけど、そこは新庄中学校も近いけれども、どこに行ってもいいかわからない。そういう逃げる場所を、例えばいろいろなハイテクの電話とか持っている人はいいですけども、持っていない弱者が、いつも見ると弱者の連絡が遅くて大変な思いをするというようなことなんです。わかると思うんですけども、やはりこういったものをお願いしたいと思います。

あと1点、今減災は、災害は防ぐことができないけれども減災をしようと、命を守れと、減災が強く叫ばれていますけれども、防災士というのがあるんです。これ、新庄市ではこの防災士というのはどのような位置づけになって、どのような活躍をしていますか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 新庄市の防災士の位置づけでございます。

新庄市防災士会という組織がございます。防災士そのものは各町内、地域に入って、災害の知識を生かして、まちづくりの中の一つとして活動するというのが防災士の方々の仕事といたしますか、活動の中身になるわけですけども、防災士会という組織もございますので、防災訓練やその他さまざまな場面で皆さんの知識を活用していきたいと考えております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) 防災士というのは、NPO法人が、民間資格なんです。自助、共助、協働を原則として、社会のさまざまな場で防災力を高める活動が期待され、そのために十分な

意識と一定の知識、技能を修得したことを日本防災士機構が承認する人ですというわけですけども、これお金かかるんです、何万円だか。

それで、この役目も、自主防災とタッグを組まなければならないんだけど、新庄市の課の中で、その防災士を育てるような考えはないですか。これ、課長ではできないな、上のトップが考えないとだめだと思うんですけども、やはりこの防災士というのは一人ではできないし、庁内の中でも総務とか、総合政策もかな、そんなところでやはり何人か組んで、全体のこの市の防災を政策立案する、守るというようなことで、職員の中にも防災士を育てるような考え、これ総務課長が一番わかるかな。総務課長、ひとつお考えをお聞きしたいと思います。

小松 孝淑総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 災害対応の中で、事前の備えとして、防災士の活動というのは非常に大切な部分だと感じております。

今現在、市役所の職員の中で、防災士の資格を持っている職員は2名ございます。その2名が今現在防災士会の中に入って活動しているところでありまして、今後における取り組みとしましては、市の組織としての防災活動はもちろんですけれども、その防災士のあり方も含めて今どうあるべきかというのは、検討させていただければというふうに感じております。

17番(小嶋富弥議員) 議長、小嶋富弥。

小野周一議長 小嶋富弥君。

17番(小嶋富弥議員) やはり、防災はみんなの意識が高まらなければならないと思います。

あと、最後の1点、水害時の防災行動計画というのは2021年まで策定しろとあるんですけども、新庄市はこの点はどうなっていますか。計画になっていますか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 現在策定されておられません。

先ほども申し上げましたとおり、県管理河川の大以良川と泉田川の浸水想定が来年早々に発表されると思いますので、それを受けまして策定に向けて検討したいと思います。

17番（小嶋富弥議員） よろしくお願ひします。終わります。ありがとうございました。

散 会

小野周一議長 以上で本日の日程を全て終了いたしました。

明日11日午前10時より本会議を開きますので、御参集をお願いしたいと思います。

本日は以上で散会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後2時38分 散会

平成30年9月定例会会議録（第3号）

平成30年9月11日 火曜日 午前10時00分開議
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 委員長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第3号）

平成30年9月11日 火曜日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1番 佐藤悦子 議員
- 2番 叶内恵子 議員
- 3番 清水清秋 議員

本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）に同じ

平成30年9月定例会一般質問通告表（2日目）

発言 順序	質問者氏名	質 問 事 項	答 弁 者
1	佐藤悦子	1. 介護保険の改悪、サービスの後退を許さず、負担軽減を進めることについて 2. 災害対策の中心である公助について 3. 子育てにやさしいまちづくりについて 4. 学びやすい学校施設について	市長 教育長
2	叶内恵子	1. 新庄まつりと伝統芸能を含む芸術、文化、歴史の継承について	市長 教育長
3	清水清秋	1. 豪雨がもたらした被害の対応、対策について伺う 2. 政策提言について聞く 3. 営林署所有の跡地について	市長

開 議

小野周一議長 それでは、皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は17名でございます。佐藤義一君より少しおくれるとの連絡がありました。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第3号）によって進めます。

日程第1 一般質問

小野周一議長 日程第1 一般質問。

本日の質問者は3名であります。

これより2日目の一般質問を行います。

佐藤悦子議員の質問

小野周一議長 それでは、最初に佐藤悦子君。

（1番佐藤悦子議員登壇）

1 番（佐藤悦子議員） 新庄市の日本共産党を代表して、一般質問を行います。

1番として、介護保険の改悪、サービスの後退を許さず、負担の軽減を進めることについて、質問いたします。

その最初に、特別養護老人ホームの待機者は、全国で36万人、介護離職者は年間10万人、介護職員の慢性的な不足など、介護をめぐる事態は深刻になっております。そこで、新庄市の状況はどうかお聞きします。特別養護老人ホームの増設や人材の確保、事業者の支援が必要と考え

なければならないのではないのでしょうか。

2番目として、要支援者の保険外しで介護サービスを受けた人の総数が、2017年度9万6,000人減ったと厚生労働省が9月4日発表しました。要介護認定者は増加する傾向にあります。介護が必要と認定されながら、介護保険が利用できない人がふえている実態が浮き彫りになっています。当市でも要支援1、2の介護報酬の低い総合支援事業に移行してから、サービス提供ができなくなる事業者が生まれています。提供する事業所も運営が厳しくなっています。事業所はヘルパー派遣の時間を1時間から45分に減らさざるを得ず、利用者から見ますと、買い物などの支援の時間が足りなくなっております。これでは、保険あって介護なしではないのでしょうか。当市の状況はいかがでしょうか。

3つ目に、この状況を改善するには、介護保険への国の負担割合を大幅に引き上げ、介護職員の賃上げなど、待遇改善を求めることが必要と思いますが、どうでしょうか。

4つ目に、今年度の介護保険料の引き上げによって、当市では基準額が月額6,200円となりました。介護保険当初は、基準額が月額2,567円でした。これに比べて現在2.4倍となっています。平成37年度の基準額の見込みが新庄市の福祉に示されておりましたが、6,896円です。当初と比べると2.7倍になります。今後のこのような大幅引き上げを抑えるために、国の負担割合をふやす要望とともに、一般会計からの繰り入れも必要ではないのでしょうか。全国で12の市町村で一般会計からの繰り入れを行っているとして2014年の国会での質問で明らかになっております。

5つ目に、年金が減額される中で、サービス利用を控えるケースが多いと言われております。要介護4、5の方の在宅介護の自己負担は、月10万円にも上ると2016年の家計経済研究所の調査で明らかにされています。例えば、年収200

万円以下などの低所得の世帯に、自己負担の5割の補助を実施することができれば、利用世帯はとても助かると思われれます。千葉県船橋市での例もあります。市の考えをお聞きします。

大きな2つ目の質問は、災害対策の中心である公助についてお聞きいたします。

1つ目は、災害後の住宅やなりわいに係る修理費について、市として手厚い支援をして国や県にもその上乘せを要望すべきではないでしょうか。

2つ目に、避難勧告や指示を新庄市でも出しましたが、それでも障害者や高齢者、乳幼児を抱えた方は自力では避難できない方が多いです。こうした方には、市民生委員、福祉関係者などの体制をつくり、災害が予想される24時間以上前に、避難させることができるようにすべきではないでしょうか。そのとき、介護職員が配置された福祉避難所の設置も必要ではないでしょうか。避難所にはオストメイト対応のトイレやシャワールームが必要ではないでしょうか。

3つ目に、住民が住む地域の危険箇所などを把握できるよう、住民とともに地域版ハザードマップづくりはどうでしょうか。

4つ目に、住宅の耐震改修が進まない現状です。この理由は、必要な世帯の収入が低いことにあります。大災害による被害や、公的住宅保障の費用の負担は、莫大なものになってまいります。住宅の耐震改修にこそ手厚い対策が必要ではないでしょうか。

大きな3つ目の質問は、子育てにやさしいまちづくりについてです。

1つ目は、政府は保育料の無料化を、消費税10%増税を財源にして進めようとしています。消費税増税ではなく、大金持ち、富裕層への累進課税と、大企業への中小企業並みの法人税負担を求めるだけでも、消費税分増税分の5兆円の財源は出てまいります。保育料の無料化は、低賃金に苦しむ世帯の負担軽減につながるよう

にしていかなければなりません。政府の保育料無料化に伴い、実は給食費が含まれないと聞いております。保育料が抑えられている低所得世帯が給食費によって負担増となることも予想されます。保育所などで教育として実施している給食費の無料化を継続すべきと思いますが、いかがでしょうか。

同時に待機児がふえることが予想されています。子供が安心して保育を受けられるよう、体制が保障されている認可保育所をふやすことが必要ではないでしょうか。

2つ目に、国民健康保険税の子供の均等割をなくして、子育て世帯の負担軽減を図れないかということについてお聞きします。北海道の旭川市や、福島県の南相馬市、仙台市や東京都清瀬市などで国保税の均等割について子供の分を減免することをやっております。当市でもできるのではないのでしょうか。

大きな4つ目に学びやすい学校施設についてお聞きします。

猛暑の夏、学校の教室にエアコン設置は切実です。昨日、山科議員の質問に対して、来年の夏までに間に合うよう、今年度中の予算化を準備するのととてもよい課長の答弁がありました。敬意を表します。今まで進まなかった原因は、国の予算があっても少な過ぎたことによるものです。国庫補助拡大のこの機会を生かして、確実に進めていただきたいと思いますが、決意をお聞かせください。

2つ目に、学校のトイレをきれいにすると学校が変わるということについてです。トイレの改修計画から児童生徒、教職員に参加してもらい、意見を聞きつつ取り組んではいかがでしょうか。子供の意識が変わり、トイレを大切に使うようになり、校舎全体も大切に使うようになると言われておりますが、いかがでしょうか。

以上、1回目の質問を終わります。ぜひ、よろしくお願ひします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 おはようございます。

それでは、佐藤議員の御質問にお答えさせていただきます。

初めに、介護施設の現状についてでございますが、特別養護老人ホームの入所待機者数は平成29年度の調査では、124人となっております。5年前には192人の方が入所待機者となっております。新たな施設の開所等により減少しました。また、介護現場における人材の確保対策としては、平成29年度に最上郡全体で課題を解決すべく、管内の介護事業所や高校などの教育機関、行政機関などが構成メンバーとなり、もがみ介護人材確保推進ネットワーク協議会を組織し、介護人材の育成、確保、定着、離職防止を図るため、一丸となって取り組んでおります。協議会のメンバーでもある新庄コアカレッジでは、最上8市町村の支援を受けながら、平成26年4月に介護福祉課を新設、介護福祉士を目指して入学する学生も年々増加し、地域の介護人材育成に大きく貢献いただいております。

次に、日常生活支援総合事業についての御質問でございますが、本事業につきましては要支援者の多様な生活支援ニーズに対応するため、本人の能力を最大限生かしつつ、従来の介護予防サービスと、住民が参画する多様なサービスを総合的に提供する仕組みであると考えております。

現行相当サービスに対し、8割の設定はサービス内容の緩和とサービス提供者の資格要件を緩和したことによるものであります。資格を持つ職員には、身体介護などに専念していただき、同時に資格のない方を雇用し、介護度の軽い方の家事援助に従事していただくことで、介護の担い手に広がりを持たせ、介護の人材不足を解消することにもつながっていくものです。また、

本事業に対する事業所の不足や、サービス内容の低下について、サービスを計画するケアマネジャーからは、そのような声は上がっておりませんが、今後も引き続き介護現場の現状把握に努めてまいります。

次に、介護職員の待遇改善についての御質問でございますが、これまで国では介護職員処遇改善加算の創設など、改善策を講じているところであります。市内のほとんどの事業所がこの加算算定を反映させた報酬となっており、それにより介護に従事する職員の賃金が引き上げられているところです。介護保険事業の標準給付に係る財源は、原則的には国庫負担金20%、調整交付金5%、県負担金12.5%、市負担金12.5%で、公費負担は合わせて50%となり、残りは第2号被保険者負担分として支払基金27%、第1号被保険者の保険料で23%となっております。

一般会計からの法定外の繰り入れは考えておりませんが、国に対しては介護保険制度の円滑な運営のため、資金繰りに支障を生じることのないよう、必要に応じた措置を行うことを機会を捉えて継続して要望してまいります。

次に、介護サービスの利用者負担に係る質問でございますが、利用者負担については、高額介護サービス費支給制度があり、世帯の所得状況に応じて負担上限額が設けられております。高額支給に該当する場合、2カ月後に申請のお知らせを送付し、初回1回のみ申請が必要となりますが、その後は該当すれば上限額を超えた金額が指定した口座に振り込まれる制度です。住民税非課税世帯で合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が80万円以下であれば、個人で1万5,000円、世帯合算の場合は2万4,600円が月額負担上限となっております。現状では、市独自の利用者負担補助については考えておりません。今後も介護サービスの現状を把握し、課題を整理した上で、地域のニーズに基づいた

サービスや支援制度を検討していきたいと考えております。

次に、災害に関する件であります。さきの豪雨災害の対応と被害状況については、昨日の山科議員の質問においても答えておりますが、8月5日から6日の豪雨は、総雨量が268.5ミリ、1時間当たりの最大雨量が47.5ミリを観測し、昭和49年の8・1水害を超え、観測史上最多を記録しました。また、8月31日の豪雨は、総雨量が201.5ミリ、1時間当たりの最大雨量が33.5ミリを観測し、いずれも気象庁においても予測できなかった、まさしく50年に一度の記録的な豪雨が一月に発生いたしました。

この災害で、住宅、道路、河川、農地、農作物、水道施設など、広範囲にわたり多数の被害が発生いたしました。9月1日に本市を含め7市町村に災害救助法が適用されましたが、復旧や被災者支援に当たっては、国の災害復旧事業、県の災害対応事業による支援をお願いし、そのほか本市で新たに創設する災害対応事業において対応してまいります。

要援護者の避難については、障害者や高齢者など、特別な支援や配慮が必要な方には、自主防災組織や民生委員などの協力をいただきながら、早目に避難ができるよう、呼びかけてまいります。また、福祉避難所としては協定を結んでいる市内の6介護施設と連携し、避難所を開設してまいります。

地域版のハザードマップについては、来年度作成予定の市全体のハザードマップとあわせて、自主防災組織や町内会において独自に作成できるよう、指導、支援してまいりたいと考えております。

次に、住宅の耐震改修についての御質問にお答えします。

新庄市では昭和56年以前に建築した住宅の耐震改修に関し、工事費の2分の1、上限100万円の補助を行っております。加えて、耐震改修

の前段となる耐震診断及び補強計画に要する経費につきましても、自己負担額を無料としております。耐震化や減災についての普及啓発につきましては、地方や県の出前講座などにより行っているところでありますが、耐震診断で見ても熊本地震の直後などは、申し込みは一時的に増加したものの、1年を経過すると激減するといった状況下にあります。また、耐震改修工事に結びついた割合も2割程度の実績と低くなっております。原因としては、改修費用がかさむこと、直接的に住環境の改善に結びつかないため、特に高齢者の方などは改修工事に至らないものと考えております。

このような中、一般リフォーム補助には部分補強というメニューがあり、耐震診断の受け付け時などに寝室だけであるとか、寝室から玄関までの補強などについて説明し、耐震化について御理解いただけるよう、今後も努めてまいりたいと考えております。

次に、子育てに関係する質問であります。国は、子育て世代を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、今後幼児教育の無償化を一気に加速するとしています。そして、住民から広く利用されている3歳から5歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化し、2019年10月から実施を目指しています。

議員がお尋ねの保育所の保育料につきましては、現在給食費を含む額を保育料としており、無償化についてもこの考え方が変わらないものと考えておりますが、国からの保育料無償化に関する詳細がまだ示されていないことから、今後の国の動向を見きわめながら対応してまいります。

また、保育料無償化に伴い、女性の就労の増加とともに保育の需要が増すものと見込まれます。これは、過日新聞にも取り上げられたとおり、全国の自治体で懸念していることであり、

新庄市においても憂慮しているところであり
ます。

しかし、来年度の受け入れに向けては、民間
立保育施設の定員増加の見込みがあり、さら
に生後8カ月からの受け入れであった民間立
保育園のうち、2カ月から受け入れが可能
な保育園をふやしております。認可保育施設
の増設につきましては、来年度新たな計画の
策定を行う新庄市子ども・子育て支援事業
計画の中で保育の量の見込みや確保の見込み
を十分に精査してまいります。

次に、国民健康保険税についての御質問
ですが、子供の均等割の免除については、子
育て支援の観点から重要な課題ではありますが、
一方で税の公平性の確保もあり、慎重に対
応する必要がありますと考えております。子
供に係る均等割保険料の軽減措置の導入は、
今年6月の全国市長会において決議や提言
事項として取り上げられ、国への要望とさ
れたところであり、今後とも国の動向を注
視してまいりたいと考えております。

学校施設等については、教育長が答弁し
ますので、私は壇上から以上のとおりとし
ます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 それでは、お答えし
ます。学校施設に対する御質問にお答え
したいと思います。

夏季の猛暑対策の1つとして、エアコン
の必要性について、学校現場等から御要
望、御意見をいただいているところです。
市としても児童生徒の安全を守り、生命
に係る危険を回避することの視点に基づ
き、市内全校の普通教室にエアコン導入
を進められるよう、年次計画を立て実施
したいと考えているところです。

学校のトイレにつきましては、これまで
洋式化や乾式化への一部改修など、老朽
度合いや必要性、要望等に応じ、その都
度行ってきました。また、大規模改修工
事の際には全面的に改修を

行ってまいりました。

御質問にありますように、計画時点で
児童生徒から計画に参加してもらうこと
により、意識が変わるということもある
と思われ、今後トイレ改修や学校改修に
当たっては、学校現場の教職員、児童
生徒からの要望、意見等を取り入れな
がら実施していきたいと考えています。
御理解のほどよろしく願いいたします。
以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） お答えあり
がとうございます。

最初に介護保険の1のことについて
ですが、人材確保についてです。ヘル
パー2級に相当する介護初任者研修
というのがあるそうです。これとか、
3級程度と言われております市独自の
研修、これは資格がない方ということで、
でもそういう研修をという話もあり
ましたが、そういうのが足りないよう
に思います。そういうのを設定して
介護の仕事につきやすいようにして
いるでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長
青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 ヘル
パー2級相当の研修でございますけれど
も、この研修の費用につきましては、事
業者が費用を負担した場合につきま
して、県のほうで2分の1の補助をし
ております。まだ新しい補助制度で
すので、なかなか浸透していないこと
もありまして、利用件数はまだ数件
ということで少ないようですけれど
も、こちらの周知を努めてまいり
たいと思います。

それから、旧ヘルパー3級に相当
する新しい研修ですけれども、この研
修制度の実施主体というのが都道府
県ということになります。山形

県のほうに確認したところ、その要綱整備を今手がけているということでした。実質的には今年度末か来年度初めにこの研修が実施されることと思います。研修のスタイルとしましては、初任者研修と同じように、一般の民間の事業者との委託契約になるかと思われます。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 最近介護の仕事につきたいなど、やりたいなという声が市民にありましたが、残念ながら資格がない、そしてもしかしたら市で研修やっているかなとお聞きしたら、やっていないということで、そういう何もやっていないような方は事業所としても雇えないんだなというふうに言われて、せっかく働く機会ある方がおられるのに、すぐつけないとか、研修も受けられない、本当に残念な状態が現在進行しているなというふうに感じました。県が主体ということですが、ぜひ県のほうに早く、一日も早く、やりたい、受けたいという人がいたらすぐ受けられるような準備万端を早くやってもらわないと、新庄市の人材確保できないんだと強く言ってもらいたいと思います。それはどうでしょうか。

あと、事業者の負担が2級に相当する研修が事業者負担ということですが、本当はこれに市が補助してやって、事業者の負担もなく、そのぐらいできるようにすると、2級の理想とする介護初任者研修が受けられる人が格段にふえて、担い手がふえると思われますが、そんな支援はお考えないか、お聞きします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 今議員からのお話で、潜在的に介護の職につきたいという人がいらっしゃるということを大変心強く

思いました。2級の研修ですけれども、今のところ県の補助制度だけで市の補助ということは考えておりません。県の補助の制度の利用状況を見ながら進めてまいりたいと思います。以上です。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） そういう意味で、現在ヘルパー派遣などをしてもらいたいとか、したいなと思っている、しなきゃいけないと思っているところがなかなかできない、人が足りなくてできないという状況は、高齢者にとって受けられないわけですから、つらいものがあると思います。そういう意味では一日も早く、そういう研修が受けられる人がふえ、そして働きたいという人がすぐつけるように、声を聞きながら、応援をしていただきたいなと思います。

介護職への市独自の人件費補助は考えていないというふうに聞いたんですけれども、それはやるべきでないかなと思うんですが、どうでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 介護職の人件費ということですが、加算をとっていらっしゃるところがほとんどなんですけれども、いないところもございます。加算のとらない理由としましては、やはり介護職に限定しての使い道ということで、ほかの職種とのバランス、そこの部分を引き上げるには、事業者の負担が伴うですとか、加算部分についても被保険者の利用料金、それから保険料にもはね返ってくるということで、していない事業所がございます。趣旨から言いまして、処遇改善加算というのはやはり進めていくべきものだと思いますので、こちらのほうを事業者のほうに働きか

けることで、人件費のアップということで対応したいと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 保険料に上乘せされていくだろうということで、介護職の職員の人件費を上げるのもちゅうちょされるような事態があるわけです。これは全国的なことでもありますので、私たち日本共産党は、介護保険の保険と切り離して介護職の人件費引き上げのために独自の制度を国でつくるべきだと訴えております。そういう考えもあるということを知って、ぜひ機会があればそういうふうな形で、介護保険の保険料につながらないような形で、介護職の人件費を上げるように働きかけしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 今御質問のあった部分については、介護保険制度の一番大きな枠の構造的なものになりますので、市として御意見というのはちょっと難しいかなと思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 市長におかれましては、全国市長会という立場もありますので、そういう考えもあるんだなということを知っていただき、市民の負担にならずに介護が受けやすい新庄市をつくるために、そういうこともできれば要望していただくよう、要望して終わります。

次に、特養ホームについてなんですが、入所要件が原則介護度3以上とされたのに、待機者が多い実態で当市もありました。政府が介護費用を抑制するために、在宅にシフトしているとか、低賃金による慢性的な人材不足が背景にあ

ります。しかし、今必要なサービスを提供しない理由にはこれはないと思うんです。高額な有料老人ホームなどの施設を選べない人にとって、特別養護老人ホームの大幅な増設は待ったなしの新庄市ではないかと考えますが、どうでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 待機状況のほう先ほどの市長答弁の中で124人ということで、報告があったと思いますけれども、9月1日現在で市内、それから郡内の特養のほうに待機状況、それから入所までの期間というものちょっと調べてみました。その結果ですけれども、これは各施設ごとの延べ人数ということで、重複して複数の施設に申し込んでいる方というのが相当いますので、参考程度にお聞きいただきたいんですけれども、271名、新庄市内、郡内の施設に申し込んでいる新庄市保険者の延べ人数ということになります。この数字から重複分等を除きますと、相当減るのではないかと思います。

施設にとってはちょっと難しい質問だったのかなと思うんですけれども、平均にしてどのぐらいの待機期間かということについてもお聞きしてみました。そうしますと、ばらばらなんですけれども、数カ月というお答えが多く寄せられました。この中に詳しく書いてくれたところでは、多床施設、4人部屋というところなどでは、男女別になっておりますので、女性のほうが相当早く入れるということで、男性の方は男性があかないと男性が入れないということで、絶対数が少ないということでやはり待機期間は女性の方に比べて相当長いというふうな感じでした。

この状況なんですけれども、このうち在宅で

過ごされている方、待機者の中で在宅で過ごされている方というのは、去年の124名のうち30名ほどだったということでごく一部になるかと思えます。在宅での待機期間といいますと、在宅サービスを使っただきながら、あとは待機状況の期間頑張っただきということになるかと思えます。絶対的な不足というふうな数字とは捉えておりません。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) これも私の経験なんですけれども、市民の方から有料老人ホームの負担が多くてとても母親を入れ続けることができないということ、あとはやはり特別養護老人ホームに比べて待遇がいまいち残念な内容だということで、特別養護老人ホームに入りたいんだという相談がありました。市内ずっと回ってみましたけれども、だめでだめで、結局ほかの郡のほうのショートステイによろやくあちこち回って入れていただけるかみたいな話になって、本当にほっとしたというふうに本人が、市民が言っておられました。これは待機になっている方々の多くの気持ちではないかと、私は改めて胸が痛みました。家族では虐待になるようなことになってしまうと、やはり特別養護老人ホームが欲しいんだという切実な声だったように思えます。そういう意味では、特別養護老人ホームの増設を考えるべきだと私は考えておりますので、要望したいと思えます。

次に、利用料、在宅介護の利用料の軽減についてです。千葉県船橋市の場合は、補助の対象を在宅サービス全体に補助額は利用料の40%行っております。収入認定も単身で年間150万円以下、2人世帯の場合は200万円以下で、資産、家などの不動産とか貯金とかだと思えますが、そういうのも一応限度というのは設定しておりますが、それも加味しますが、幅広い利用料軽減になっております。収入の多くない世帯

へ在宅サービスの利用料10%を、本来10%ですが、半分近くを市で出すというのは、全体の費用の5%にもすぎない内容なので、新庄市もその気になれば行うことができるのではないかと思います、この費用、もしやるとすればどのくらいになると考えておられるか、試算していただければお願いします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 試算のほうはしておりません。なお、在宅の費用ですけれども、最初の御質問で在宅で10万円というふうな数字を聞かれましたけれども、保険外の費用が、例えば食事ですとか、在宅、遠方から遠距離で通っている方の交通費なども全て含まれての数字なのかなとお聞きしたところです。市長からの答弁にもありましたように、限度額を超えた部分は戻るという制度がございますので、そちらのほうで対応するべきものと考えております。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 高齢者がふえて、この地域でどうやって生きていくかということが高齢者にとって深刻な考えておられる気持ちだと思います。それらを在宅で支えると、年金が少ないなりになっても在宅の利用で補助があるということになれば、温かい市として、じゃあここにいて頑張ろうという気持ちになるわけです。でなければ、息子たち、娘たちがおられればそちらの近くに行ってみたくに市民が出ていく理由にもなってしまうわけです。そういう意味では、新庄市で頑張っただき続けたい、高齢者の基本的人権を守る、そういう立場に立って私は船橋市のようなあり方を考えていくのが市民に優しい市だと思います。その立場で考

えていただくよう要望にしたいと思います。

次に、災害対策についてですが、広島県の庄原市では激甚災害指定に漏れた40万円以下の農地及び農林施設の被害に対して、補助をかさ上げし、庄原市によると、3万円以上の被害から40万円未満は75%、4分の3ですね、4分の3を補助します。上限30万円ということです。きのうの山科議員の質問もほかの質問もよかったですと思いますが、やはり共通している思いとしては、農家の営農意欲を下げないような支援策、私は補助率の引き上げだと思いますが、その点について農林課長はどうお考えかお聞きします。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新庄市の場合ですけれども、農地の補修については、市の単独事業及び県の単独事業を合わせまして、農家の方が使いやすいようなという形で2分の1というふうなところで考えてございます。管内の最上地域の動向ですけれども、現在検討中というふうな回答のところが多いんですけれども、おおむね2分の1というふうなところで進んでいるのかなというふうに思います。

ただ、ほかのところは県の事業の範囲内での2分の1というふうなところで、きのうも申し上げましたけれども、例えば農家の方は重機を運転できる方がたくさんおられますけれども、そういった方が重機を借り上げて、その借り上げ料をその事業に生かすというふうなところについては、県のほうで今のところですが、補助対象になっていないというふうなところがございます。また、今年度限りというふうなのが県の考えでございまして、ただ実際のところ雪も積もりますし、いろいろな条件のもとで来年度したいという方もいらっしゃると思います。そういったところで来年度も引き続きやりたいなというふうには考えているところでございます。

農家の方、8月5日の災害以来、いろいろな

御相談受けてございます。保全会の皆様への説明会でありますとか、あるいは今回の災害の復旧事業についての説明会、そして現在もやっておりますけれども、別室で個々の個別の相談会をやってございますので、親身になって個別の相談に応じられるような体制でやっていきたいというふうに考えてございます。説明会の中でなるべく2分の1とか、75%という話もありましたけれども、農家にとってはどれだけ安く目的を果たせられるような事業効果を生むかというふうなところが大事かと思っておりますので、そこら辺のところ改良区でも相談に乗るというふうな話ですので、そういったところを中心として親身に相談に乗っていきなというふうに考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 本当に連日たくさんの方の相談を受け、時間外も使って本当にお疲れだし、頑張っているということはよく伝わってまいります。しかし、農家は、きのうの山科議員も同じ気持ちで言ってくさっておりますけれども、零細だったり赤字だったりしながら何とか続けているわけです。そういう農家に対して、私は基本的には全額、災害の場合、なりわいが回復するようにしてやるべきだと思うんです。そういう立場に私は立って、補助拡大できないか、市長としてももう一度、財政なども、財源もあると思っておりますので、農家の立場に立って続けていただくという立場で、全額応援するという答えは出していただけないのか、もう一回お聞きしたいと想います。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 災害があってから、庁内の中でいろいろと議論してまいりましたけれども、今後の総合的な行財政運営というふうなところと、大きな災害ですので、今までの一般的な土

地改良事業、市の単独の事業の場合は3割ですけれども、それに上乘せするような形で今回の制度改正をやってきたというふうなところでございますので、御理解を賜りたいというふうに考えているところでございます。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 次にですが、避難勧告をされても、障害者、高齢者、乳幼児を抱えた方が自力で避難できない、こういう方に対して福祉避難所というのがあります。これは介護施設にお願いしているというふうに答えがありましたけれども、介護施設のほうは先ほどの介護保険の施設などの話の中でわかるように、もういっぱい、人材も不足して、いっぱいいっぱいやっておりまして、そこに新たな介護が必要とされるかもしれないような方が避難できるかといったら、対応できない。そういう意味では、介護施設は限界だろうと思えますし、最大限それでも入れてもらうことにならざるを得ないとは思いますが、そういう意味で別に福祉避難所の設置ということも必要なのではないかと考えます。

例えば、市民プラザにオストメイト対応トイレがあります。それも含めてシャワールームなども設置して、福祉避難所というふうにできるように考えるべきでないかと思いますが、どうですか。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 介護施設以外の場所を福祉避難所にできないかというようなことでございます。今お話がありましたとおり、オストメイト対応トイレ、それからシャワールームなどに関しましては、専門的な知識もある方が必要になるというふうに考えております。市内の6つの介護事業所と協定を結んで、災害発生時には福祉避難所ということで対応していただくという

ようなことで協定結んでおりますので、そちらのほうで対応したいと考えております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。

次に、地域版ハザードマップづくりのための支援をするという大変いいお答えをいただきました。さらに、ブロック塀の総点検と安全対策、そしてその撤去費用補助などは、これは必要だと思うんですが、安全点検とその後の対策、これについてどう考えているか、お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 ブロック塀の改修、取り壊し等につきましては、最近県のほうから情報が入りまして、補助で支援するというふうな目地ができたという情報が入っていますが、ちょっと詳細今手元にないものですから、御説明できないんですが、何らかの形で支援されるというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） これは、国の補助が2分の1というふうな話も出ております。さらに、大阪の堺市では通学路に面する危険なブロック塀の撤去とその後の設置に補助を工事費の3分の2以内で行うというふうに出してきております。この間、これで子供が亡くなった事故もあってのことで対応しなきゃいけないというふうになってきているわけです。それで、それに国の補助があればさらに市の負担が少なくて済むなどということで、できるだけ市の負担が少なく、安全対策できるようにすべきだと思いますので、もう一度お願いします。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 おっしゃるとおり、補助を活用しながら、そういうふうな対策に努めて

まいりたいというふうに思います。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） よろしくお願ひします。

次に、子供のことについてですが、企業型保育というのが最近奨励され、市内でもできておりますが、保育従事者の2分の1が保育士であればよいという基準で、これは内容が低いものになってしまいます。認可保育園並みの多額の助成が受けられることからふえています。しかし、市の委託を受けた公益財団法人児童育成協会が2017年に立入調査をしました。そうしたら、7割もの施設が保育士の人数や保育計画などの基準を満たしていないことが明らかとなりました。待機児童解消は、子供の安全と発達を守り、保護者が安心して預けられ、親としても育つことのできる保育環境の整備と一体に進めるべきです。そのために、市として自治体の待機児童対策として、認可保育園増設を正面に据えることが大切だと思いますが、いかがでしょうか。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 議長、滝口英憲。

小野周一議長 子育て推進課長兼福祉事務所長滝口英憲君。

滝口英憲子育て推進課長兼福祉事務所長 認可保育所の増設というふうな内容の御質問かと思ひます。市のほうでは、公立2所ということで保育所を持っておりますけれども、そのほかに民間立の保育所ということで6所あります。現在、小規模保育所ということで、それから認可外ということで子供さんを受け入れている施設につきましては、認可化の方向でということで動いております。

先ほど市長の答弁にもございましたように、認可化が進みまして来年度には認可外保育所が1所になるというふうな状況もございます。そういった中で、当然ふやすというふうなこともありますけれども、保育の需要、どれぐらいの

お子さんが利用していくかというふうなところも含めて、慎重に判断していかなければならないものであるというふうに考えております。以上でございます。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前11時01分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

叶内恵子議員の質問

小野周一議長 次に、叶内恵子君。

（2番叶内恵子議員登壇）

2 番（叶内恵子議員） まずは、発言通告書の要旨について、ユネスコ創造都市ネットワークと記載した部分に誤りがございました。正しくは、創造都市ネットワーク日本であり、創造都市ネットワークです。訂正をお願いいたします。

それでは、ことしの新庄まつりは24日、25日の山車運行時に、また26日は終日あいにくの雨でしたが、雨の中においても20町内の山車が元気に市中を練り歩き、新庄まつりの3日間が無事終了しました。

ことしは、沖の町の山車の運行への参加だけでなく、初めて製作にも参加させてもらうことができました。実際に参加することで、材料の一つ一つを無駄にすることなく、小さくなった金紙をも来年のために保管しているということ、細かい装飾や模様の何もかもが手づくりであることに驚きました。20町内において、山車をつくる専門家がいるわけではなく、ふだんはほかの仕事をしている素人の町の人たちが新庄まつ

りの華である、毎年1つとして同じものがないからこそ見応えのある山車を、みんなが協同一致して精魂込めてつくり上げているのを見ると、市民のDNAはすごいなと実感しました。山車製作の現場で若連の皆さんの声や対話を通して気づいたことなど、私なりの視点で通告に従い質問させていただきます。

一時期、地方消滅という言葉がはやりました。2015年5月に日本創成会議が公表した消滅自治体リストは、新庄市に住む私たちに衝撃を与えるものでした。地方消滅の論理では、日本の人口は減少する、減少するのは地方だ、それは地方から東京に人が移動するからだという話になっていました。この論理に基づくさまざまな学術調査の事例を見てみると、日本の人口は減少するということについては、1925年から2045年までの国勢調査の結果と、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計をもとにした日本総人口の推移を見ると、日本全体の人口が減少することは間違いがなさそうです。

次に、地方の人口減少については、都道府県別に見ると、30年前の1980年代に人口減少が始まっている県が16もあります。以下1990年代に始まった県が8つ、2000年代に始まった県が14、2010年代以降が2つ、そのほか2014年時点で人口が増加しているのは7つとなっています。つまり、都道府県別に見ると人口減少は既に20年、30年前から生じている問題で、これを市町村別に見ると、東京圏や県庁所在地などの中心都市を除いて大多数の市町村もまた20年から30年以上人口が減少し続けているということがわかりました。

地方における人口減少は、きょうやきのう始まったことではないということがわかりました。このことが何を意味するのかということ、それは地方の人口が減少しても日本全体の人口が増加する場合があるということでした。つまり、日本全体の人口減少という問題を解決する方策と、

地方の人口減少問題への対応とは別次元の話だということがわかりました。

次に、地方から3大都市圏への転入超過数の推移を見てみると、名古屋圏や大阪圏の転入超過数は1970年代からプラス・マイナス・ゼロのところを前後していました。つまり、転入、転出という観点から見ると、ほとんど動きがないことがわかりました。しかし、東京圏は依然としてやはり転出より転入が多いのが現実でした。ですが、日本の人口の増減と、東京圏への転入超過数が同じように変化しているのかということ、全く関係がなく、日本全体の人口減少という問題と、人口が東京圏に集まるといことは別な話だということがわかりました。東京圏への転入超過数が一番多かったのは、60年代でした。70年代にそれがぐくっと落ちてからは、上がったたり下がったりを繰り返しています。

地方消滅の話を知ると、ひたすら地方から東京に人口が流出しているから、地方は消滅し、日本中の人口減少が起きているというイメージを与えられた感があったのですが、そんなことは起こっていないということがわかりました。このように、日本全体、地方、東京圏の人口推計の分析結果を見たとき、地方の人口減少は地方で解決すべき問題なのだろうと思いました。

では、新庄市はどういう方向に進めば持続可能な社会を実現することができるのだろうか。そのようなことを考えながら、私は7月下旬に東日本大震災後の10年を見据えてという公開シンポジウムに参加してみました。このシンポジウムを通して、私の考えに明滅したのは、新庄市の人口減少数が大震災から7年の……

小野周一議長 叶内恵子君に申し上げます。ただいまの発言は質問の通告の範囲を超えていますので、注意をお願いします。

2番（叶内恵子議員） はい、議長、範囲を超えているとは思っていないのですが。

小野周一議長 改めて申し上げます。質問の通告

の範囲を超えていますので、注意して発言してください。

2 番（叶内恵子議員） そうしましたら、質問に、第4次新庄市振興計画後期5カ年計画の中に、基本目標3、政策2、施策3の施策展開102、伝統文化の継承とふるさと意識の醸成のために、文化財の保護と活用を図るとあります。これはどのような方法で行っているのか、具体的な取り組みとその成果及び課題を伺います。

また、目標指標ふるさと歴史センターの来場者数が目標値を達成することによって、施策展開1の伝統文化の継承とふるさと意識の醸成にどのような成果をもたらすことになるのかを伺います。

次に、新庄まつり百年の大計の第3期計画において、この計画に挙げた各種施策を着実に実行していくことが格式ある伝統行事として100年後も途絶えることなく継続と発展を重ねるために必要であるとしています。6つの計画事項の中で最重要課題として取り組んでいる事項を伺います。また、取り組みによる成果とさらに検討すべき課題を伺います。

次に、平成29年6月16日、加計学園をめぐる与野党の対立の陰に隠れて、ほとんど注目されなかったのですが、文化芸術基本法が平成29年6月23日に制定されました。平成13年に文化芸術振興基本法が超党派の議員立法で成立し、平成29年6月23日に16年ぶりに改正され、振興の文字を削って、ずばり文化芸術基本法としてそのスタートを切りました。

文化芸術基本法の特徴を見れば、国重要無形民俗文化財に指定され、ユネスコ無形文化遺産に登録されている新庄まつりを誇る新庄市こそが、そのときを待っていたかのごとく率先して文化芸術基本法を基礎にした取り組みを行うことが必要ではないかと思っています。文化芸術基本法の改正に伴う新庄市の取り組みを伺います。

本年2月8日に新庄市は創造都市ネットワーク日本への参加が承認されました。この参加承認は大きな意義を持つものであると考えますが、創造都市ネットワークの加盟都市としての取り組みはどのようなになっているのか、伺います。

以上、4点について質問いたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

（山尾順紀市長登壇）

山尾順紀市長 それでは、叶内市議の質問にお答えさせていただく前に、先ほど佐藤悦子議員への答弁のときに、佐藤義一議員というふうな発言をしたというようなことの指摘がございましたので、訂正しておわび申し上げたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、叶内議員の質問にお答えしますが、新庄まつりと伝統芸能を含む芸術、文化、歴史の継承について、及び新庄まつりと伝統芸能を含む芸術、文化、歴史の継承について、文化芸術基本法等については教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

それでは、新庄まつり百年の大計第3期計画の御質問について、初めにお答えさせていただきます。

御承知のとおり、新庄まつり百年の大計第3期計画では、3つの基本目標の実現のため各基本施策を6項目に分類して配置しております。分類された6項目全てが重要課題と認識しておりますが、その中でも後継者の育成、具体的にはみこし、山車、囃子などの新庄まつりに実際に携わる担い手不足の解消が最重要課題だと考えております。実際に他地域から山車製作の体験受け入れなどを行うなど、祭り行事を実践する各団体においても、担い手不足の解消に向けた取り組みを行っておりますが、担い手不足の解消には至っていないのが現状であります。今後も各団体との担い手不足の解消に向けた支援に努めてまいります。

また、この第3期計画で、主催及び運営組織体制については、権限と責務の所在の明確化と実践的な運営組織並びに執行体制を確立するため、平成27年度に新庄まつり実行委員会が設立され、祭り運営に当たっております。また、観覧客等の対応につきましては、毎年増加する観覧者への対策を講じておりますが、今年は滞留防止用フェンスのセットバックによる駅前ロータリー付近の観覧スペースの拡大、駅前通りの車道一部開放による観覧場所の増設を行っております。さらに、祭り行事については、平成15年から若連有志により始まった後まつりでの飾り屋台を新たな祭り行事として取り組み、平成28年からは若連への財源を確保した上で時間を延長し、実施しております。

このように、第3期計画は着実な成果を上げておりますが、後継者不足などの解決すべき課題が依然として存在していますので、新庄まつり実行委員会を中心とした関係機関、関係団体との連携協力をさらに密にし、計画の達成に向けた取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、創造都市ネットワーク日本の加盟都市としての取り組みについての御質問であります。創造都市ネットワークは、平成25年1月に文化庁及び横浜市を初めとする19の自治体、NPO法人都市文化創造機構が主体となって設立した組織で、創造都市の取り組みを推進する、または推進しようとする地方自治体など、多様な主体を支援するとともに、国内及び世界の創造都市間の連携交流を促進するためのプラットフォームとして、日本における創造都市の普及、発展を図ることを目的として設立されたものであります。

創造都市ネットワーク日本が掲げる創造都市とは、グローバリゼーションと知識経済情報化が急速に発展した21世紀初頭にふさわしい都市のあり方の1つで、文化芸術と産業経済との創

造性に富んだ都市のことであり、参加自治体は平成30年8月現在で107自治体、その他41の自治体以外の団体が参加しております。県内では、山形市、鶴岡市、長井市が参加しており、新庄市はことし2月に加盟の申請を行い、承認されております。

市といたしましては、現時点では具体的な取り組みは行っておりませんが、文化芸術の創造性を生かした発展や再生の取り組みは、今後の市政を運営していく上で重要な視点と考えており、山形市が取り組んでいる文化芸術を生かした山形らしい魅力づくりや、鶴岡市の食の理想郷へを将来像とする食文化創造都市推進事業などを初め、他自治体のさまざまな取り組みなどの情報を得ながら、新庄市の特色を生かしてどのような創造都市の取り組みができるか、その可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。

高野 博教育長 議長、高野 博。

小野周一議長 教育長高野 博君。

高野 博教育長 叶内議員の質問にお答えします。

伝承文化の継承と、ふるさと意識を醸成するための方策として、市民の皆様が目に見えてわかりやすく感じていただけるものが、文化財の保護と活用であると考えております。文化財の保護と活用に関して、市では文化財所有者に対し、管理または修理に係る経費の一部を補助する制度があります。また、平成27年度には名勝おくのほそ道の風景地本合海、平成29年度には史跡新庄藩主戸沢家墓所の保存計画を策定しております。これは、文化財の中長期的な保存、管理、整備、活用の基本方針となるものです。現在、本計画に基づいて戸沢家墓所の修理工事を順次行っているほか、ことしの4月には名勝おくのほそ道の風景地本合海協議会を設立し、今後の活用に向けて環境整備作業を地元と協働で進めているところです。

課題としましては、各文化財で異なると思い

ますが、共通するものとしては、文化財の管理者や担い手の高齢化、後継者の育成があると考えます。地域の先人がつくり上げた歴史や風土が生み出す文化財は、一度失えば復活させるのが困難であるため、後世に守り伝えていけるよう、市としましても所有者や関連団体と連携協力しながら方策を検討してまいります。

続きまして、目標指標としてのふるさと歴史センターの来場者についての質問にお答えします。

ふるさと歴史センターは、市の歴史、民俗に関する資料を収蔵展示する市内唯一の施設です。そこに足を運んでいただき、展示品やそれらの解説を通して、市の歴史や文化を知り、学ぶことは、ふるさと意識の醸成や伝統文化継承の一助になるものです。よって、来場者数は一つの指標と捉えています。ことしの8月には、初めて子供を対象にした事業、歴史センター祭りを実施し、子供だけでなく保護者の皆様からも好評をいただきました。今後ともさまざまな年代が気軽に郷土の歴史や文化に触れ、郷土愛を育んでいただけるような事業を実施していきたいと考えています。

次に、文化芸術基本法についてお答えします。

平成13年に公布された文化芸術振興基本法は、文化芸術の振興に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明確にするとともに、文化芸術の振興に関する基本的な方針を定めたものであり、これまでこの方針のもとさまざまな取り組みが進められてきました。

このたびの改正により、文化芸術そのものの振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等文化芸術に関する幅広い分野も含めた政策を進めることが可能となりました。

また、ことし3月に山形県文化基本条例が施行され、その基本的施策として文化の振興、継承発展、保存活用、また文化に親しむ環境づく

りや文化を育む人づくりなどが定められております。さらに、文化の活用によって、地域活性化にもつなげていくという施策も盛り込まれております。

現在、本市における芸術文化の振興策につきましては、まちづくり総合計画に定められております。互いに学び、高め合う生涯学習の推進と豊かな文化芸術の振興の実現を目指し、文化芸術の鑑賞や創作等にかかわる機会の提供を図りながら、これまでさまざまな事業を展開してきたところです。具体的には、市芸術文化協会との連携、新庄市芸術祭の開催など、広く市民が参加できる文化活動の場の提供と支援を通して芸術文化の向上を目指しております。

また、感性豊かな人材育成に努めるため、小中学校演劇・音楽鑑賞教室など、すぐれた芸術文化活動の鑑賞機会を提供したり、音楽演劇創作などの幅広い表現活動、体験活動を行う子供芸術学校の実施により、子供たちが文化芸術の活動に参加できる場を提供するなどの事業を展開しております。

今後におきましても、まちづくり総合計画の実現に向けて進んでいくとともに、国や県と連携を図り、本市の文化芸術を通じた地域の活性化も視野に入れながら、文化芸術の振興を図ってまいりたいと考えております。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 新庄市の取り組みを伺いまして、総じて担い手の不足であったり、担い手の不足が深刻、継承、先の先に向けた継承が深刻なのではないのかなと思いました。

文化芸術基本法が制定されて、またこの4月に文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の改正ということで、より一層文化財の、有形無形文化財の活用をしながら、保護をしながら、活用していけるという法律がまた改正されております。

その中で大きく変わったところが、公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体においてこれまでは教育委員会の所轄であったところに対して、長のほうが新たにその文化財を活用できる部署であったり、審議会であったりということを設定できるように変わっていったというふうに自分は理解しているんですが、例えば鶴岡市にお邪魔させていただいたり、兵庫県の篠山市にお邪魔させていただいたりしますと、やはり特徴というかまちのありようが、新庄市も芸術であったり文化であったり、歴史、伝統というものを中心にしたまちづくりというのが非常に有効的であるのではないかと思います、その中で専門の部署というのが1つは必要なんじゃないかなと思ったんですが、いかかでしょうか。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 専門的な部署ということでございますけれども、とりあえず今の段階では社会教育課が文化財や芸術を担当させていただいているところでございますけれども、社会教育課といたしましても、これまでも先ほど教育長答弁したような施策のもと、事業を推進しているところでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 専門的な部署といたしますと、地域の経済動線、経済効果を生み出していくために、文化財であったりそういったものも活用できる、各役所の中の部署を横断的に横串を刺して1つに戦略的に行っていく部署なんですね。例えば篠山市の場合であると、ちょっと済みません、創造都市推進課のようなものであったり、文化行政をより一層地域の経済循環に活用できる部署というのが、そろそろ必要なのではないかなと、蚕糸試験場の活用を見たりもすると思うんですが、そういった考えとい

うのはいかがなものでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 芸術文化を含めまして、産業の振興も含めた形で市全体でどう進めるかという部分の議論も含めて、今後検討していく必要があるかなというふうに感じております。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 創造都市ネットワークの参加であっても、答弁にはもういただいている、今後検討していきたいという、具体的に新庄市を考えながら検討していくということであったと思いますので、ぜひ進めていただけたらと思っております。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時29分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

清水清秋議員の質問

小野周一議長 次に、清水清秋君。

（8番清水清秋議員登壇）

8 番（清水清秋議員） 本議会一般質問、最終質問者となりました清水でございます。絆の会を代表してさせていただきます。

その前に、きのうも山科議員、そしてまた小嶋議員、きょうは佐藤悦子議員ですか、災害に関する質問がありました。私で4人目になり

ます。そうした中で、一言お礼を言わせていただきたいと思います。

これは、8月5日の豪雨に対して、新庄市消防団全分団の皆様から本合海の水害、排水に対して格段の御努力をいただきましたことに、私からも感謝を申し上げさせていただきたいと思っております。そのために最小限の水害の被害で済んだのかなと思っております。そうしたことで環境課長、対策本部長、本当に水害に対してありがとうございました。

そうした意味の中で、きのうは各議員も、職員がこの豪雨に対して、職員が非常に対応に出て、頑張っていたという事で、非常に評価がよかったかなという事で、私からはきょうはやりづらい質問になるかと思いますが、ひとつその辺もお願いしたいと思います。

そうしたことで、通告しておいた順に質問させていただきますが、まずこのたびの豪雨、8月5日の記録的な雨がもたらした被害の対応、それらに対する対応、対策についてまずお伺いをしたいと思います。

本当にこれまでにない記録、300ミリ近い雨、新庄市は260何ミリという雨が降ったわけがあります。それらに対して、各地域でそれ相当の被害が出ております。我々産業厚生常任委員の皆さん、被害を受けた現場を視察をしたところでもあります。また、市には市民からいろいろと被害の状況が寄せられたと思っております。

それに対して、本当に役所が、職員が、適切にといたらこれは記録的な災害、雨でありますから、適切にという言葉は余りなじまないかもしれませんが、それなりに市民に対して応対、対応がなされたのか。それらについてもお聞かせいただきたい。

特に対策本部を設置した経緯があり、これら対策本部、我々雪国、豪雪対策本部とか携わってきたわけではありますが、この豪雨災害の対策本部、これらは市民に本当にきちっと周知され

たのか、この辺もお聞かせいただきたい。

また、いろんな角度から各議員も被害状況も、昨日も各部署から報告されたわけですが、その内容は私も把握しておりますし、また産業厚生常任委員会の中で協議会等も開いて、いろいろ報告を受けていますので、被害の状況は私も把握しておりますので、それらはさておいても、本当に市民が困ったという状況を確認して職員がこの対応をきちっとされたのか、また今後この災害の教訓というものをどういうふうを受けとめられたのか。環境課、都市整備課、農林課にお聞きするものであります。よろしく願いいたします。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 それでは、清水市議の御質問にお答えさせていただきます。

8月5日から6日の豪雨災害の対応につきましては、大雨洪水警報、土砂災害警戒情報を受け、5日21時40分に災害対策本部を設置し、対応に当たりました。22時15分に市内全域に避難勧告を発令し、市内各所に避難所を8カ所開設し、防災行政無線、エリアメール、広報車により避難を呼びかけました。

なお、災害対策本部の設置につきましては、Lアラートを通じ、マスコミへお知らせし、また8月31日の豪雨では、公式ホームページにも掲載したところであります。

市民からの被害の状況や連絡があったものについては、緊急的なものとして浸水箇所への土のう設置、冠水道路の通行規制、危険地区への避難指示と避難誘導など、市民の安全確保に当たらせていただきました。

本合海の内水排水設備については、排水能力が追いつかず、国土交通省と最上広域市町村圏事務組合の排水ポンプ車を手配し、さらに市消防団に依頼し、小型動力ポンプにより交代制で

排水作業を行い、浸水被害を最小限に食い止めたと考えているところであります。

防災行政無線は、雨音により聞こえなかった、エリアメールが頻繁に出されてうるさい、テレビのデータ放送の見方がわからなかったなどの意見が寄せられており、市民へのより早く、より確実な情報伝達手段を整備してまいりたいと考えております。

8月5日から6日の豪雨災害による市道への土砂流出の対応につきましては、歩行者及び車両交通の安全確保のため、早期の撤去に努めてまいりました。箇所としては、市道上西山下西山線など9路線で発生し、うち3路線については直営での対応とし、発生日において撤去を実施しております。その他6線については、建設会社に御協力をいただき、8月10日までおおむね撤去を完了しております。

農地農道等の復旧につきましては、国の災害復旧事業に該当する22カ所について、国の査定に必要な設計に取りかかっているところであります。補助率は、農地50%、農道、水路等の施設65%です。また、国の復旧事業に該当しない、または希望しない箇所については、市と県でそれぞれ対応事業を創設しますので、使い分けをしながら対応してまいります。

補助率については、県事業は県3分の1、市6分の1、市事業は市2分の1と考えております。復旧工事が必要な農家を対象に、9月5日に説明会を実施いたしました。今後個別の相談会を実施し、細やかな対応を行いながら、復旧を進めてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁を以上とさせていただきます。

8 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番(清水清秋議員) 今市長のほうから適切な対応が図られたという話を聞きまして、それ相応に対処されたのかなど。しかしながら、市民の受け取るものとして、市に被害状況を連絡

した際に、非常に対応の切れの悪さ、逆に市民が対応された職員と話をし受け取った内容が、非常に受け取りがたい対応をされたということが、何回か私のところに来ております。そのたびに私も担当部署のほうに足を運んできました。例を出して言えば、限りもなくなるようなものでございますが、例も出さないでしゃべっても伝わらないかと思っておりますので、1つ例を出していきます。

被害を受けた場所を市に、部署のほうへ連絡をとった際、これはこういうわけで土砂が公道に、市道に流れてきた。地域の住民は、それを片づけたと。そして、片づけた土砂を道路の脇に置いてあると。道路半分は車が通れない状況だと。それが何カ所か土砂が積み上げられている。こういう情報を入れた際に、普通だったら何らかの形で早急に対応するのが当然だ。それがですよ、今忙しいからいつになるかわからない。こんな対応あり得ないでしょう。そんなことなかったのか、あったのか、お聞かせください。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 今の件につきましては、産業厚生常任委員会の際に、議員のほうからの御指摘を受けた案件かと思っております。私もその後課の職員に対して、そういうふうなことの対応をしたのかどうかという確認をしたんですが、都市整備課のほうでは確認することはできませんでした。しかしながら、道路の災害に関してあちこちから電話が来ている最中でのことでありましたので、もしかしたら言葉のやりとりの中で市民の皆さんに御不便といいますか、御迷惑をおかけするような発言があったのかもしれないと思っております。その辺につきましては、おわびしたいというふうに思います。

8 番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 今都市整備課長から答弁をいただきましたが、これは都市整備課だけのものじゃないかと私は受けとめております。そうした対応をされた場合ですよ、じゃあ災害、被害を受けたところの情報把握はどうやっているか聞いたことある。そうしたら、被害が起きたところから電話連絡をもらったものはわかります、そういうふうな部署からの話をされたわけです。これじゃあ本当に被害が起きたところ、新庄市各地、きちっとした詳細の把握はできるのかなと私は思ったわけですよ。被害は市民の受けた人がよこすのが当然だと思っている職員、そんなんじゃないでしょうと。これだけの豪雨、ゲリラ豪雨が降って各所で被害が大小にかかわらず起きたんですよ。課長、六百何十カ所も被害を受けている。これらを各被害を受けたところが連絡を入れてよこすのが当たり前みたいな捉え方じゃだめなの。各地域に、いいですか、農林関係で言えば土地改良の総代とか協力員、農業委員、いろんな方々がそうやって地域のことを行政面に関しているわけですよ。結果的には、いろんな説明会を開いたということで農林課長も報告されております。やはりいち早く災害の情報を知るものこそ、行政の仕事なの。そう思いませんか。

それから、被害状況、被害の大きさ、どういう箇所が被害を受けたか、詳細にわかってくる。それが被害を受けたから連絡もらったものはわかります、連絡もらったならそういうのは対応している。そういう行政サイドの物事では、災害に対して本当に真から意識を持って対応しているのか、私は危ぶむわけです。

市長、その前に聞いたかったんだけど、市長はこの災害に対してどこら辺を視察しましたか。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 今の清水議員のほうからいろんな

提案、お話しをいただいたわけですが、現場のほうは混乱していたというのも1つはございます。さらには、情報収集が一番だというふうなことで、関係団体に周知し、情報をもらおうと、そういうふうなことを情報を得る手段として行ったところでございます。

私が8月5日に、まず午後2時に市内の河川を全て回らせていただきました。その後、2時から短期間、短時間大量な情報が入ったということで、市役所で待機したと。午後7時に9時以降の天候がほぼおさまるというふうな状況でしたので、一時家のほうに待機したということでもあります。さらには、午後9時過ぎに大変な集中豪雨ということで、市のほうにすぐかけつけて、その後対応を指示したところであります。

今回については、夜が深くなるということで、避難所の開設を指示し、順により開設を次々に行ったところであります。朝方大分落ちついたということで、指首野川周辺、それから鍛冶町、それから川原町、その辺の河川の状況について視察し、市役所に戻ってきたところであります。その後、対策本部の中で情報収集に当たるようにと指示したところであります。そのほうの情報で、それ以上に視察をしたかと言われると、5日、6日には行っておりません。そこで受けられた六百何十カ所の報告を受け、早急に国の対策と県、市の対策とに分けるように関係機関に周知をし、そして設計をやらないと国の制度が落ちてこないということで、設計部門について早急に対応をお願いしたところであります。

また、8月30、31日につきましては、今度は逆に夜中に大雨であるということで、3時半に役所に登庁し、さらなる指示をし、しかし開設はするけれども、避難勧告はやるなど、大雨で足元がぬかっているときに、慌てて寝ぼけた状態で外へ出るということは大変危険であるということで、もう2時間ほどで朝が来るというこ

とで、そこまで待機しなさいということの指示を行ったところであります。

31日、そうした状況の中で翌日になりますけれども、1日、ちょっと上京をしなくちゃいけない緊急のあったものですから、1日の土曜日の日、午前中、山屋方面、それから山屋から萩野地区、小以良川ダムの関連の道路、河川、それから中の土砂崩れ、それから山屋の後ろの土砂崩れ、それから土内方面、行ってまいりました。それから、泉田川関連、それから当日また午後から別の用事が入りましたので、月曜日の朝、芦沢方面、それから升形方面、休場は行っておりませんが、そういうような形で全域を見たところであります。いろんなところでブルーシートで非常にのり面を押さえているところが大変多いということと、一番はやっぱり農大のおりたところから、行ったところの河川の堤防が破れて、数百メートルにわたり相当な数の土砂が流れ込んだということで、これは相当な流量が出たなということを思っております。

また、本合海小学校への流入があったということですが、若干の土砂崩れであるというふうに確認させていただきました。それから、宮野橋のところの新田川のところの護岸、相当割がれているというところも確認させていただき、そして前波のほうを回って、その日午後からまた出かけなくちゃいけなかったのが帰ってきたと。そういうふうな状況で市内の状況を調べた、以上であります。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 今市長には大変、各箇所を視察していただいたということがわかりました。私からはこれまで農林課長、何かいろいろ各議員の質問に答えてもらったところではありますが、1つ疑問に残っているところをお聞かせいただきたいと思っております。

1つは、今回の被害のほとんどが農地関係、

7割方が小規模被害だというふうな報道もされているわけです。新庄市もそんな状況ですか。

そして、この農地関係の場合は、これに対応する対策費、各地域で町内で組織をつくっている水環境保全会、これらに国からお金ももらって、活動というか農地の保全、管理、維持なんかもやっているわけではありますが、今回これらの保全会の活動費、事業費、災害に向けてもよいということが示されたら、今課長が言っている。ただ、この環境保全会というのは、じゃあどこのどういう面に対して、環境保全会の活動費、事業費が施されるのが適切なのか、課長、わかったら教えてください。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 昔、農地水というふうなことで、今、多面的機能の直接支払制度の中での保全会というふうなことで、新庄に35カ所ありますけれども、このメインとなるのが、いわゆる共同で使う水路でありますとか、農道の維持管理、それから花苗なんか植えたりして環境美化というふうなところもございますけれども、メインとしてはやはり農業用施設の維持管理というところが中心となってきていると思います。当然、災害向けのお金ではないというふうなことなんですけれども、壊れたところの補修というふうな観点は一致しますので、今回の災害に向けて活用できるというふうな判断に至ったところでございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 災害に向けて使われるというのは、大きくても小さくても可能だよということなんです。ただですね、ただ、いいですか、水環境保全会を設置して組織活動している地域、町内の中に今言った水路とか排水路とか、農道とかある中で、今言った水路、排水路、農道というのは公共性を有しているんですよ、

公共性。わかる。小規模で畦畔とかのり面が崩れた、そういう対策こそ環境保全という物事の事業費を充てて当然だと。農道とか、排水路、用水路、排水路は、あらゆるこの新庄市の一連の農地の排水路というのは、生活排水も皆入っていくんですよ。こういうものをやはり土地改良組合、土地改良区あるわけですよ。これは全部土地改良区の施設なんです。いいですか、そこなのよ。田んぼの畦畔というのは個人の、農道とか排水路、土地改良施設なんだ。その辺。

だから、保全会は各町内に設置されているの。この辺、わかっている保全会、保全会という説明あったんだけど、どうなんですか。どういうふうに思います、こういうふうな農道とか破損というか、これ土地改良区の施設のものなの。ましてや清水揚水機場があれだけの被害を受けたわけです。あれを国の事業で1割負担でやる方向で今あるわけなの。ああいうの皆土地改良施設なの。その辺どう考えていますか。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 保全会のエリアというのは、農振の用地、区域の中のその地域の中のところというふうなことで指定するわけでございますけれども、それは改良区内であっても外であっても構わないというふうなところで、当然改良区施設の中で活動するというふうなところも認められているところでございます。

改良区は改良区で各地域、工区におきまして維持管理委員会、新庄土地改良区であれば維持管理委員会ということで10アール当たり300円の経費をいただきながらやっているところありますけれども、取水口であったり、普通保全会で活動する部分と、ちょっと分けて考えているのかなというふうなところで理解しているところでございます。改良区の施設でありますけれども、保全会の中で改良区内の整備を行うということも可能だというふうなことで理解してい

ただきたいと思います。

あと、清水揚水機場ですけれども、この揚水機場につきましては、いわゆる所有者が国になってございます。その意味もありまして、国の事業でやるというふうなところで、分けて考えられているというふうなところでございます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 維持管理は委託されているのよ、だから農道だって、排水路だって土地改良区の施設だと言っているの。これは町内に委託されていないの。農道とか、どこまでがじゃあ私のところの宮野区域の農道だとか、どこまでの排水路が宮野区域だとかと、色分けされていないんです。幹線農道だって同じだ、色分けなんかされていないのよ。そういう状況の中で保全会というのは各町内で設置されているのよ。いいですか。そういうところは当然市、県、国でやらなきゃだめなのよ。水環境保全会の事業費を充ててもいいんだと、そういう捉え方じゃだめなの。宮野の農道、本合海の農道、泉田の農道とどこにも色分けされていないの。そういうことを考えたことないですか。

だから、こういう公共性を要するものは、当然国、県、行政サイドで携わるのが当然。その辺きちっと、今言った農道とか補修かかるとなれば、土地改良区と十分話し合ってもらいたい。いいですか。こればかり余り言うとも時間もなくなるから、また。

あと環境課、排水ピットの件だ。これは非常にそれなりに機能も発揮してもらって、本合海の場合は床下浸水が1軒だけ。ただ、この排水ピット、初動からの稼働がつかずいたことは事実なの。そういうふうな状況が起きないように、常日ごろの管理というのは大事なわけです。そういうことなかったら、新庄市消防団あれだけ出動動員をかけなくても済んだのかなと思うところもあるわけですよ。幾ら記録つけられても

最初からあの施設が稼働して、機能きちっとやっていたら、あそこに排水機を6基取りつけることできるんですよ、水中ポンプ。あれを使えば、国交省の移動排水ポンプ、また広域で設備している移動排水ポンプは、そうは稼働しなくても、できたんじゃないかなと私は思っております。機能を発揮しないからああいう状況が起きた、消防団を動員しなきゃならない。まして話を聞くと、水中ポンプのホースを固定したものが切れて、ホースが離れて揚げる状況ではなかったと。そういう状況が起きている。ひとつ、そういうことにならないように、人のことを言うことないんだけど、戸沢村の蔵岡、二度もひどい目に遭っている。あれだってやっぱりちゃんとした対応策をとってれば、あんなことにならなくてもいいんじゃないか。排水ピットの水中ポンプ、固定したバンドとか、いろんなものを今後どういうふうに考えているかちょっとお聞かせください。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 今議員がおっしゃいますように、本合海の排水ピットには、排水ポンプ2台設置してございます。今話ありましてとおおり、取り付け部分、ホースの取り付け部分が弱いといえますか、ホースが折れていたりすると、ちょっと取り付け部分が外れて、機能が十分に発揮できないと、1台は稼働しているが、2台目は半分ぐらいしか動いていないというような状況もありました。

今回につきましては、国土交通省の排水ポンプ車、それから最上広域の排水ポンプ車、それから今お話しありましてとおおり、消防団の小型動力ポンプによる排水によりまして、最小限の被害で済んだというようなところでございます。今言いましたとおおり、きちんと性能が発揮できないというような反省を踏まえまして、このたびの9月の議会の補正予算に、水中ポンプから

排水口、口までの直結するような形で工事の補正を上げております。それをするによって、常に2台とも万全な機能が発揮できるというふうなふうに考えております。どうぞよろしくお願いたします。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） わかりました。もう少しあるんだけど、次の質問も残っているわけで。これだけで時間を費やすわけにいかないの、これは決算の何かでまた質問します。

2番目の質問事項に入りたいと思います。2番目は政策提言についてお聞きしたい。議会はこれまで、平成30年、この前もやっていたんだけど、平成30年、平成29年と2年続けて政策提言を出させております。この政策提言というのは、議会全員の総意なんです。ほかの市では会派でやっている政策提言もある。新庄市の場合は議会総意なの。この重みというのは、それ相当あるわけで、市長はそれなりに受けとめているとは思いますが、今回特に上げたのが、各議員もこれまでも何回と取り上げられた温泉、これについては、以前山屋セミナーハウス、調査費なんかもつけた経緯もある。しかしながら、あと全然何も我々には見えるものがない。こうしたことを踏まえると、温泉に関して市長はどういうふうな受けとめ方をしているのかなというのが非常に疑問に思っただけです。

そしてまた、道の駅構想、これも政策提言で我々は提案しております。ましてや、道の駅構想に関しては、商工会議所もそれなりに要望書も提示した。そうした中で、今道の駅の調査、エコロジーガーデンをやっているという調査費もつけた経緯もあるわけですが、本当に道の駅はどのような場所で、どういうふうな目的で、どういうふうな形で作るか、きちっと市長は受けとめているんだろうかと。その辺が伝わってこないのよ。時間もないものだから、その辺市

長からの声を聞かせていただきたい。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 次に、政策提言についての御質問かと思いますが、議会から提出されました政策提言につきましては、市としても重要な課題として捉えております。

初めに、温泉のほうの質問でありますので、温泉施設につきましては、市民の健康増進を図るために重要であると認識しており、こちらの提言につきましても、議会の総意として重く受けとめます。現在、市に温泉がない事態が生じたことは残念なことでありますが、市がみずから温泉を経営するとなれば、慎重な対応にならざるを得ないと考えております。

温泉事業者とは常に情報共有を図っておりますが、現在複数の事業者からの照会があり、売却も含め検討中であると伺っておりますので、動向を注視している状況であります。

次に、道の駅であります。道の駅につきましては、これまで2回の提言をいただき、昨年度は基本構想の策定に着手し、本市における道の駅の基本的な方針について取りまとめを行ってきたところであります。

策定に当たっては、提言の内容も踏まえながら進めてまいりました。具体的には、新庄最上地域全体での連携については、県と最上8市町村等で構成する最上地域の道の駅検討会の中で、平成28年、29年の両年度において検討を重ねてまいりました。また、官民あわせて体制を進めることの提言には、学識経験者や農業、商工観光、金融、建設団体などの関係者12名で構成する新庄市道の駅外部検討委員会を設置し、各分野の皆様から御意見をいただきながら、検討を重ねてきました。

それらを踏まえ、ことしの6月に基本構想の策定に至ったところであります。商工会議所からの要請につきましては、設置場所を新庄イン

ターチェンジ付近といった内容でございますが、基本構想の中でも候補地の1つとして位置づけられております。ただ、基本構想の中で想定した箇所は、農業用水施設や鉄塔など、建物に制限を加えるような施設もあり、新庄インターチェンジ付近における適地の再検証が必要であると考えております。

今後につきましては、さきの議会でも説明させていただきましたが、道の駅建設のタイミングを、現在市が抱えている大型事業の平準化や高速道路がつながる時期を見通しながら、判断していきたいと考えております。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） ありがとうございます。

道の駅構想については、そういうふうな動向を見定めながら考えると。ぜひひとつ、この構想の実現に向けて進めていただきたい。今の温泉に関しては、市長は温泉は我々がやらなくてもいいんだというような考え方だなど、改めてわかりました。何のために山屋セミナーハウスに調査費つけたんですか。そんな曖昧な施策をやられたら、我々議会はどこまで信頼感を持って立ち向かえばいいのですか。わからなくなってくる。これはまたきょうで終わったわけじゃないものですから。

温泉だって、市民が望んでいるんですよ。市長が3年前選挙公約なんか一切なかったわけです。そういうものが市民から望まれる声が出てきているんですよ。当然市長だって耳を傾けて、行政が向かうべきものか、じゃあ民間が向かうなら民間にどれだけの協力体制をとれるかどうか。いろんな我々に見える形で示していくことこそ、当然議会と行政との議論の場がかみ合ってくることになってくるんですよ。そういうことで、今後やはり市民に耳を傾ける姿勢をお願いしたい。

次の3番目に移ります。営林署所有の跡地に

ついてです。これは、私、10年近くなりますが、これは農林課サイド、今のまゆの郷の施設長か、施設長といわないか、何というか、坂本農林課長のときの代から話が持ち上がってきたわけです。あそこの営林署の今も管理を当然しているわけですが、苗圃というのは八向中学校の国道の下のほうにあるわけですが、あそこを一部借りて、賃貸借、借りてヤマブドウをつくったり、また大蔵にいる農家の方がソバをつくっている。毎年契約更新しているわけです。そのとき、こういうふうな今後の方向でこういうふうにありますよというのが、払い下げの方向であるよというのが営林署の説明されるわけですよ。そういうことに基づいて農林課で行政では本当にどういうふうな形で動いているのかということを知ってみたいということなんです。これどういうふうにあるか、確認というか聞いていただけただけか、その辺の内容を聞かせていただきたい。

山尾順紀市長 議長、山尾順紀。

小野周一議長 市長山尾順紀君。

山尾順紀市長 山形森林管理署から苗圃地の払い下げについての御質問についてお答えします。管理署では、新庄市本合海地内において苗木養成供給のため、苗圃事業を行っておりましたが、事業を民間に移行することとなったため、平成の初めに事業所を廃止し、その後事業を廃止しております。現在の苗圃跡地は民間の3事業者が国より土地を借り受け、ソバやヤマブドウの生産、貯木場として活用しているとのことであり、森林管理署から過去に苗圃跡地の購入について照会がありましたが、市においては当該土地の利用計画構想がないため、購入予定がない旨を伝えておりますので、今後もこの方針に変わりがないので、御理解くださるようお願い申し上げます。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 今市長から購入の考えはない、ここまで聞けると思っていなかったんですが、そういうふうな払い下げの話が毎年されていると、そこを借り受けている人が言っているわけで、あそこの地はですよ、新庄の管轄の区域、地域なんです。あそこを利用するとなれば、いろんな形で利用度が生まれてくるのは間違いない。そういうことを考えて、今6次産業化とかいろいろ叫ばれているわけですから、そういうことを踏まえて、これから新庄市のそこを利用してやりたいという人が立ち上がってくれば、一つのアそこは市の本当に活用して値する私は土地だと思っているんですよ。そういうふうなメンバーというか、そういうふうな方も出てきているんですよ、今。そういうような話来たら、今市長は予定はないとか、はっきり言われたんですけども、ひとつそういうふうなメンバーが出てきて、活用したいとなればぜひ考えていただきたい。時間もないわけだから、これで私の質問を終わります。

小野周一議長 以上で今期定例会の一般質問を終了いたしました。

散 会

小野周一議長 お諮りいたします。

今期定例会の本会議を明日9月12日から9月20日まで休会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の本会議を9月12日から9月20日まで休会し、9月21日午前10時から本会議を再開いたしますので、御参集をお願いしたいと思います。

本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでございました。

午後1時50分 散会

平成30年9月定例会会議録（第4号）

平成30年9月21日 金曜日 午前10時00分開議
議長 小野 周一 副議長 小 関 淳

出席議員（18名）

1番	佐藤悦子	議員	2番	叶内恵子	議員
3番	星川豊	議員	4番	小関淳	議員
5番	下山准一	議員	6番	小野周一	議員
7番	今田浩徳	議員	8番	清水清秋	議員
9番	遠藤敏信	議員	10番	奥山省三	議員
11番	高橋富美子	議員	12番	佐藤卓也	議員
13番	山科正仁	議員	14番	新田道尋	議員
15番	森儀一	議員	16番	石川正志	議員
17番	小嶋富弥	議員	18番	佐藤義一	議員

欠席議員（0名）

出席要求による出席者職氏名

市長	山尾順紀	副市長	伊藤元昭
総務課長	小松孝	総合政策課長	関宏之
総合政策課参事	福田幸宏	財政課長	板垣秀男
税務課長	加藤功	市民課長	荒田明子
成人福祉課長 兼福祉事務所長	青山左絵子	子育て推進課長 兼福祉事務所長	滝口英憲
環境課長	森正一	健康課長	田宮真人
農林課長	小野茂雄	商工観光課長	荒澤精也
都市整備課長	土田政治	上下水道課長	奥山茂樹
会計管理者 兼会計課長	吉田浩志	教育長	高野博
教育次長 兼教育総務課長	武田信也	学校教育課長	高橋昭一
社会教育課長	渡辺政紀	監査委員	大場隆司
監査委員 局長	平向真也	選挙管理委員会 会長	矢作勝彦

選挙管理委員会
事務局長

亀井博人

農業委員会会長 浅沼玲子

農業委員会
事務局長

三浦重実

事務局出席者職氏名

局長	井上章	総務主査	叶内敏彦
主査	沼澤和也	主事	小田桐まなみ

議事日程（第4号）

平成30年9月21日 金曜日 午前10時00分開議

（決算特別委員長報告）

- 日程第1 議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第52号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第53号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第54号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第55号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第56号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第57号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第10 議案第46号新庄市総合計画策定条例について
- 日程第11 議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 請願第2号日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第13 議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第49号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

について

- 日程第16 議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第17 議案第61号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第62号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第63号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第64号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第65号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算（第1号）

本日の会議に付した事件

議事日程（第4号）のほか

- 日程第23 議会案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について

開 議

小野周一議長 皆様おはようございます。

ただいまの出席議員は18名でございます。

それでは、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程（第4号）によって進めます。

決算特別委員長報告

小野周一議長 日程第1議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第9議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの9件を一括議題といたします。

本件に関し、決算特別委員長の報告を求めます。

決算特別委員長石川正志君。

（石川正志決算特別委員長登壇）

石川正志決算特別委員長 おはようございます。

決算特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

決算特別委員会は、全議員をもって構成されておりますので、要点のみの御報告とさせていただきます。

それでは御報告申し上げます。

決算特別委員会に付託されました案件は、議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定についてまでの計9件であります。

審査につきましては、9月14日及び18日の両日にわたり活発な質疑が行われたところであります。

初めに、議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定については、各委員の質疑の後、佐藤悦子委員より認定することに反対の討論、また佐藤義一委員より認定することに賛成の討論があり、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第52号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

次に、議案第53号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第54号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第55号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第56号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定についての2件は、質疑、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第57号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決しました。

議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定については、質疑、討論はなく、採決の結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

最後に、議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、質疑の後、討論はなく、採決の結果、全員異議なく可決及び認定すべきものと決しました。

以上、決算特別委員会に付託されました案件、議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出

決算の認定についてから議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの8件については、いずれも認定すべきものと決し、議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、可決及び認定すべきものと決しました。

議長よりよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げ、決算特別委員会における審査の経過と結果についての報告といたします。

小野周一議長 それでは、お諮りいたします。

決算特別委員会は全議員をもって構成されており、質疑、討論は終わっておりますので、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

まず初めに、委員長報告のうち賛成多数で認定すべきものとした件について採決いたします。

初めに、議案第51号平成29年度新庄市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

議案第51号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 投票の結果は、賛成15票、反対2票であります。賛成多数であります。よって、議案第51号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第58号平成29年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について採決をいたします。

議案第58号について、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の議員は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成16票、反対1票であります。賛成多数であります。よって、議案第58号は委員長報告のとおり認定することに決しました。

次に、全員異議なく認定すべきものと決した議案第52号平成29年度新庄市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第53号平成29年度新庄市交通災害共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第54号平成29年度新庄市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第55号平成29年度新庄市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号平成29年度新庄市営農飲雑用水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号平成29年度新庄市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての6件及び全員異議なく可決及び認定すべきものと決した議案第59号平成29年度新庄市水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第52号、議案第53号、議案第54号、議案第55号、議案第56号、議案第57号の6件は委員長報告のとおり認定し、議案第59号は委員長報告のとおり可決及び認定することに決しました。

総務文教常任委員長報告

小野周一議長 日程第10議案第46号新庄市総合計画策定条例についてから日程第12請願第2号日

本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願についての3件を一括議題といたします。

本件に関し、総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

(奥山省三総務文教常任委員長登壇)

奥山省三総務文教常任委員長 それでは私のほうから、総務文教常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案2件、請願が1件であります。

審査のため、9月12日午前10時より議員協議会室において委員8名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第46号新庄市総合計画策定条例について、総合政策課職員の出席を求め審査を行いました。総合政策課から補足説明を受けた後、審査に入りました。

総合政策課からは、地方自治法の改正により基本構想の策定義務がなくなったが、行政運営の指針となる新たな計画の策定は不可欠であり、総合計画を策定した上で市政運営を行っていく必要な手続等を明らかにするために、新庄市総合計画策定条例を新たに制定するものとの説明がありました。

審査に入り、委員より、審議会条例では市議会議員から必ず審議会委員を選ばなければならないのかといった質疑があり、総合政策課からは、条例では委員は各号に掲げるものうちから市長が任命することになっているので、必ず市議会議員を選ばなければならないわけではないとの説明がありました。

委員より、必要に応じて計画期間の中であっても計画の内容を変更することはできるのかといった質疑があり、総合政策課からは、市議会の諮問、議会の議決など、必要な手続を経て変更は可能であるとの説明がありました。

その他委員より、審議会委員の任命についての意見はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について、選挙管理委員会事務局職員の出席を求め審査を行いました。選挙管理委員会から補足説明を受けた後、審査に入りました。

選挙管理委員会からは、このたびの改正は、公職選挙法の一部改正に伴い、都道府県または市議会議員選挙において候補者の政策やプロフィール等を有権者が知る機会を拡充するため、候補者が選挙運動のためのビラを頒布できるようにするもの、また、選挙の公費負担制度はお金のかからない選挙、立候補の機会均等、候補者間の選挙運動の機会均等の実現のため、国または地方公共団体が候補者の選挙費用の一部を負担する制度であるなどの説明がありました。

審査に入り、委員より、ビラの配布の期間はどうなるのかといった質疑があり、選挙管理委員会からは、選挙期間中に限定されるとの説明がありました。

委員より、公費負担の条件で供託物が市に帰属する場合は対象外になるとあるが、どのような場合かといった質疑があり、選挙管理委員会からは、有効投票数を議員定数の18で割り、さらに10で割ったものが基準の票数になり、得票数がその基準票数を下回ったとき公費負担対象外となる。票数でおよそ100ないし150票となると思われるとの説明がありました。

その他、日程、契約日、証紙の取り扱いについての質疑はありましたが、採決の結果、全員異議なく可決すべきものと決しました。

最後に、請願第2号日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願については、紹介議員の出席を求め審査を行いました。

紹介議員からの請願の趣旨説明の後、審査に入り、委員より、この条約に賛成している122カ国の中に核兵器を持っている国がないのであれば実効性に乏しいのではといった意見が出されました。

また、委員から、核兵器禁止条約や核不拡散条約について知る必要があり、判断するために時間が必要であるといった意見、また、別の委員から、核不拡散の取り組みの中で日本が核を持っているところと持っていないところの橋渡しをしている立場にあり、また、アメリカの情勢を考えれば、核兵器禁止条約に署名するのは今ではないといった意見、また、別の委員から、核を持つあるいは行使することはあり得ないこと、122カ国が賛成している核兵器禁止条約は、核を保有している国々、これから核を持って行使しようとする国々に十分な牽制になるといった意見、また、委員より、地方がメッセージを発信することは非常に重要、この請願は地方のメッセージ、議会のメッセージとして出すべきといった意見が出されました。

その他、議員間で討議をした後、継続審査といった意見も出されましたが、採決した結果、賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で総務文教常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

小野周一議長 ただいまの総務文教常任委員長の報告に対し質疑に入ります。

初めに、議案第46号新庄市総合計画策定条例について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで、議案第46号総合計画策定条例について修正動議が提出されておりますので、直ちに事務局に写しを配付させます。

暫時休憩します。

午前10時18分 休憩

午前10時20分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は、2人以上の発議者がおりますので、動議は成立します。

よって、修正動議を直ちに議題といたします。修正動議の説明を求めます。叶内恵子君、登壇してください。

(叶内恵子議員登壇)

2 番(叶内恵子議員) それでは、説明をさせていただきます。

平成30年9月21日、新庄市議会議長小野周一様宛てに、新庄市議会議員叶内恵子、佐藤悦子の両名におきまして修正動議を提出させていただきました。

議案第46号新庄市総合計画策定条例に対する修正動議。

動議の修正案を地方自治法第115条の3及び新庄市議会会議規則第17条の規定により提出します。

提案理由。修正の理由。これからは、人口が減少し、働く人が減る一方で、高齢化が進み、財政が縮小していく。右肩上がりの経済の時代には計画にいろいろ入れても何とかなったが、時代は変わった。どの政策に優先順位を高くするか、何によって選ぶかを総合計画で計画していくということが重要となっている。

財政縮小時代を考えれば、市民、議会、行政間の合意をもって計画を策定し、限られた財源の選択と集中に責任を持つことが不可欠である。

また、市民らと行政の協働によるまちづくり、行政運営はますます重要となっており、それは時代の要請である。そのため、総合計画は行政だけでなく、地域の全ての主体が目標を共有し、その実現に向けて取り組む事項を定める計画であれば、地方自治体だけでなく、地域全ての主

体に一定の役割と責任を求めることが必要である。

総合計画に書いたことは、しっかり実行することが原則であるべきである。

総合計画は、市民との約束事として示すべきである。

総合計画を公共計画とするための修正である。

なお、新庄市総合計画審議会条例については、市長の附属機関とは市長の政策づくりの機関である。市長の政策をチェックすべき立場の議員が附属機関の委員につくことは、二元代表制の地方議会の役割と矛盾してしまう。附属機関の答申を受け、市長としての政策を提案してから議会として議論するのが本来のあり方であるということが提案の理由です。

別紙にいきまして、議案第46号新庄市総合計画策定条例の条例案に対する修正案。

新庄市総合計画策定条例の一部を次のように修正する。

原案第2条(1)の「本市におけるまちづくりの指針となるもので」というところを修正後は「将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針であって」という文言に修正案となります。

第2条2項、訂正する部分は、原案「本市における総合的かつ計画的な市政の運営を図るために定める基本的な構想をいう」の箇所を修正案「本市の最高理念であり、長期的展望に立ち、本市の将来像並びにその実現のための基本理念及び方向性を示すものをいう」に修正。

次に、第2条3項原案「基本構想を実現するための基本的な施策を体系的に示す計画をいう」のところを修正案「基本構想で示した将来像を実現するための基本的な施策の方向性を体系的に示すものをいう」。

次に、原案4項「基本計画に定めたそれぞれの施策の具体的な実施方法等を示す計画をいう」のところを修正案「基本計画に位置づけら

れた施策を具体化する個別の事業をその財源とともに示すものをいう」。

次に、3条、こちらが3条に修正案のほうは、位置づけということで、第3条「総合計画は、市の最上位の計画と位置づける」ということを新たに入れております。

次に、第4条、修正案のほうでは3条が4条となり、そして、第4条2項「市長は、基本構想を策定するに当たり、市民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」という文言を新たにつけ加えております。

そして、ごらんのとおり、条項が繰り下がっていきまして、次のページにいていただきまして、そのまま7条まで繰り下がってまいります。

そして、原案7条が修正案では8条になりまして、訂正部分、原案「市長は、個別の施策に係る事項を定める計画を策定し」、このところを修正案のほうは「市長は個別の行政分野における計画を策定し」というふうに文言を修正してございます。

その後は、繰り下がって、同じ内容となっております。

備考、修正部分は二重線の部分となっております。

次に、議案第46条附則関係。新庄市振興計画審議会条例の一部を改正する条例に対する修正案。

新庄市振興計画審議会条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

現行、新庄市振興計画審議会条例、こちらは、修正後も原案のとおりとしております。

修正をします箇所は、第3条の2項であります。2項、こちらのほうが「市長が任命する」という文言を「市長が委嘱し、または任命する」というふうに修正しております。

次のページにいていただきまして、同じ2項ですが、こちら、現行が「1号市議会の議員、

2号学識経験を有する者、3号市教育委員会の委員、4号市農業委員会の委員、5号市内の公共的団体等の役員及び職員」、こちらの現行を修正後は、「1号見識を有するもの、2号市教育委員会の委員、3号市農業委員会の委員、4号市内の公共的団体等の役員及び職員、5号市民の代表者、6号その他市長が必要と認める者」、そのほか7号以下は同じであります。

修正部分は、二重線の部分であるということで、提案をさせていただきました。

御審議のほどよろしく願いいたします。

小野周一議長 それでは、ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 今の動議発議者の話を聞きますと、また内容、今初めて見せてもらいましたけれども、現行に対して言葉は変わっていますけれども、ただ、私に言わせていただければ、装飾語がふえているだけであって、より具体的に説明しているだけであって、基本的には何ら変わっていないんじゃないか。果たしてこれを修正動議までかけて審議しなきゃならない問題なのかという疑問を一つ持ちます。

それから、最後のページ、ちょっとこれお尋ねしたいんですけども、4ページ、選別される中のほとんど変わらないんですけども、この⑤の市民の代表者というのは、どういうわけで捉えているのか。どういう部分を示すのか教えてください。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番（叶内恵子議員） 文言について、より詳しく装飾をされただけじゃないかとおっしゃいますが、そのより詳しくすることは、非常に重要だと私は思います。

そして、条例というものがいかに大切であるかということをお大変身をもって感じております

ので、その条例の中で特にこの条例、総合計画をどういう思いで、意気込みや思いでつくっていくのかということが大変重要だと思っておりますので、一つ一つの言葉が装飾したものだけではなくて、将来に向けて本当に熱意がなければ、まちづくりということはしていくことがなかなか難しいと思っておりますので、その思いを込めていくということは、非常に必要であると思えます。

そして、総合計画が市の最上位の計画であるということをお言わなくても位置づけているのではなくて、やっぱり条例の中に位置づけていくということが非常に重要だと思っております。

そして、最後の市の代表者、この部分なんですけど、どういう形で市の代表者を選んでいくということが今度は市民との手続であったり、行政の中の手続であったりということが今度は必要、進めていく中で必要になってくると思うんですが、この市民の代表者という形をどういうふうにして決めていくのかというのは、私たちの今度話し合いの中で決めていくことであると思っております。以上です。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 発議者の思いはある程度伝わってきますけれども、最後の市民の代表者、これから決めていくのではなくて、発議者の中にこういう層、こういう人方あるいは若年の農業者、若年の商工業者、そういう人をただ漠然とただ市民の代表者と書いたところで、説得力に欠けるんじゃないですか。これから決めていくのではなくて、あなたが発議したときに、どういう部分を示して市民の代表者というふうに、こういう文章を選んだのかという、その根拠、市民の代表者の根拠を聞きたいと言っているわけですよ。

2番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） さまざまな、さまざまと言いますと、また漠然とするんですが、本当に何かグループに属していない方々からの中からも、あとは、事業を行っている方々からも市民の代表者ということはなり得ると思っています。新庄市の場合、その市民の代表者が誰であるのか、どういう団体の中に属しているものであるのかということは、ちょっと明確でないように思うんですが、さまざま個人的に活動している方も全て含めて、その中で声をかけて、市民の、その声を上げていきたい方々がそのまま市民の代表者になっていくと私は思っているものですから、市民の代表者ということの言葉にしました。

1 8 番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

1 8 番（佐藤義一議員） 漠然とし過ぎていて、なかなか理解できないです。

例えば、修正後に外されています市議会の議員、これはある意味で市民の代表者ではないんですか。市民から負託を受けて来ているわけですから、学識経験者の中に入りますけれども、そういう意味では、市会議員だって市民の代表者だというふうに捉えたら、余りにも曖昧にどんな形が動議が、さまざま人からといっても、ある程度の線引きをしていないと、選定基準の線引きって絶対行政の上で必要だと思うんですよ。それやらないで、曖昧なことをやっていたら、という危険性を強く感じました。お答えはいいです。

だから、私はそういうふうな基準でこういうふうな市民の代表者ということを書いたとすれば、私は議員だって修正案で外されていますけれども、市会議員だって市民の代表者でないんですかと。そこには、ここには入らないんですかと私は疑問に思うだけです。以上、終わります。

小野周一議長 ほかにありませんか。

1 6 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

1 6 番（石川正志議員） ちょっと直接議案第46号にはかかわりがございませんが、動議の提出理由として、二元代表制という制度の重要性を鑑み、市長が設置する諮問機関へ市議会議員を派遣すべきではない。市議会議員が入るべきではないという論点かと存じます。

産業厚生常任委員会、このたび編成するに当たり、上下水道課所管の市長の諮問機関がございしますが、当然発議者の方入っておられるんですが、当然そこの部分の上下水道にかかわる市長の諮問機関、辞職されてからの発議なんですよ。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 下水道の委員になっておりまして、まだ辞職はしておりません。辞職させていただくように進めてまいります。

1 6 番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

1 6 番（石川正志議員） あくまで修正案に対する質疑ということで、若干逸脱しますが、議員たる者の道義的責任を果たさないまま、このような修正案を出されることは私は非常に遺憾に思います。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 大変失礼しました。私もそうですね、大変申しわけございませんでした。自分の中でも委員になっていると思い出しまして、大変失礼しました。辞職をさせていただきます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） 私から少し質問をさせていただきます。

まず、修正後のほうなんですけれども、第2条のほうですけれども、あるべき姿と進むべき方向と、あと原案のほうのまちづくりの指針となるもののどういう差があるのかお伺いします。

また、3項の基本計画のほうでは、修正案は「示した将来像」と原案のほうの「実現するための」という2つの項目がありますけれども、どのような違いがあるのかをお伺いします。

また、実施計画についても修正案では「位置づけられた」となっていますが、それは原案では「定めた」となっていますけれども、どういう差があるのかお尋ねいたします。

また、次のページ、3ページになりますけれども、総合計画の公表のところの第8条、「行政分野」のところと、原案のところでは「施策に係る事項を定める」の差がどういうものであるのかをお尋ねします。

また、最後になりますが、4ページのほうになります。修正後の「見識の有する者」、また「代表者」の差は私にはちょっと理解できなかったもので、どういうものを指すのかをもう一度よろしくお願ひいたします。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前10時40分 休憩

午前10時42分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 済みません。佐藤議員にもう一度、最後の4ページのところの質問をもう一度お伺いしてよろしいでしょうか。

小野周一議長 確認の意味でお願いします。

12番(佐藤卓也議員) 私のほうで4ページのほうなんですけれども、「見識を有する者」と「市民の代表者」とありますけれども、先ほど

佐藤義一議員もおっしゃられたように、そこら辺の意味がちょっとわからなかったもので、具体的にどういうものを指すのかをもう一度お伺いしたいと思います。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 最初の3つの箇所につきましては、その文言に何の違いがあるのかということなんですが、思いを込めていく、熱意をやはり入れていくということが大きく違います。

そして、4ページの見識を有する者、市民の代表者の具体的ということ、見識を有する者、高校であったり大学であったり、そういったところの先生であったり、外部の人間でも私はいいのではないかなと思っているところもあります。市民の代表者というところは、例えばこういうふうに市が、新庄市という将来がこういうふうに変わっていったらいいだろうという意見を持っている、例えば本当に普通に働いている人であっても市民の代表者と自分はなり得ると思っています。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) わかりました。

済みません。熱意と言いますけれども、要は文言の整理だと話はわかるんですけれども、具体的に言いますと、2ページのほうの実施計画ですか。「定めた」と「位置づけられた」についてどのような熱意があるのか、ちょっと私にはわからなかったものですから、どこに熱意というを感じるのか、ちょっともう一回そこら辺の説明をお願いします。

また、例で言えば、3ページのほうの「行政分野」というところと「施策に係る事項を定める」というところの文言が違いますけれども、ここにどこら辺に熱が入っていて、変わっているのか、ちょっとわからなかったものですから、

もう一回ここをお伺いします。

また、4ページのほうのさっきのほうの市民の代表者と言っていましたけれども、働いている人誰でもいいと言っていましたけれども、個人ではなくても、あくまでもこれは諮問する場所ですから、ある程度の団体の方をするのが普通であって、普通商店街だったら商店街の代表の方がいらっしゃいますし、飲食業だったら飲食業の代表、また、建設業だったら建設業の方来ると思うんですけれども、その中の一部の人が市の諮問機関の代表者と言ってしまうとちょっと違うのではないかと。

それだとしたら、(6)の市長が認める者でもいいと思うんですけれども、そこら辺の差ははっきりしないと、これはあくまでも条例ですので、後からすぐすぐ変わってしまうようなものを私たちは条例にすることはできないと思うんですけれども、そこら辺をどういうふうに考えているのかをもう一度お伺いいたします。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前10時47分 休憩

午前10時48分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) まだまだ本当に力が足りないのは承知しているんですが、個別の施策に係る事項となると、非常に一個一個の各行政分野というか、連携を感じない、ここ、ここという、とても分断された施策を一つ一つやっていくという意味合いになるかと思えます。なので、行政分野、各行政分野が一体となって連携して進め、計画をつくっていきけるように、こういう言葉に変えました。

そして、市民の代表者というところは、具体的に団体というふうに決めたほうがいいのでは

ないかという意見をいただきましたけれども、それは、市民の代表者となる声を集めていく方たちをどういうふうにしてデザインをしていくかということも総合計画をつくっていく上では非常に重要だと思っていましたので、この市民の代表者という言葉に団体の誰、この団体の誰ではなくて、どういう団体が新庄市の中にあり、起こり得るんだろうかということもデザインを考えながらつくっていきけることになるかなと思ひまして、市民の代表者ということ、大ざっぱのようになると思うんですけれども、「市民の代表者」という言葉にしました。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 失礼ながらですけれども、総合計画というのは新庄市のグランドデザインをつくる最上位の条例でございます。その条例に対し、そんな大ざっぱなものを修正案で上げてはいかがなものでしょうか。

ましてや、議員たる者、動議を出すからには大ざっぱなものではなく、出すのであれば、最高位のもをそれなりの覚悟を持って条例を出さなければいけません。私たちもそのような覚悟で挑んでいますので、ぜひともそういう思いではなくて、思いはわかりました。その思いをしっかりと言葉にさせていただいて出していただいたんだとは思いますが、今の説明を聞きますと、思いだけでは条例はつくれませんので、そこら辺をもう一度考えていただきたいと思ひます。私からは以上です。

小野周一議長 ほかにありませんか。

8番(清水清秋議員) 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8番(清水清秋議員) この修正動議を出した意図が全く見えない。

特に重要なのは提案理由。2ページ、3ページの文言を入れるとか、書きつけるとか、そういう問題じゃない。提案の理由の中で、私なり

にお聞きしますが、まずは、総合計画と公共計画と、こう、総合計画を公共計画とするための修正、その辺の公共計画とはどういうものか。総合計画との違い。これ説明願う。

またもう一つ、二元代表制の地方議会の役割と矛盾してしまう。これは、地方自治法上どういふふうな問題があるのか、説明していただきたい。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 総合計画は、新庄市というか、その自治体がどういふふうなまちになっていきたいのかとかを定める計画であるんですけども、その公共計画ということなんですけど、総合計画には行政計画という性質のものと公共計画という性質のものがあります。行政計画というものは、行政の行政事務、行政が主体になって進めていく計画なんですけど、公共計画となりますと、市民とともに計画をつくって、市民とともに計画を進めていくという計画になります。

それで、市民とともに計画を策定して、市民とともに計画を実行し進めていくということが実現できたら、これはすごいことであると思いますので、ここに「公共計画」とするための修正なのだという、文言を入れさせていただきました。

そして、二元代表制の議会の役割なんですけど、その決まったものを、きょうもそうですけれども、チェックを、この議会の場でチェックをしていくのが議員の役割かと思っています。

それで、計画をつくっていく中に議員が入っていくとなると、いわゆるここでチェックをする前に内容がわかってしまったことに対して、本当の意味でチェックを入れづらくなるという形になってしまうと思いますので、議員がその諮問機関の中に入っていくということはないことが求められて、必要であると思っております。

す。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） まず、この修正動議を出す、議員として問われることになる。こういうふうな条例を修正、改正してくれということはそう簡単なものじゃない。我々議会だって、この本会議だけじゃない。こういうふうな修正動議の案を提出しようとするれば、委員会だってある。きちんと認められた。そういう中でも議論して、出すのは自由ですよ。こんなこと、本会議で出した。

しかしながら、議会は、本会議だけじゃない。みんなで議論していただいて、委員会等で、そういう手順というのは議会でもとれる。

こういうふうな大事な本会議で叶内恵子議員が主張する物事を、いいですか、あなたが考えたことなんだ、これね。こういう物事をこの大事な会議の中で修正動議なんて出すべきじゃない。その前に手順がある。私はそう思う。

審議会委員には市民代表もいるでしょう。いいですか。総合計画審議会委員というのは、市民代表いるでしょう。ちゃんと。条例にうたわれているだろう、代表。何で市民じゃないんですか。あなたは市民も公共計画、市民も入って計画を立てるべきだ。総合計画だって審議会、市民代表いるでしょう。どういうとり方しているんですか。

そういう物事があるわけで、次の二元代表制というのはどういふ自治法上問題がある。ただ矛盾しているだけの、あなたの捉え方だ。自治法上で問題ないでしょう。

その辺きちんと我々だって法的な根拠であって、いろいろな審議しているんですよ。そういうふうな矛盾しているからとか、修正動議かけるなんていうのは、甘い。もっと勉強していただきたい。私はそう思う。

小野周一議長 ただいまから10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時08分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 清水議員の質問にですが、今回のこの手順というのが、議会事務局に相談もしまして、この場でなければ提出ができないということで、こういうふうになりました。最初は、委員会のほうにも出せるのだろうかと思っていたんですが、議長宛てにでなければ提出できないということでしたので、今回このようになりました。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 修正動議を出すのがどういうふうな手順だかと言っているのではなく、この内容が大事なんだよ。内容。この内容が議会がみんな理解してもらおう物事だろう。この動議出したのは、議員が何とか通してもらいたいって。内容だろう、内容。動議そのものを出す物事が目的じゃないのよ。

何か私にはそういうふうにつえられるんだよ。動議出せば議論してもらえらるだろうと。この内容が大事だ。内容は、いろいろな議会、さっきも言ったけれども、同じこと言わないけれども、叶内議員は、あくまでも動議を出して議論するという捉え方しか私はできない。

この内容修正をする意味合い、どういうふうになるのか。議員の皆さんに何らかのやり方が、議会としての物事の委員会等だってあるでしょうと。何でそういうふうな委員会等を協力というか、そういうふうな話を最初持って、こういうふうなことを私は考えていますということがあってしかるべきだと思う。

これはあなたのやり方だから、別にいいんだけども、そういうふうな議会制の中でもあるわけで、ただ、私は本会議等でいきなりこういうふうな案件を出されても、動議出されても、そう簡単なものじゃないんだよ。議会だって。きょうすぐ提出されて条例改正してください。そんな半端じゃないんだよ。議論するとなれば、それ相当の時間とってもらわなければ困る。

そういうこと考えたことがありますか。（「時間はある」の声あり）あなたと話しているわけではない。

そういう物事も踏まえて、案件、動議は議会に提出するときは、物事というのはまず考えてもらいたい。私はですよ、私はそういうことで、ひとつこの修正動議には私は格別な根拠が見当たらないということで、議長の裁量、これまだ議論される方もいるかと思いますが、まずは、まず、本会議のこの提出された案件をスムーズに議会を進めていただきたい。終わります。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） 何か、確認をさせていただきたいんですけども、これ、一番最後のところ、構成するところ、市民の代表者というのは、これ公募するという。それだったらわかる。

あと、市議会議員が抜けているというのは、修正されているというのは、よその先進議会で法令で決まっている委員会には市議会の議員は入らなくちゃいけないけれども、法定外のもの、委員会、審議会、協議会は、議会側が抜けてもいいということなの。

例えば、監査委員会というのは、法令で決まっている。議員が必ず入ってなくちゃいけない。そういうこともわかってやっている。

だから、総合計画の中には議員の入る必要がないだろうと。法令でも決まっていないということなの。そういうことですか。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 市民の代表者ということなんですが、こちらは、誰でも公募、市のほうで市民の意見を代表者としてこの計画をつくっていく中に市民を巻き込んでいく場合に、公募として委員を選びますということもできますので、そういう方法がいいと思っております。

そして、その今般の、ちょっときょう準備をしてこなかったんですが、監査委員についてなんですが、そちらは、国の法令の中で地方財政計画の中ですかね、その中に議員が監査委員から外れるということを承認し始めています。

そういうことも本当に時代の要請だと思えます。議会は、議会としての機能を、チェック機能というものを十分に果たしていく。そして、この議会の場で自由な議論を行っていくということを望まれているのだと思えます。

そういうのを考えると、やはりこの新になる条例の中で、一つずつ議員という役割と、あと市長の諮問としてのその役割と、そういったことをきちんと分けていく、一つのいいものに条例の始まりに、条例というか、決まり事の始まりになっていくのではないかと考えています。以上です。

4 番（小関 淳議員） 議長、小関 淳。

小野周一議長 小関 淳君。

4 番（小関 淳議員） それはわかる。わかります。議会というのは、政策立案というものもある。だから、それを最大限に行きたい。だから、議員を外すんだということでしょう。

でも、百歩譲って、それわかるんですけども、やっぱりこういう中身のものを出すときには、議会の中に議会改革推進委員会というものもあるし、議会全体でもんでいく必要があるんじゃないかなと思う。個人的に突然ぼこっと出されて、みんなおおってなるよね。

だから、そういうことも考えて、これは議員を抜くということだから、いや、議員を抜くんだったら、議員、議会全体でそういうことを前もって話し合っ、ここにどんと。いや、こういうテクニックがあるから、それは否定することはできないけれども、やっぱり、議会運営として、やっぱりもう少しスムーズな手法があるんじゃないかなと思うので、ここはちょっと考えていただきたいなと思います。気持ちはわかります。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） わかりました。わかりましたというか（「取り下げか」の声あり）

取り下げはしませんが、今回これを出すに当たって、議会の中の議論が必要だということももちろん考えまして、どのように進めていったらいいのかという中で、まずは、常任委員会があるので、そちらに修正案という形で出すことができないかどうかというふうに思ったんですが、その中で、だめであれば、それはそれでまた議論してもらって、どうだろうと思ったんですが、この動議として出す手続上、これが必要だということだったものですから、このようになりました。まずは以上です。

小野周一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 よって、質疑を終結いたします。

これより修正動議に対する討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 賛成討論です。

小野周一議長 暫時休憩します。

午前11時18分 休憩

午前11時19分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

佐藤悦子君、あなたは今回の動議の共同提案者ですので、討論はできませんので、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

修正動議について採決いたします。

本案は、電子表決により採決いたします。

修正動議に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成2票、反対15票、賛成少数であります。よって、修正動議は否決されました。

次に、原案について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第46号新庄市総合計画策定条例について

は、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決いたします。

議案第46号については、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票の結果は、賛成15票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第47号新庄市議会議員及び新庄市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、

議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第2号日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第2号日本政府が核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願については、委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

産業厚生常任委員長報告

小野周一議長 日程第13議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてから日程第15議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についての3件を一括議題といたします。

本件に関し、産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤卓也君。

(佐藤卓也産業厚生常任委員長登壇)

佐藤卓也産業厚生常任委員長 私から産業厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、議案3件です。

審査のため、9月13日午前10時より議員協議会室において委員9名出席のもと審査を行いました。

初めに、議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、子育て推進課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

子育て推進課からは、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が厚生労働省より公布、施行されたことにより、国の基準に基づき、本市の新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものとの説明がありました。

また、主な改正の内容は、①代替保育に係る連携施設の確保義務の緩和について、②家庭的保育者の居宅で保育が行われる家庭的保育事業に対する自園調理に関する規定の適用猶予期間の延長について、③乳児4人以上を入所させる小規模保育所等に係る保育士の数の算定について、保育士とみなす職員の准看護師を対象に追加についての3点について詳しく説明がありました。

審査に入り、委員からは、准看護師の配置に係る特例で、保育事業所に勤務する准看護師について、医療機関との適切な連携の確保や准看護師の研修受講の奨励、都道府県または市町村が行う研修の受講などの体制はどのように考えているのかの質疑がありました。

子育て推進課からは、現在ファミリーサポートセンターというところがあり、子育て支援員

を養成するための研修を年に1度、リスクマネジメントや子育てについて幼児の遊びなどを網羅した形での研修を行っているので、そちらの子育て支援研修にもし准看護師が採用された場合、参加していただくという形を想定しているとの説明がありました。

また、別の委員からは、今回の特例ができたことにより、准看護師を保育士としてカウントしますという行政指導のもとに、准看護師を置かせようという意思はないかという質疑がありました。

子育て推進課からは、医療的な知見、知識を有するという事は、ある部分子供たちにとってもメリットが高いというところがある。ただ、市内に事業所が相当数あるが、保育士でやっていきたいというところは多いようだとの説明がありました。

その他質疑がありましたが、採決の結果、議案第48号については、全員異議なく、可決すべきものと決しました。

続いて、議案第49号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例については、健康課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

健康課からは、これまでの国民健康保険制度の基金においては、主に市が負担する医療保険給付に不足が生じた場合に備えて積み立てしていたものだが、本年4月からの国民健康保険の制度改革により、医療保険給付費を県が全額負担することになり、医療保険給付費に不足が生じた場合の備えとして、市が基金を造成する必要がなくなったところである。今後については、県へ納付する国民健康保険事業費納付金に不足が生じた場合などに国民健康保険税の税率引き上げなどを回避するための基金として積み立てていくため、このたび改正するものであるとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、剰余金が出たら全

額基金に積み立てるとうたわれているが、剰余金を次年度に繰り越すようにすれば、加入者への国保税の軽減が図られるのではないかと、平成30年度から3,400億円、国からの支援が入っているとあるが、これがいつまで続くか不透明だという説明だったが、国からの財政支援は手厚く求めていく必要があると思うなどの質疑や意見がありました。

健康課からは、剰余金は全て基金に積み立てるという考えは持っていない。まだ制度も固まっていない部分があり、剰余金については、平成29年度の決算では5億8,000万円ほど発生しているが、これは、国の財政支援1,700億円があるので、そういった額が発生していると思われる。

また、国の財政支援は、平成30年度から1,700億円追加されて、3,400億円となっているが、それがいつまで続くかは不透明な状況である。

また、国民健康保険財政もこれから被保険者が少なくなることによって、財政規模が縮小されることが予想されるので、剰余金が今後どのようになるかは不透明である。仮に、現在の国民健康保険税の税率により税収だけで県への事業納付費が納め切れなくなった場合、やはり基金から補填しなくてはならないと国民健康保険税の税率を引き上げる事態を招くので、そういった最悪の事態を避けるために、基金は必ず必要だと思っている。

剰余金などをどのくらい積むか、次年度にどのくらい繰り越すかは、単年度ごとに判断していきたいと思い、今回の条例改正では、単年度ごとに歳入歳出予算に定める額というような文言に条例を改正するとの説明がありました。

また、国からの財政支援については、今年度の3,400億円がふえるように、全国市長会、全国知事会等の地方6団体を經由して、国に要望していきたいという説明がありました。

その他質疑等がありました。採決の結果、議案第49号については、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、商工観光課から補足説明を受けた後、審査を行いました。

商工観光課からは、今回のエコロジーガーデンのやすらぎ交流施設、旧第五蚕室の耐震改修工事を行っているということで、11月末の完成を予定しているが、その整備が整った段階で使用者（しんじょう産地直売所運営協議会）に対して新たにその応分の負担をしていただくということで、使用料の改正を行うものとの説明がありました。

審査に入り、委員からは、年間使用料の165万円の根拠を教えてくださいという質疑があり、商工観光課からは、年間の管理運営費1,760万円ほどかかっている、そこから実際に受益者が使う年間光熱費260万円を差し引いた額をもとに、実際今回の整備にかかった総床面積のうち、産直まゆの郷のほうで使用している部分の面積割合を掛けると、125万円ぐらいになる。さらに、減価償却費380万円の1割の38万円をいただき、トータルすると165万円ぐらいであるとの説明がありました。

また、別の委員からは、市が有形文化財として申請をして、その建物に税金を投入し、必要な改修をするというのは、登録した以上、当然のことであり、それとこの使用料が上がるのは別の考えであるとの意見があり、商工観光課からは、農家への負担がそれ相当に出てくるという話だったと思うが、当初市の考えでは、新庄市公共施設白書というものがあり、施設管理の中ではフルコストの考えで、求めていかなければならない部分があり、それをきちんと割り出しますと、年間150万円ほどになる。政策調整会議の中でもさまざまな意見があった。公共施

設白書のとおりにしてしまうと、産地直売所運営協議会の会員である農家へのしわ寄せが来るという話です。その中で、負担割合というものをどうやって求めていくかという部分で、3割という部分があるが、そこを1割に落ちつかせて、実際の計算では160万円くらいであれば、それなりに農家へのしわ寄せはないのではないかという話になった。

当然、加わっていない農家のほうから見れば、一般的に普通の建物を借りればそれなりにかかるのに、あそこだけあの金額で入っているという意見はある。そこをまず農家にしわ寄せが行かないような形で、また、産直自体も農家を育てるという部分もあるということで、最終的に165万円というところで話し合われたものである。

当然、産地直売所運営協議会とも4回ほど協議をした中で落ちついたとの説明がありました。

その他質疑等りましたが、採決の結果、議案第50号については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生常任委員会に付託されました案件の審査の経過と結果についての報告を終わります。

小野周一議長 それでは、ただいまの産業厚生常任委員長の報告に対し、質疑に入ります。

初めに、議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第48号新庄市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第49号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第49号新庄市国民健康保険保険給付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第50号新庄市エコロジーガーデン設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおりに決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより採決を行います。

議案第50号については、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 ボタンの押し忘れはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成15票、反対2票、賛成多数であります。よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第16議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算(第3号)

小野周一議長 日程第16議案第60号平成30年度新

庄市一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） 15ページの3の5の地域密着型介護施設等整備費補助金、これは、どこにつくられるのか。誰がつくられるのか。どのような施設で、何人ぐらい利用予定になるのかをお願いします。

次に、17ページの4の9の看護師養成所の公有財産購入費についてですが、これはどこか。

そして、この金額の不動産鑑定はどうだったのか。

そして、全体の建設費11億円余りということが全員協議会の場で説明がありましたが、オリンピックの開催準備と重なり、新庄市で言えば学校の一貫校もあり、建設費が上がる可能性があるんですが、その点についてどのように見ておられるのか。

そして、このことについて情報公開請求した叶内議員に対して不開示というふうになりましたが、これについて、不開示で本当によかったのか、お願いします。

19ページの6の9、昭和活性化センター修理料が出ておりますが、この内容についてお願いします。

4つ目に、21ページの8の2で市道工事請負費1,500万円というふうに出ていますが、どこで内容はどういうものなのかをお願いします。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 御質問の地域密着型介護施設ですけれども、市内の下

田町、鈴木整形外科跡に建設予定となっております。

設置主体及び経営主体ですけれども、株式会社テイクオフ、この会社につきましましては、既に神室産業高校の近くで平成27年の12月に1つ、同じような施設を運営しております。

施設といいましても、介護サービスの分類でしますと、あくまでも在宅介護ということで、小規模多機能の、その多機能の部分ですけれども、ヘルパー、それからデイサービス、それから泊まり、この3つのサービスを一体的に提供するというようになっておりまして、事業所の利用定員が29名、その中でデイサービスの1日の定員ですとか、宿泊定員がございます。

主に、認知症の方など、いろいろなサービスごとに提供者がかわると混乱するような方ですとか、そういった方には適しているのかなと思います。

それから、一月の包括報酬ということで、1カ月に何回、1日に何回でもヘルパー派遣可能ということでもあります。

一体的に提供ということで、例えばデイサービス急に行きたくないなんていったときには、その日はかわりにヘルパーが訪問するということで、柔軟な対応が可能となっております。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 看護師養成所開設準備事業費の公有財産購入費、まず1点目は、これはどこの場所かという御質問でございますが、全員協議会のほうでも御説明申し上げておりますが、第1候補地である旧沓沢医院用地でございます。

次、2点目、不動産鑑定についてはどうだったのかというふうな御質問でございます。先日9月20日付で不動産鑑定の報告が届いております。恐らく、これは確認しておりませんが、19日に県の地価調査結果の公表を待つて報

告されたものかと思えます。

この中では、中間報告があったということで、事務経費等お示しさせていただきましたけれども、そちらのほうでお示ししたとおり、平米単価当たり3万6,500円ということで、こちらの補正予算に計上して、想定したとおりの金額が出ております。

3点目、今後建設費が高騰する中で、どうやって対応していくのかということでございますけれども、現在プロポーザル方式という方式を採用していく予定なんですけれども、その中では、リスクと考えられるものの分担をどうやっていくかという視点がございます。

例えば、不可抗力の場合であったり、法令が変更された場合はどうするかということ、さまざまなリスク項目を想定して、その場合はどのような負担を行っていくかということをこちらのほうで示し、相手の了承をいただきながら進めていくわけですけれども、やはりプロポーザルを行っていく上で、その資材の経費がどのくらいになっていくのかということも含めて、今後積算していただくこととなりますので、基本的には、引き受け先の事業者のほうで今後の見込みを想定していただきながら、設定していくものかと思えます。

ただし、予想もしないような要因によって建設資材等が上昇していった場合については、協議する必要があるのではないかと考えております。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 ただいま情報公開の請求に関する御質問ありましたけれども、看護師養成校についての情報公開については、確かに非開示というような決定をさせていただいたところがあります。

情報公開条例につきましては、この案件に限らず、公開しない情報の基準としまして、市の

機関の意思決定の過程の情報という部分については非公開とさせている部分がございますので、御理解いただければというふうに思います。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 6款1項9目の昭和活性化センター費でございますけれども、今回6節の修繕料につきまして補正させていただきました。中身につきましては、消防設備の点検を行っておりますけれども、その点検の中で、火災用感知器の不備がございまして、その取りかえというふうなところでの金額というふうなことになってございます。

土田政治都市整備課長 議長、土田政治。

小野周一議長 都市整備課長土田政治君。

土田政治都市整備課長 工事請負費1,500万円の内容ですけれども、市内若葉町や鳥越地内における側溝、それから舗装、補修に使わせていただきたいというふうに思っております。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） わかりました。

看護師養成所についてなんですが、先ほど情報公開非開示について、総務課長のほうから市の機関の意思決定にかかわるからというお答えでした。市の意思決定は済んでいるから、これを出したんじゃないでしょうか。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 行政行為を行う際にある、時に決定という判断を下すわけでございますけれども、その前段の過程の部分については、6条において市の機関の意思決定の過程の情報については非公開というような明示がございますので、その部分についての判断ということでございました。

1 番（佐藤悦子議員） 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番（佐藤悦子議員） この案を出すに当たって、市としての意思決定は既に済んでいるわけです。条例によれば、意思決定に影響を与えるものは出せないみたいなことを書いてありましたが、市としてこの案を出したまでは、意思決定したわけですから、済んでいるので、意思決定に差し支える内容ではないと思われませんが、どうでしょうか。

3 回目になっちゃいました。済みません。もう一回、もう一ついきます。

昭和活性化センターの修理費について、ちょっと言わせていただきたいんですけども、この前議会の報告会を昭和活性化センターで行ったときに、この活性化センターの利用者に高齢者が多いというのに、和式だけのトイレでは、高齢者来づらくなるだろうなということで、やはり、洋式トイレ、今ほとんど洋式だし、高齢者に至っては、洋式じゃなければ使えない。また、障害者もそうですけれども、洋式じゃなきゃならないという方もふえておりますので、そういった洋式、考える必要があるだろうし、あと、一番大きな研修室が非常に暗くて、字が見えないような、電気が消えているような状況で、こういうのは、本当は研修にはできないような状況になっているので、電球をすぐ取りかえていただきたいという要望もあったし、また、ドアが、自動ドアが何かちょっと異常を来しているということもそこに参加した議員たちでみんなで見たところでありました。

そして、体育館の北側の扉の外ですけれども、これがほとんどさびて壊れて落ちかかっているような状態もありまして、そういう軽微なところだと思いますが、活用しやすいように直していただく必要があるなというふうに感じて、報告会でもこれは市に言いたいね、よく点検してやってもらいたいねという話になって、要望したわけでありまして、そういった点などは、話は聞いていないか、点検したか、お願いしたい

と思います。

小松 孝総務課長 議長、小松 孝。

小野周一議長 総務課長小松 孝君。

小松 孝総務課長 このたびは、補正予算を上程した際、そこの決定した部分については、決定の部分でございますので、情報公開の対象になるというような考えを持っているところではありますが、その決定に至る前段のプロセスの部分については、先ほど申した基準に合致するため、非公開というふうな判断をさせていただいたところでございます。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 トイレの洋式化というふうなところがまず最初に出ましたけれども、農林課施設以外でも和式から洋式化に順次取りかえているところでございます。

これにつきましては、市の施設の優先順位なんかも考えながら、取り組んでいかなければならないのかなというふうに思います。

ほかの修繕箇所につきましては、特に、自動ドアにつきまして確認してございますので、これにつきましては、既決予算の中で対処していきたいなというふうなところで、現在修理に向けて進行中というふうなところでございます。

その他の箇所につきましては、予算をかけないでできるものについては、まずやっていきたいなというふうには考えているところでございます。以上でございます。

小野周一議長 ただいまから1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) 私のほうから、24ページになります。10款2項1目及び10款3項1目、こちらのほうにエアコン設置のために測量設計業務委託料が入っていますけれども、そちらのほうに今度新しく設置されます明倫中学校と沼田小学校がありますけれども、その中において、多分あと3年後開設されますけれども、その間に小学校、中学校のほうにはこのエアコン設置の、要は、この業務委託料が入っているのか、いないのかお伺いしたいと思います。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 明倫中学校、沼田小学校、北辰小学校につきましては、前にも御説明申し上げましたが、仮設というふうな形で進めさせていただきたいと思いますが、今回補正に計上させていただいております業務委託料につきましては、その3校の仮設分の設計も入っているような形になっております。

12番(佐藤卓也議員) 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番(佐藤卓也議員) はい、わかりました。一応確認のためでした。というのは、もしかすると、来年設置になるといったときに、もしかしたら入らない、要は、卒業して入れない子もいらっしゃると思いますので、そういった差別化がないようなためだったので、ぜひともそこら辺は配慮していただいたということだったので、確認のため聞きました。ありがとうございます。

小野周一議長 ほかにありませんか。

7番(今田浩徳議員) 議長、今田浩徳。

小野周一議長 今田浩徳君。

7番(今田浩徳議員) それでは、私のほうから、25ページの中の義務教育学校の、こちらのほうの測量設計業務委託料についてお伺いいた

します。

いよいよ測量の段階というふうにお話は伺っています。学校敷地内に測量用のくいがどんどん立ってくるというふうに聞いておりますが、そのくいは、生徒の授業であったり、課外活動、クラブ活動に関してのグラウンドであったりという部分での支障になるようなところへの設置は、まだされていないのか、していくのか。

もうそういうところで、今度は新人戦があったり、そういう大会も控えていますので、そういうところで、そういうクラブ活動の邪魔にならないようなところでの測量になっているのかどうか、まずはお伺いします。

武田信也教育次長兼教育総務課長 議長、武田信也。

小野周一議長 教育次長兼教育総務課長武田信也君。

武田信也教育次長兼教育総務課長 10款4項1目の義務教育学校管理運営事業費におけます測量設計業務委託料でございますが、説明不足で申しわけございませんでしたが、この測量設計業務委託につきましては、エアコンの設置のための設計となりますので、よろしくお伺いしたいと思います。

小野周一議長 ほかにありませんか。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 私からは、看護学校の件で御質問申し上げたいというふうに思います。

先ほどから何回もあつたんですが、4款1項9目の養成所費、今までも何回も協議会を開催して、また、特別委員会を設けて協議をそれぞれ重ねてきたんですが、どうも全体的な流れを聞いてみますと、平成33年の4月に開校に随分こだわって進められているというふうな感じが強く私には感じられますね。

前にも質問申し上げたんですが、はっきりとした回答が得られていませんので、なぜ平成33

年の4月に開校しなければならないかということをごこの際本会議でございますので、議事録にもきちんと載るように、明快な回答をお願いしたいと。

それから次に、今回の補正予算、今のっている買収費、第1番目の沓沢医院の跡地ということになっています。進んでいるんですけども、なぜあそこに狙いを定めたのか。どうも理由がわからないんですね。

いろいろ説明をしてみますと、にぎわいを出すと。商店街に。こういうふうに言っているんですが、私から今までの流れを経験から言いますと、ダイエー跡地のビル、今のこらっせ新庄、あれも結局新庄市がわらすこ広場をあそこに設けるというふうなときにも商工観光課の説明ではにぎわいを出すというようなことで、私は余り賛成じゃなかったんですけども、そんなことはあり得ないと思ったんですけども、空きビルにするには忍びないというふうなみんなの考えで、あそこをよしというふうに最終的にはやったわけですけども、その後ずっとたどってみますと、にぎわいが、皆さんが、皆さんというか、執行部が思っているとおり出ているかどうかというのは考えてみればいいんじゃないかなと。

逆に、閉店した店が多いわけですからね。今あそこを歩いてみても、全部シャッターなんて閉まっているし、一般の商店では、今の形態では、これは店の人に聞いたんですけども、スーパーやディスカウントショップにはもう太刀打ちできないような体制になっている。商店としてはね。ですから、残っても長続きはできないんだというふうな意見をこの間商店の経営者から聞いてきました。

ですから、例えばあそこに学校を建てて、今のところでは90名の学生が来るということなんですけども、入っても同じような状態になるんじゃないかと、私は思っています。

ですから、執行部の皆さんが言っているにぎ

わいを創出するというにはならない前例があるんですから、ならないというふうに思います。人が入ればにぎわうということにはならない。我々今でさえも商店に行って何かしようなんて思いますか。毎日じゃ市役所の皆さんが職員が回って、帰りにみんな向こうへ足向けて行きますか。人影が見えないじゃないですか。だから、にぎわいを出すというふうな説得というのは、ちょっと私は間違っているんじゃないかというふうに思います。

場所も見ないでああだこうだ言ってもだめだと思って、けさようやく沓沢さんの跡地見に行ってみました。細長く、向こうの道路がそこまで、道路までずっと続いているところで、細長くなっていますね。あそこへ校舎3階とか4階とかと言っていますが、はっきりしないんですけど、建てて、果たして周囲とのバランスどうなるのかなというふうに思ったんです。余裕がないし、今度冬期は一番考えなきゃならない。降った雪はどうするのか。何か電気はわせて調節すればいいんじゃないかとかと簡単に言っていますけれども、その維持管理費、経費は誰が出すんですか。生徒からもらえないでしょう。市の持ち出しになるんですよ。あそこに学校あるうちにそれ出していかなきゃならないんですよ。誰も出すはずないんだから。そんなことでもいいのかな。もう少し慎重にやっぱり対応すべきだというふうに私は思うんですけども。

それから、特別委員の皆さんが最終的にはこの間気仙沼の病院ですか、看護科の専門学校まで視察に行って、いろいろと今後のやり方、アドバイスを受けてきたはずなんですね。

この間もちょっと申し上げたんですけど、2022年にカリキュラムが変わっていくというふうなことを教えられたはずなんですね。その辺をどういうふうに考えているか。ちゃんとした回答を私もらっていないので、その今言った3点。

開校日の決定した理由、それから、沓沢病院

の跡地にしたいというふうな理由、要因、それから、今お話し申し上げた2022年に変わろうとしているカリキュラム、これをどう考えているか。

3年生で今進めますと、もし仮に変わったとすれば、言っていることは、4年になりそうだというふうなことを委員会の方の皆さんが行ったときに説明を聞いてきて、十分検討したほうがいいですよと言われて視察に行ったとき帰ってきているわけですね。今後こういうふうになりそうですから、情報収集も兼ねて十分検討したほうがいいですよというふうなアドバイスを受けてきているわけですね。それをどういうふうに考えているか。

もう一つ、一番大事なことは、この設置認可はどこの誰が出すんですか。ということは、おとといですか、特別委員が緊急に招集受けまして、話あったときには、まだ県のほうの許可をいただくまでの話し合いになっていないというふうなことを委員から聞いたんですよ。

どこまでこの話が通じているか、厚生省のどこまで行っているのか、その辺をはっきりしな限り、これ進めても県が大変なことになるんじゃないですか。やろうとしている、今計画していることが途中で頓挫する可能性がある。何か話を総合的に聞いてみますと。

まず、私が答弁求めました4点についてお答え願いたいというふうに思います。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 まず、平成33年4月開校、なぜそんなに早くしなければいけないかという御質問でございます。

かなり平成33年4月というのは厳しいスケジュールであることは認識しております。ただ、目標年次を決めなければ進んでいけないということもございます。例えば教員の確保であったり、実習の受け入れ先であったり、実習指導員

の配置であったり、こちらのほう、目標年次を決めなければ全ての具体的な交渉ができないということもございます。

また、やはり設置するというふうな形でいくとなると、最短で行く必要があるかと思えます。1年延ばせばそれだけ人件費も含め管理費もかかってまいります。最小の経費でいくことも必要なのではないかなと考えているところです。

また、この看護師学校を設立するに当たっての2つの大きな目的がございます。1つは、地域の看護師不足に対応すると。もう一つは、若者の定着というふうなことの2つの大きな目標があるわけですが、やはり新庄最上地域の生徒のこれからこの地域でも高等機関があつて、そこで勉強ができるというふうな環境をつくることは大変重要なことであると考えております。

例えば、経済的な問題で進学ができないとか、その他さまざまな問題で控えている生徒たちが進学する道も開けるということで、これが1年早くなれば、それだけ早く効果が出る可能性もございます。

かなり、先ほども申し上げましたが、かなり厳しいスケジュールであるということは認識しております。もしかしたら、場合によっては、手続の問題で1年延びるというふうなことも想定されるわけですが、やはり、相手方、交渉先があることですので、目標年次を決めて進めていく。それもできれば最短で進めてまいりたいと考えております。

また、次の2点目の御質問、なぜあそこに建設しなければいけないかという問題でございます。

場所につきましては、昨年来庁内の検討委員会でもさまざまな検討を重ねてきて、いろいろな候補の中から5つに絞って全員協議会のほうに御提案申し上げました。

5つについては、利便性であったり、何より

も生徒が通いやすい環境というふうなことで検討してまいりました。

その上で、その5つの中でそれぞれメリット、デメリットがございますので、利便性、また事業のスピード性、さまざまなことを総合的に勘案しまして、2つに絞りました。

その上で、その2つを比較した場合、やっぱりまちなかのにぎわいというふうな形で説明させていただいたわけですが、やはり、行政が学校を設立するというのは、それ自体がまちづくりであると考えております。まちとの関連性というふうなことを考えた場合、駅東の駐車場よりも現在第1候補地となっている旧沓沢医院用地のほうが適当ではないかというふうに考えた次第でございます。これによって、まち自体が変わっていく可能性もあるのではないかと考えているところです。

そして、3点目、カリキュラムが変わっていくことにつきましては、議員おっしゃるとおり、カリキュラムの改訂が予想されるところでございます。内容的には、具体的なことはまだ示されておりませんが、恐らく地域包括ケアと地域ぐるみで在宅であっても看護していくというふうな内容が変わっていくのではないかなというふうな想定がされますけれども、こちらにつきましては、常にこの情報を、昨年来そういう話があるということはお聞きしておりますので、常に情報を取りながら、それに対応した形で対応できればというふうな形で考えておりますけれども、もし平成33年度までにそれが示されることによって、新しいカリキュラムでこちらのほう、学校が運営できる可能性もございます。

内容的には、カリキュラムの授業内容の変更ということですので、そちらのほうに対応する知識と協議というか、勉強を行いながら対応をしていくということでございますので、今までやっている専門学校が大きく変わって対応できないというふうなことではないと考えておりま

す。

また、4番目ですけれども、認可のほうは誰が行うのかということですが、平成27年度の法改正により、厚生労働省から認可が県のほうにおりてきております。ですから、認可先は県、具体的には地域医療対策課になるんですけれども、これまで何回も相談に伺って、どんな書類をそろえればというふうな相談は行っているところです。

ただ、今までそれぞれ部署が違うものですから、別々に話を聞いたり、お願いに行ったわけですが、これから本腰をかけてこの学校を設置していくとなれば、やはりそれぞればらの交渉ではできなくなりますので、県のほうでもできれば組織的に対応していただく必要があります。

そちらのほうの話を現在しているところですので、総合支庁を窓口としてこれからいろいろアドバイスをいただきたいという話もしているところですので、御理解いただければと思います。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 今まで従来の考えを今もう一回言ってもらったように聞いておったんですけれども、特別の理由があって平成33年の4月と決めたんじゃないということを私は理解しました。

状況によっては、いろいろな手続、相手があることですから、こっちの思ったとおりにはいかないこともあると思うんですが、どうも気になるのは、これを最終決定みたいな形にして物事が進んでいる。

第1番目に、その土地から入るというのは、どうも私は納得がいけないですね。土地なんていうのは、一番後でもいいんじゃないですかね。中身をやっぱりきちんと決めて、どういうふうな方向でいくか。相手の動きはどうなのかとい

うことを捉えて、よしこれでいけるとなつてから場所を決めたっていいんじゃないかと。

逆に、やっぱりやり方がと思って私見えるんですけれども、どう考えても、この第1候補地の沓沢医院跡地というのは、私は賛成できない。ごらんになった方が多いと思うんですが、あの地形からいって、ああいう細長いところにどうやって校舎建てるんですか。細長く、何棟といいますか、こういうふうにするしか方法ないので、そうすると、非常に効率の悪いような使い方をしなきゃならないことになりますよ。余裕がないんですから、とにかく。

それで、私盛んに申し上げた駐車場の件なんですけど、駐車場は設けない。駐輪場だというふうにして、今話になっているわけなんですけれども、高校卒業して免許取らない人はほとんどいないんですよ。自転車で来なさいと言うんですか。そういうふうな対応で、私は生徒は集まると思っていないんですね。

状況をそっちこち聞いてみますと、非常に生徒集めるのに苦労しているという話ばかり私の耳には入ってくるんですよ。視察に行った宮城県気仙沼周辺のことを聞いても、委員の方が聞いてこられたと思うんですが、縮小、合併しているんですね。私の親戚の子供も今その看護学校に行っているんですが、もとの学校を縮小して、2つの学校を1つにしたところに行っているというふうな話を聞いてきたんですよ。ですから、決してふえてはいないんじゃないですか。

それは、どこから来ているのか、看護婦の需要と供給のバランスが崩れているのかなというふうなことも考えられるんですけれども、決して安定的な事業ではないんですよ。私が考えると。今の状況ですよ。将来はわからないですけども、看護婦の不足ということから始まっているんですけれども、今日本全体をやっぱり状況を見ても、そんなにも不足なんていうこと

はないんじゃないですか。とにかく、対応の仕方なんだよ。やっぱり考えていかなきゃならないんじゃないか。

例えば、ここの徳洲会病院みたいに保育施設を併設するとかというふうなことで看護師を確保するというふうな方法をとっているわけですから、やり方を変えることによって、生まれてくるというふうな要素があるわけですから、決して人数的には減ってはいないんじゃないかというふうに私は感触を受けております。

いろいろありますけれども、とにかく、もう少し私どもと協議を十分に重ねて、あらゆる方面から再検討すべきだなというふうに私は感じているんですけれども、この今回の土地の買収を何とか保留する形でやってもらいたい。

補正予算には上がってはきたんですけども、保留していただけないかというふうに思っているんですけれども、どうでしょうか。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 全員協議会のほうでもお話しさせていただきましたけれども、土地というのは、やはり教員とあわせて、重大な項目、事項であるというふうな形で考えております。

やはり、土地も決まらなければ、先に建設の計画も立てられませんか、やはり、土地自体がこの学校の要素を決める大事な要素になると考えておりますので、全員協議会で申し上げておりますとおり、このスケジュールで、そして、場所についても御理解をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

14番(新田道尋議員) 議長、新田道尋。

小野周一議長 新田道尋君。

14番(新田道尋議員) 最後ですので、しつこいようなんですけれども、私はこの案には賛成できません。

必ずこれはこの土地を決定すると、いろいろな市民から何でやというふうなことが必ず起き

てくる。今の時点でさえ、私のほうも何件か、何人か会って聞いていますけれども、あそこいいんじゃないかと聞いたのは1人もいない。だめだという人が多いんですよ。市民の間では。商店の人も言っています。何でああいうところに看護学校建てなきゃならないんだ。何もにぎわいななんか、創出になりませんよと。にぎわいななんか出てこないと言っているんですよ。商店の人が言うんですから、私言ったんじゃないですよ。今の社会情勢をつかんでいないんじゃないか、さっぱり新庄というふうなことまでも言われました。

こんな、今の商店、昔からの商店は、この状況で社会情勢で復活なんかするはずない。太刀打ちも何もできないで、もう諦めているんですよ。ですから、活性化どころか、もっともっとやっぱり縮小していく、閉鎖するところがどんどんどんどんふえてきて、空き店舗、空き家、この新庄市ではそういうものがどんどんふえてくる。間違いないですね。

だから、見込み違いだけしないでいただきたいというふうに思うんですよ。別の方法を考えて、活性化をやっていくんだったらいいけれども、この学校一つでまちの活性化なんていうことを求めるなんていうのは、とんでもない話だ。期待絶対できません。断言できます。みんなが思っているんですから、私だけじゃなくて、何人にも聞いてみましたよ。皆さんもついでに聞いてみなさい。知っている人に会ったらば、あそこでどうでしょうかと。いいなんて言う人出てこないんだから、不思議と。

ということで、全体的に、看護学校を設けるというのは、頭から反対ではないんですが、場所が絶対あそこは、私は個人的には認めるわけにいかない。何もいいものもさっぱりない。何回も言いますけれども、こらっせ新庄の場合を見てみなさいという。活性化されていないということ証明しているんじゃないですか。

よく考えて、やっぱり事業やって、薄半端な投資するんじゃないですよ。あそこに建てたら、何十年も必ず持っていかなきゃならない。赤くても黒くても。赤ければ新庄市が補填していくというふうになってくるんですよ。市立の看護学校ですからね。

今の状況ですと、他市町村、7町村も協力しないというふうなことになっているし、単独ですよ。一人旅です、新庄市の。将来性ないものを状況を判断して、いいんですか、それで。禍根を残しませんか。私は残ると思うんですよ、このまま進んだら。私の考えですから、皆さん方、ほかの方はどういうふうに考えているか。とにかく、このことに関しては絶対私は反対です。以上です。

小野周一議長 ほかにありませんか。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 最初に、8ページ、13款1項5目商工使用料の、こちらエコロジーガーデン使用料53万4,000円が追加になっています。まず、この理由。

そして次に、9ページ、15款2項4目農林水産業費県補助金、こちらの有機農業推進体制促進事業費補助金。これは平成30年度の県の補助金制度、制度資金と理解しているのですが、募集の期間が10月末というふうになっていて、この募集期間のぎりぎりの段階で今回補正の計上となったのはなぜかということです。

次に、あわせて、こちらの農業のとあわせて、18ページ、6款1項5目の、こちらが有機農業推進体制促進事業ということで、こちらのどのような事業となるのか。これをあわせて伺います。

そして次に、17ページの4款1項9目看護師養成所、こちらの公有財産購入費ということで、4,380万円計上されています。さきの委員会などで4月下旬には実地測量して、更正登記をす

るということだったんですが、これまで提示されてきた全体の面積というのが約1,200平方キロメートルという提示でした。こちら、面積が幾らになったのか伺います。

そして、20ページの7款1項3目の新庄まつり振興事業費、山車資材保管施設等基盤整備補助金、こちらの内容を伺います。

そして、26ページの10款5項11目社会体育費の新庄ハーフマラソン大会実行委員会負担金、この100万円は寄附金による100万円の増額と思うんですが、こちらのほうは、そのハーフマラソンへのほうへの100万円という理解でよろしかったのかどうかを伺います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 まず、歳入のエコロジーガーデン使用料でございます。先ほど御可決いただきました使用料の見直し改定に伴う部分で、12月から4カ月分使用料として発生する部分ということで、43万4,000円ほどになります。

あと、あわせてゲストハウスの使用料見込みで、今順調に利用者がふえているというようなこともありますので、さらに10万円プラスさせていただいて、トータルで53万4,000円というふうなことでございます。以上でございます。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 9ページの15款2、4の農林水産業費補助金の有機農業推進体制整備促進事業費補助金5万円、それから18ページの6款の補助金10万円、これ関連ございますので、あわせて御説明申し上げます。

平成29年度に山形県でいわゆる農の匠ということで、有機農業の匠というふうなことで、県内で19名が認定されました。そのいわゆる有機農業を推進していく事業につきまして補助金を出すというふうなことでございまして、19名のうちで2名、新庄市の方がいらっしゃいます。

どちらも稲作中心の方でございますけれども、その方が例えば講師になって研修会を開くとか、新たな新規取り組み者の定着の促進を行うというふうな事業に、例えば会場費であったり、いわゆる講師謝金であったり、使えますよというふうな事業でございます。

この事業につきましては、当初手を挙げるかというふうなところがあつたんですけれども、有機の匠の方の御理解も得ないといけませんので、今回御理解得られたというふうなことで、事業をやってみましょうというふうなところで、補助金を今回補正したところでございます。

具体的には、どういうふうにするかというのは、その有機の匠の方と相談しながら事業をやっていくというふうにご検討いただいております。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 看護師養成所開設準備事業費の公有財産購入費に係る土地の面積ということですが、測量設計、境界確定業務の報告書が来ておりますので、その内容は出ております。

ただし、この内容自体は、個人情報で、まだ契約しているわけではございませんので、詳細の面積はここで公表するわけにはいきませんので、御理解願います。

ただし、最初に1,200平方キロメートルというふうな形でおおよその面積を申し上げているわけですが、大きく変わりはないことを御報告申し上げます。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 済みません。歳出の20ページ、新庄まつり振興事業費の山車資材保管施設等基盤整備補助金でございます。30万円でございます。これについては、町内で山車の台車の更新というふうなことで申請がございまして、

3分の1、済みません。申しわけございません。山車の台車更新については、交付率50%ということで2分の1になりますが、限度額として30万円というふうなことで、見積もりで108万円ほどでございますので、そのうち交付率50%で、限度額30万円の30万円というふうな計上でございます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 新庄ハーフマラソン大会実行委員会の負担金の100万円についてでございますけれども、議員のおっしゃるとおり、市内の建設会社であります沼田建設株式会社のほうから地域貢献の一環ということで、市のスポーツ振興に役立てていただきたいという寄附金を100万円頂戴いたしまして、その中で、新庄ハーフマラソン大会に、スポーツ振興の中でも新庄ハーフマラソン大会に活用していただきたいという、明記していただきましたので、こちらのほうに負担金ということで計上させていただいたものでございます。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) まずは、ゲストハウスのところ、8ページの13款1項5目の商工費について、この前さきに決まった改修したまゆの郷の賃料が上がる部分と、あとゲストハウスの利用がとても好調だということで、そちらのほうプラス10万円となっているということですが、こちらのゲストハウス、昨年改修してからどのような人数が、人数というか、利用者が何名あって、今どのくらいの稼働率になっているのか、そのあたりを伺いたいということと、次に、9ページ、18ページの有機農業については、今回の県の予算がこの推進の体制を整備していくための事業ということでなんです、新庄市としては、今後この体制を整備していく中で、その有機農業の推進については、どのようなこ

とを計画しているのか。もしあれば、伺いたいと思います。

そして次に、17ページの公有財産購入費なんですが、個人情報で、面積のほうは明かすことができない。公表することができないということで、約1,200平方キロメートルというところで、余り大きく変わりはないとおっしゃるんですけども、もし面積が1,200平方キロメートルより小さい場合、その単価ということが3万6,500円掛けるその単価にした場合、差額が出てくるかと思うんですが、その差額については、今後出てきた場合どのように処理、補正をしていくのかを伺えたらと思います。

そして次に、この寄附金をいただいて、ハーフマラソンについてなんです、寄附金をいただいて、より内容のよいものができていくと考えられるんですが、当初の予算で720万円計上してあったんですが、そのところから、例えば市内にはほかにもスポーツイベントを開催している団体などもあって、自前で予算を獲得して、国の予算などを獲得して大会を実行しているところもあるなど見受けているんですが、そういった場合、例えば補正を、この段階でそういった団体に少しでもいいので、予算を回すとか、そういった議論がなかったのかどうか伺います。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 エコロジーガーデンのうち、ゲストハウスということで、平成30年の2月に整備をしております。そこでオープンというふうなことで、平成29年度分としましては、2件、8名の御利用でございます。

それで、今現在8月までの数字でございますが、20件、95名が利用されておるところでございます。以上です。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 新庄市としての今後の有機の

対応というふうなことかというふうに思いますが、けれども、有機農産物というふうなところでの、例えば有機JAS認定というふうなところになりますと、化学肥料とか、農薬等を100%減らすというふうな立場の方もいらっしゃると思います。そういうふうを目指している方も当然いらっしゃると思いますし、特別栽培農産物というふうなことで、いわゆる化学肥料とか、農薬を50%減らすというふうなところでもってある程度のつや姫とか、そういったところで栽培されている方もいらっしゃると思います。

それから、なるべく大面積である程度決められた使用量の中で農薬、化学肥料を使って収益を目指すというふうな、さまざまな形がやはり農業にはあるのかなというふうに思います。

どれが正解でというふうなことはなかなか言えないと思いますけれども、市として目指すのは、農家の所得向上、それから、市の環境のよい環境のところというふうなところで、やはりあるかと思えます。

それで、今後は、100%有機というふうなところでやっぱり目指すというふうなところはともちょっとなかなかできないことかなというふうに思いますが、今回有機の匠の方を中心として、この有機というものの取り組みが広まっていけば、メリットがあるというふうに感じれば、やっぱり農家の人はついてくると思いますし、その心情に同調するというふうな方がいれば、やはりある程度は所得が低くてもついてくるというふうな方もいらっしゃるかというふうに思います。

そういったところで、やはり農家の選択というのはさまざまあると思いますので、今回有機の匠の活動の場というふうなところの補助金になりますけれども、そういったところが広まっていけばなというふうなところでのところでございます。

関 宏之総合政策課長 議長、関 宏之。

小野周一議長 総合政策課長関 宏之君。

関 宏之総合政策課長 看護師養成所開設準備事業費の公有財産購入費の1,200平方キロメートルより土地が少なかった場合どうするのかということですが、土地の購入には不用な金額ということで、補正予算で落とすというふうな形になるかなと思います。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 ほかのスポーツ団体のいただいた寄附金を補助などで交付することは考えていなかったかということですが、今回頂戴しました企業様のほうから、寄附金の使途といたしまして、具体的にハーフマラソンに活用していただきたいということがございましたので、その頂戴した部分については、実行委員会の負担金のほうに充てさせていただきまして、今年度開催されますハーフマラソンのほうを有意義な活動に、大会にしたいというふうに考えているところでございます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） まずは、商工費のゲストハウスなんですが、決算委員会の中で、もう1棟同じような建物があるということを発言したかと思えます。その際、行政財産目的外使用料ということで、年間が7,650円ということなので、前にゲストハウスを市で実験的にとやりたいといった場合に、許可した場合、した際に、他の議員からも1棟でどうなるんだという意見が出ていたかと思えます。

まず、1棟で実験してみて、好評であればということだったかとも思うんですけども、その際にもう1棟のほうも必要なんじゃないか、もう1軒あるほうも同じように改修して、1人でも多くの人を利用できたほうがいいんじゃないかという意見に対して、そっちのほうは使わないんだということだったんですが、この金額

の対比を見ても、ゲストハウスにしていくことがよその人であったり、市内の方であったり、エコロジーガーデン、大変注目されているという点もあって、もう少し利用の拡大、ゲストハウスとしての利用の拡大がもしかしたらあってもいいのではないかと思うんですが、その点は商工観光課ではどのように考えているかということと、あとは、有機農業に対しましては、私も観光農法を否定するとか、そういったことではなくて、やはり、県内の、県の中で19名の農の匠ということで、県知事より承認していただいた中に、新庄市の出身の方が2名もいるということは、非常に大きいことだなと。その努力、そんな1年や2年やって匠として認定されるものではないわけで、十何年も20年も続けてきて、本当にこれは消費者の方から求められるものなんだという中で、実践をされてきているのではないかなと。

プラス、そして、高付加価値のものになっていくということの手応えもあるやに聞いています。

農家の皆さんが全員が全員というわけではなくて、新庄市がやっぱり環境を向上させていくにしても、この有機農業の取り組みというのは、ハードルは高いけれども、推進していくことがこの地域の、地域自体の、新庄市自体のブランドも上げていくことにつながっていくのではないかなと考えております。

そして、地域医療の、済みません。公有財産購入費に関しては、面積が小さい場合は、その額を不用額としていくということだったので、これはわかりました。

そして、先ほどのスポーツ振興についてだったんですが、こちらは、寄附金をいただいて、100万円プラスになったわけで、当初計上していた720万円のところを、例えばそっちを620万円に減額して、いただいた100万円をプラスしてももともとの720万円になるものだから、残

りの部分ではほかの振興団体に何か活用するような案がなかったかなという意味で質問させていただいたんです。以上になります。

荒澤精也商工観光課長 議長、荒澤精也。

小野周一議長 商工観光課長荒澤精也君。

荒澤精也商工観光課長 「ミノムシ」の部分についてももう1棟というふうなお話かと思いますが、実際に今回昨年度、平成30年2月にオープンして以来好評を得ておりまして、本当にそれぞれ使い勝手がよいというふうなことで、皆様方から御好評も得ながら、今現在やっているところでございます。

その今後の部分についてでございますが、実際に今現在、第五蚕室の耐震改修工事が始まりまして、あわせて順次第四蚕室、第一蚕室というふうなことで整備していく中で、ますます交流人口等も生まれる部分が出てくると思いますので、その辺の部分も含めて今後検討すべきかなというふうに思っております。

小野茂雄農林課長 議長、小野茂雄。

小野周一議長 農林課長小野茂雄君。

小野茂雄農林課長 有機農業につきまして、今回農家の皆さんにこのやり方を広める機会を得ましたので、まず、今年度やってみて、もしかすると来年度別の手法でやるとか、そういったところがあるかと思えますけれども、継続してやっていけるように進めていきたいと思えます。

渡辺政紀社会教育課長 議長、渡辺政紀。

小野周一議長 社会教育課長渡辺政紀君。

渡辺政紀社会教育課長 スポーツ振興の負担金を減額してというお話でございましたけれども、やっぱりハーフマラソンにつきましては、当初計上させていただきましてお金の中でもなかなか運営が何とか頑張れるような状況ではあったんですけれども、今回いただきましたことで、より参加者にとってよりよい運営をしたいというふう考えておりますので、おもてなしの部分とか、PR、またはバス輸送の部分などに昨

年より充実を図りたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 私のほうから2点お聞きします。

1つは、23ページの水防費、水防活動事業費の中だと思うんですが、一般質問の際、森環境課長のほうから排水設備、本合海地区に設置されているわけですが、その排水設備が、私からも指摘させてもらったんですが、その施設の中のポンプの修理というか、部品いろいろ準備するという内容なのか、確認させていただきたい。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 清水議員には一般質問の際にも御質問いただいたところでございます。

排水ピットに設置してあります水中ポンプですが、やはりホースが折れたり、また外れたり、またホースに穴があいたりしましたり、性能が十分に発揮できない状態が続いておりました。

災害が続いたというわけではございませんが、性能を常に発揮できるような形で、水中ポンプから排水管に管を直接つなぐというような、今回の補正になっております。よろしくお願ひします。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） よろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、そのページの、その上の防災対策推進事業費工事請負、これの内容。

そしてまた、今回豪雨対策、豪雨被害の対策事業等は、格別補正予算にも出ていないように見受けられるんですが、農業委員会のほうに一つ聞いておきたい。

農業委員会のほうで、18ページ、農業委員会

運営事業費とあるわけなんです、農業委員の皆さん、今回のこの被害、農地関係いろいろ被害が出ておるわけで、その辺の農業委員の意見、どういうふうな形で話し合われて、この被害対応、被害状況、どういうふうに話し合われて、どういうふうに把握されて、どういうふうに進めようというか、農業委員会のほうでまとめ方をしているのか。ちょっとその辺わかればお聞かせいただきたい。

森 正一環境課長 議長、森 正一。

小野周一議長 環境課長森 正一君。

森 正一環境課長 ただいまの質問は、非常備消防運営事業費の中の工事請負費400万円ほど計上しているものでございます。これは、東庁舎前に震度計を設置しておりますが、東庁舎を解体するというところでございますので、それに伴い、上下水道庁舎脇へ移設工事を行うというものでございます。

三浦重実農業委員会事務局長 議長、三浦重実。

小野周一議長 農業委員会事務局長三浦重実君。

三浦重実農業委員会事務局長 では、お答えさせていただきます。

このたびの8・5、また8月30日、31日にかけて2度の豪雨災害を受けたわけですが、農業委員会といたしましては、8・5の際に受けた被害につきましては、農業委員会独自によります調査を行っております。

やはり、農業委員会としては、地域の実情が一番詳しいと。また、地番、地籍等、所有者まで含めて、また経営まで含めて理解のある方々が率先して、その被害状況を農林課のほうに集積をしまして、報告をさせていただいております。

また、このたび8月30日につきましては、保全会と一緒に、まず拡大した被害状況を調査させていただきまして、地域の中心となって活動させていただいているところでございます。以上です。

8 番（清水清秋議員） 議長、清水清秋。

午後2時11分 開議

小野周一議長 清水清秋君。

8 番（清水清秋議員） 局長、よろしくひとつまとめ方をお願いしたいと思います。

特に、何でもこういうことを聞いたかと。今回農業委員会の委員は、市長のそれなりの新たに農業委員会制度変わってからのそういうふうな対策を練ってもらうことになるわけですから、ひとつ市長もぜひ農業委員会のほうもきちんと指導していただきながら、対応していただきたいと思います。

あと、森課長、そういうふうな内容わかりました。

ここに出ていない、この今回の豪雨対策事業、いろいろな形でこれから出てくる。農林課長も10月をめどにまとめて対応したいということも聞いておりますので、ひとつその辺もしっかりと対応策を我々に後ほど説明していただければありがたいと思います。よろしくひとつお願いして、終わります。

小野周一議長 それでは、ただいまから10分間休憩します。

午後2時00分 休憩

午後2時09分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

ここで、議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）については、修正動議が提出されておりますので、ただいま事務局に移しを配付させます。

暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

本修正動議は、2人以上の発議者がおりますので、動議は成立します。

よって、修正動議を直ちに議題といたします。修正動議の説明を求めます。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

（叶内恵子議員登壇）

2 番（叶内恵子議員） 平成30年9月21日、新庄市議会議長小野周一様。新庄市議会議員叶内恵子、佐藤悦子。

議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）に対する修正動議。

上記の修正案を地方自治法第115条の3及び新庄市議会会議規則第17条の規定により提出します。

提案理由。修正内容。本案は、看護学校養成所費のうち、公有財産購入費（土地購入費）に伴う経費を削除するため、予算の一部を修正しようとするものである。

修正理由。新庄市の持続可能な社会を目指す上において、財政悪化を招かないように、一度立ちどまって、議論を重ね最善策を検討し見直すべきと考える。

1、看護師養成機関設置は必要。

看護師養成機関は、少子高齢化の進行により、医療・福祉分野で人材不足が深刻化している看護師を地元で育成する仕組みをつくり、若者の地元定着と医療機関等に従事する看護師を確保することが目的である。

新庄最上地域における看護師養成機関の設置は、新庄最上地域外への若者の人口流出に歯どめをかけるとともに、地域外から人を呼び込む効果が期待でき、地域の持続可能性の観点から市民も期待を寄せている。

2、カリキュラムの変更を待つて十分なよい

ものを。

しかし、日本医師会の「助産師・看護師・准看護師学校養成所調査」によると、看護師の知識・技能が高度化するにつれて、准看護師養成や2年制・3年制課程の応募者が減少しているのも現実である。これに反比例するように看護大学は増加しており、看護師養成が、准看護師や看護師養成校から大学などにシフトする傾向が顕著になっている。

また、現在、疾病構造の変化や少子超高齢社会の進展など医療をめぐる状況は大きく変わり、また医療・介護提供体制も大きく変化しようとしている中、看護師には、対象者の複雑性・多様性に対応した、より総合的な看護ケアの提供が求められている。これらに対応した、より総合的な看護が提供できる看護師を育成するためには、臨床推論力を養う教育や実習の追加、在宅領域の教育の増加などが不可欠であるため、従来の3年間の教育ではこれ以上の教育内容の追加は不可能であるということを理由に、日本看護協会では、これからの社会・医療に対応できる看護師を育成できるよう、看護師基礎教育の4年制化の実現に取り組んでいる。また、看護師養成における、カリキュラムの変更が2022年に予定されている。それに合わせた内容にするためにも十分に考えるべきである。

3、予定地についての吟味・合意が必要。

また、看護学校建設予定地については、議論を尽くしたと言えず、平成30年8月29日の全員協議会において、市長の要望は聞いたが、当該予定地ははっきりと確定したわけではない。

4、オリンピック前の建設資材等の高騰による市財政への影響。

看護師養成所開設準備事業費見込額についても、2020年にはオリンピック開催を控え、建設事業費の資材の高騰・人材の確保等不透明な社会情勢であり、予算額11億5,350万円におさまる保証はない。建築された建物の構造が鉄骨造

やRC造であれば、建築後約50年間使う建物となる。

5、あらゆる関係機関の意向を聞き、協力を得る努力不足。

市の総合戦略へのパブリックコメントでは、県立高での看護師養成校設置の要請をすること、深刻な介護員不足に対して、新庄コアカレッジ介護福祉科と締結し、介護初任者研修も取得できるカリキュラムを組むこと、介護業界に市独自の処遇改善対策を行うことで若者定住を図るという提案がなされている。しかし、深刻な介護職員の人材確保対策は、市独自で進められていない。

また、県立校での看護師養成校設置については、市が県に要請し、「高校再編を待って」との回答とのこと。新庄東高には、市は正式に看護師養成校創設の依頼はまだ行っていない。

6、住民・市民への説明不足。

看護師養成校設置について、市がどのように進捗させているのか、「分からない」市民が多い。看護師養成校を設置した場合、その運営費について、養成校が得られる入学金及び授業料の収益について、それ以外の収益について、国等からの交付金や補助金について、運営にかかる年間経費について住民・市民に明確に養成校運営の将来見通しを明確に情報公開を行う必要がある。その上で、養成校の設置の要否について必要であれば住民投票を行うか市民会議を行う必要がある。

もう一度立ちどまって、議論を重ね最善策を検討し見直すべきと考える。

別紙。平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）に対する修正案。

平成30年度新庄市一般会計補正予算（第3号）の一部を次のように修正する。

第1条第1項中、「6億8,748万4,000円」を「6億4,368万4,000円」に、「162億713万7,000円」を「161億6,333万7,000円」に改める。

第2条を削り、第3条中、「第3表」を「第2表」に改め、「同条」を「第2条」とする。

別紙第1表歳入歳出補正の一部を次のように改める。

第1表歳入歳出予算補正の歳入の表中、「19繰越金1繰越金2億8,111万8,600円、そして3億1,294万円」を修正の部分は「2,735万4,000円」、そして計で「3億854万円」に、そして、21款市債の1項市債を減額し、修正案は、「6億8,748万4,000円」から「6億4,368万4,000円」に減額し、合計が161億6,333万7,000円に改めるとしました。

参考資料を添付させていただきまして、このように修正案とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

小野周一議長 それでは、ただいまの修正案に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

16番(石川正志議員) 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番(石川正志議員) 前にも新聞折り込みで同じような内容を既に拝見しております。

提案理由に関しては、私も一部納得できる部分もあるのですが、修正動議案の1ページの3、予定地についての吟味・合意が必要ということがありますが、我々議員にも9月定例会に入る前、この文書中にもありますが、8月29日まで全協をやられて、看護師養成校の候補予定地の説明を頂戴したと。

ということは、推測しますが、前段で清水議員が代表を、会長を務められております看護師養成校の特別委員会を議会においても設置していると。また、ちょっと私は不自然だなと思うんですが、発議者である叶内恵子議員も看護師養成校の特別委員会に所属しておりまして、我々入っていない議員よりはこの件に関して執行部もしくは議員間同士で協議する機会が多かったはずなのに、その努力を私は怠ったのではないかなと推測します。

その辺のまずお答え、最初直近の議会特別委員会の開催は、今定例会中あったというふうに聞いておりますが、9月定例会に入る8月29日の全員協議会を開く上での看護師養成校の特別委員会の中では十分な質疑されなかったんでしょうか。

2番(叶内恵子議員) 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2番(叶内恵子議員) 8月17日の特別委員会を言っていっちゃると理解してよろしいでしょうか。(「全協直前」の声あり) 8月17日でよろしいでしょうか。全協の前の特別委員会で、大変私ごとで申しわけないんですが、体調のところに、体調のほうが悪くちよっと悪くなりまして、その日欠席をしてしまった。欠席したのは、私の責任で、欠席をしたということは、そこで何も発言しないという意思表示にとられてもしょうがない。皆さんの話、議論をされたところに、また、決められたところに賛成であるということでも、そうでしょうかと言われても、いたし方ない。何の弁解もできない状況のことであるんですけれども、それは、そちらのほうは議論のほう、自分がちよっといなかったということが現実です。

その、今回やはり看護学校自体を否定しているものではなくて、議論というか、議会の中であったり、委員会の中であったり、議論が進む中で、ただ、多くの市民が、いきなり何であそこに何か人が来ている。例えば、今の土地について、人が来ている。何かやっている。井戸でも掘るんだろかなんていう、そこからいろいろな質問が、疑問が湧いてきて、やはり何でもここなんだろという多くの声を聞くことになりました。

また、資材の高騰ということからも考えても、ちよっと落ちついて、じゃどこが一番新庄市にとって、税金を使うわけですから、市民はどこがいいと望んでいるのかということも含めて、

考える時間があってもいいのではないかと思うに至りました。

その提出であります。そういった意味も含めた提出であります。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） 前、私が伺っている、余計なことは答えなくてもいいので。これ、発議者への質問から若干それますが、議会として、先ほどの修正動議のときも議長経験者でもある清水議員のほうからいささかちょっと乱暴ではないかなと。私も同感でございます。

形式さえ整って、地方自治法でも動議の発議はできるということで、事務局も法にのっとり、人の話を黙って聞いていてください。これはできるんですが、ここは議長、ちょっと質疑の場をかりて言うべき話ではないんですが、例えばこの本会議を暫時休憩いたしまして、会派代表者会もしくは議会運営委員会を開催し、看護師養成校である特別委員会の長でございます清水議員より、特別委員会の話し合いの経過を一度お聞きする時間をつくっていただけませんか。

小野周一議長 暫時休憩します。

午後2時29分 休憩

午後2時30分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開します。

会派代表者会を開きますので、暫時の間休憩します。

午後2時31分 休憩

午後2時39分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

修正案に対する質疑ありませんか。

16番（石川正志議員） 議長、石川正志。

小野周一議長 石川正志君。

16番（石川正志議員） お取り計らいいただきましてありがとうございました。

やはり、ちょっと私は違和感が残るということです。新庄市議会も常任委員会2つあるように、より深く議論できるように委員会を設置してございますので、その話し合いを私はどうしても軽視しているのかなということで、残念であるということを申し上げて、私の質問を終わります。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。

12番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

12番（佐藤卓也議員） それでは、私のほうから質問させていただきます。

先ほども石川議員がおっしゃったとおり、私たち議員のほうでも、平成29年6月20日ですけれども、看護師養成機関調査設置特別委員会を設置しております。

その中において議員の中で、提出者が森儀一委員、佐藤義一委員、そして遠藤敏信委員、そして私4名で設置されておまして、その理由といたしましては、その設置機関に係る諸問題について必要な調査研究を行うとさせてもらっています。その中において特別委員会のほうでも清水委員長を初めとして、十分な議論がなされて、今回このような、要は看護師養成校について話し合われたと感じております。

その中において、多分先ほど言ったとおり、叶内恵子委員も特別委員会に入っておられて、その中において十分な議論を重ねておると思うんですけれども、その中で、どうして、要はもう一度立ちどまって議論を重ね、最善策を講じたいと言うんですけれども、特別委員会の中でどのような議論をなされて予算を決定されたのか。ちょっとそこら辺をお伺いしたいと思えます。

そこで議論をしっかりと出されて、私たちに全協にかかって、そして本議会でこのような修正案を出されたと思うんですけども、簡単に言えば、特別委員会のほうでゴーを出したから、私たちのほうもそれに納得したと思っておりますけれども、特別委員会の中ではそういった、こういったような修正予算を出すとか、予算についてとかという、詳しい話をなされたのか、なされなかったのか、よろしくお願ひします。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 特別委員会の中で、予算の決定などはしていないと意識しております。

そしてまた、予算を決定する場ではないかと思っております。

また、今回の修正動議につきましては、地方自治法に沿いまして、適法に提出させていただいたものであります。以上です。

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） ということは、余り予算のほうは質疑されていなかったということですね。わかりました。

だとすれば、もう少し特別委員会のほうでも調査研究を行うのですから、予算面などもしっかり調査したほうがよかったと思うんですけども、ここでしていなかったということなので、仕方ありません。

しかしながら、特別委員会は、私たちも設置しておいて、それでももう少し議論を重ねるといふのは、いかななものかなと感じております。もう少し特別委員会の中でもしっかり話したほうがよかったのかなと、今さらながら思っております。

その中において、今回予算もしかり、もう少しいろいろな努力をするべきだと思うんですけども、特に、2ページ、市民、住民への説明不足とありますが、私たちは、市民の代表であ

り、市民の意見を吸ってこの場に出ていると思ひます。

逆に言えば、市民の方に説明する立場だと思うんですけども、そこら辺を十分に話なかったのかと思ひますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 済みません。予算というのは、建設費の予算ということの理解でよろしかったでしょうか。

それは、8月17日の委員会のほうに提出されてまして、大変本当に私の不徳のいたすところで、欠席をしまして、その議論のところには自分はずっとおりませんで、それで、全協の場に来て、ほかの議員から出なかった質問であれば、できるのかと思ひ、質問をさせていただいたところ、皆さん御承知のとおり、委員会に行っていてここで質問するのはいかななものかというふうになったのは、皆さん御承知のことだと思ひます。

そのほかについては、やはりこちら、動議は適正に提出させていただいているかと思ひますので、以上になります。

小野周一議長 叶内議員、動議については、正式に受理しましたので、それに関してはいいです、言わなくても。受理しましたので、だから今やっているんですから、その辺は間違いのないように。（「はい」の声あり）

1 2 番（佐藤卓也議員） 議長、佐藤卓也。

小野周一議長 佐藤卓也君。

1 2 番（佐藤卓也議員） もう一度繰り返しますが、何回も申しているとおひり、特別委員会でゴーを出したものを私たちは決議しております。

その中で、多分賛成の意見、そして反対の意見もありますが、委員会で通ったものを私たちは、9名で通ったものに対して私たちはしっかりと賛成していますので、その特別委員会のメン

バーの委員の方がこの修正動議を出すというのは、ちょっと私にとっては非常に感慨深いものがありまして、もう少し、出すならば、特別委員会のほうでしっかり審議をしていただきたかったと思います。以上です。

2 番（叶内恵子議員） 議長、叶内恵子。

小野周一議長 叶内恵子君。

2 番（叶内恵子議員） 佐藤卓也議員がそう思うのであって、議論というのは、委員会に入っていようが、委員会主義であることは理解しているんですが、さまざまな、さまざまなというか、時の経過も含めて、時代の流れも、時代の下っていくことも含めて、考えたり研究したりすることがそのとき話し合ったことが全てでは、でも、それが全てでは自分はないのではないかなと思います。

そして、市民の声をと先ほど言いましたが、じゃ、佐藤卓也議員自体が何名の市民の声を聞いて賛成というか、なのであるのか。私自身も何名、今回ちょっと本当に身近の周辺の方々からもうちょっとゆっくり議論して、こういう内容で進めているんだということを市報なりに本当にわかるように、進捗状況を公表していただいて、その中で市民も話ができる場というのがあれば、非常にわかりやすいんだけど、やっぱりどういうふうに進んでいるのかわからない。こうなっているとって、え、全然知らなかったという声が本当に多数だったものですから、ということは御理解いただきたいなと思います。

小野周一議長 ほかにありませんか。

18番（佐藤義一議員） 議長、佐藤義一。

小野周一議長 佐藤義一君。

18番（佐藤義一議員） 済みません。たった一言だけ。短く言います。

さっき佐藤卓也議員が質問されたときに、予算のことまでは話にならなかった。後で修正して、測量費については、話し合われた。建設費

は聞いていない。

学校を建てましょうという特別委員会ですよ。建てる、建てない、それに伴う予算なわけですよ。その予算表示もなくて、ただやりましょうなんていうのは、そんな行政あるわけじゃないですか。金額がこのぐらいかかります。これだけの施設が必要ですよという、そういう話をして、その中で審査するわけでしょう。

私は、今の金額なんて表示聞かなかったという言い方は、行政やっている人たちに対して不調法な話ですよ。私は聞かなかっただけ。あなた休んだということ正当化しますけれども、議員活動は、議員の仕事にまさる議員の活動はないんです。ほかに仕事がある、そういう言いわけはないんです。

それから、もういいです。答えなくていいです。

一言だけ、1つ年上の者としてアドバイスします。規程集に内規ありますね。市議会には。あなた方が当選されたとき恐らく事務局に渡されたと思います。そこをもう一回熟読してください。委員会条例等もありますので、そこを熟読して活動されたほうがいいんじゃないかと思えますので、わざわざ手を挙げて答えなくても結構です。

小野周一議長 ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより修正動議に対する討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

小野周一議長 御異議なしと認めます。

初めに、修正動議について採決をいたします。
本案は、電子表決システムにより採決いたします。

修正動議に賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成6票、反対9票、棄権2票、賛成少数であります。よって、修正動議は否決されました。

次に、原案について討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第60号平成30年度新庄市一般会計補正予算(第3号)は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議あり」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議がありますので、電子表決システムにより表決を行います。

議案第60号については、原案のとおり決することに賛成の諸君は賛成のボタンを、反対の諸君は反対のボタンを押してください。

(電子表決)

小野周一議長 投票を締め切ります。

投票の結果は、賛成10票、反対5票、棄権2票であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

日程第17議案第61号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別

会計補正予算(第2号)

小野周一議長 日程第17議案第61号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第61号平成30年度新庄市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

日程第18議案第62号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第18議案第62号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わってお

りますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第62号平成30年度新庄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

日程第19議案第63号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第19議案第63号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 別に質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第63号平成30年度新庄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

日程第20議案第64号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第20議案第64号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1番(佐藤悦子議員) 21ページの5の1の介護保険基金、保険給付費準備基金積立金のこれが補正で5,000万円余り出ております。これは、前年度繰越金でという話が説明でありましたけれども、平成29年度思ったよりも繰越金がふえたということに捉えてよろしいのでしょうか。

また、平成30年度に介護保険料、いろいろな見直しを見たときに、引き上げざるを得ないんだということで上げているわけなんですけど、この上げた結果、思ったよりも余裕が出ていると

見ることはできないのか。どうでしょうか。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 議長、
青山左絵子。

小野周一議長 成人福祉課長兼福祉事務所長青山左絵子君。

青山左絵子成人福祉課長兼福祉事務所長 積立金につきましては、平成29年度の歳入額から歳出額を引いた形式的な収支から今回、平成29年度の補助金等精算を行いまして、その償還金を引いた額ということになりますけれども、予定よりも若干多くなったのではないかなと考えております。

なお、この積立金につきましては、次期、第8期の事業計画のときに、その用途につきまして十分に検討したいと思っております。

小野周一議長 ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 ほかに質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第64号平成30年度新庄市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

日程第21議案第65号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特

別会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第21議案第65号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第65号平成30年度新庄市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第22議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)

小野周一議長 日程第22議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

本件に関しましては、既に説明が終わってお

りますので、直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第66号平成30年度新庄市水道事業会計補正予算(第1号)は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時02分 休憩

午後3時08分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開いたします。

日程の追加

小野周一議長 追加案件が出ておりますので、ここで議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長佐藤義一君。

(佐藤義一議会運営委員長登壇)

佐藤義一議会運営委員長 それでは、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告いたします。

本日午後3時5分より、議会運営委員6名出席のもと、議会議務局職員の出席を求めて議会運営委員会を開催し、本日の本会議における議事日程の追加について協議をいたしたところであります。

協議の結果、議会議案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出についての議会議案1件を本日の議事日程に追加していただくことにいたしました。

以上、よろしくお取り計らいますようお願いを申し上げ、議会運営委員会における協議の経過と結果について報告といたします。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま議会運営委員長から報告がありました議会議案1件を本日の議事日程に追加することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会議案1件を本日の議事日程に追加することに決しました。

ここで、追加日程を配付するため暫時休憩いたします。

午後3時09分 休憩

午後3時13分 開議

小野周一議長 それでは、休憩を解いて再開いたします。

**日程第23議会議案第1号日本政府
が速やかに核兵器禁止条約に署名
し、国会が批准することを求める
意見書の提出について**

小野周一議長 これから追加日程に入ります。

日程第23議案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務文教常任委員長奥山省三君。

(奥山省三総務文教常任委員長登壇)

奥山省三総務文教常任委員長 それでは、議案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出します。平成30年9月21日。新庄市議会議長小野周一殿。提出者、新庄市総務文教常任委員会委員長奥山省三。

次のページをお開き願います。

別紙。

日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出。

2017年7月7日国連において、日本を除く122カ国の賛成によって「核兵器禁止条約」が採択され、同年12月10日には、核兵器廃絶国際キャンペーン「ICAN」にノーベル平和賞が授与されました。今国際社会は核抑止力ではなく、核兵器廃絶による平和構築に大きく前進しています。

唯一の戦争被爆国である日本は、被爆者の「原爆をなくしてほしい」という痛切な願いに応え、国際社会において核兵器廃絶の先頭に立つ責任があります。しかし、日本政府が核保有国の側に立ち、この「核兵器禁止条約」に反対する行為は、被爆者の思いを踏みにじり、国際平和に逆行するものです。この「核兵器禁止条約」は、核兵器の法的禁止の内容を定め、加盟国に核兵器の開発、実験、生産、製造、取得、保有、貯蔵などの禁止を義務付け、さらに、使用、使用の威嚇を禁じている画期的な条約です。日本政府の日頃の平和政策には敬意を表すると

ころですが、より一層の実効性のあるこの「核兵器禁止条約」に直ちに賛成し、署名・批准すべきです。

「核なき世界」の実現は、被爆者、日本国民、そして全世界の人々の切なる願いであり、新庄市においても「平和都市宣言」を制定しています。地球上から核兵器をなくすことこそ、唯一の平和への道であることを信じ、日本政府が「核兵器禁止条約」に署名・批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先、衆議院議長宛て、参議院議長宛て、内閣総理大臣宛て。

以上です。

小野周一議長 お諮りいたします。

ただいま説明のありました議案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出については、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

初めに、議案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について質疑ありませんか。

1 番(佐藤悦子議員) 議長、佐藤悦子。

小野周一議長 佐藤悦子君。

1 番(佐藤悦子議員) 耳が悪かったら申しわけないんですけども、別紙のこの文章の3行目に、最後のほうに「賛成」と文書に書いてあるんですが、奥山委員長は「脅威」と読んだような気がするんですが、賛成でよろしいんですね。確認です。(「文書のとおりだろう」の声あ

り)

小野周一議長 暫時休憩します。

午後3時18分 休憩

午後3時19分 開議

小野周一議長 休憩を解いて再開します。

総務文教常任委員長奥山省三君。

奥山省三総務文教常任委員長 「賛成」というふうに私は読んだと思っています。

小野周一議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。ただいまのところ討論の通告はありません。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 討論なしと認めます。よって、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。

これより採決いたします。

議会案第1号日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出については、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

小野周一議長 御異議なしと認めます。よって、議会案第1号は原案のとおり可決されました。

閉 会

小野周一議長 ここで、市長より御挨拶があります。

市長山尾順紀君。

(山尾順紀市長登壇)

山尾順紀市長 9月7日から始まりました長期にわたる9月定例議会、慎重審議まことにありがとうございました。

実りの秋を目の前に、多くの農家の皆さんに被害が出ている状況を把握しているところであり、早急に対応するよう、全力で取り組んでまいりたいというふうに思います。

また、今回は、修正動議等のことも議論が行われたわけであり、補正予算の中で、看護師養成校については、全員必要であるというような意見だというふうに受け取ったところです。

ただし、ほかのことについては、拙速にならずに、丁寧に説明をするようにというふうなことが加わっているというふうに承知したところであります。

現在県とも協議がかなり進んでおりまして、今後総合支庁長を窓口といたしまして、正式に場所が決まったということをもって、今後県の対応へのお願いに参る予定であります。当然、支えていただいている県議の皆様にもこれまでの経過、そして今後の取り組み等について説明を申し上げ、同行いただきながら、知事への要望を繰り返してまいりたいというふうに考えております。

一般の議会、さまざまな御意見いただきましたけれども、皆様の御意見は、市の市勢発展のための御意見だというふうに十分に受けとめているところであります。

今回いただいたことを、決算議会でありますので、来年度の予算等について配慮できることはしっかり配慮しながら、市民の安心安全、そして若者への希望と夢を実現できるような市政に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

9月議会、慎重審議、まことにありがとうございました。

小野周一議長 以上をもちまして、平成30年9月

定例会の日程を全て終了いたしましたので、散
会いたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 3 時 2 2 分 閉会

新庄市議会議長 小 野 周 一

会議録署名議員 佐 藤 悦 子

〃 〃 佐 藤 義 一